

議 事 日 程 第 3 号

平成25年2月28日（木）午前9時開議

日程第1 代表質問

日程第2 議第45号 米沢市一般職の職員に対する退職手当支給条例等の一部改正について

日程第3 議第46号 米沢市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第4 議案の付託

日程第5 請願の付託

本日の会議に付した事件

議事日程第3号と同じ

出欠議員氏名

出席議員（24名）

1番	佐藤 兵 議員	2番	高橋 義和 議員
3番	小久保 広信 議員	4番	我妻 徳雄 議員
5番	木村 芳浩 議員	6番	高橋 嘉門 議員
7番	小島 卓二 議員	8番	高橋 壽 議員
9番	白根澤 澄子 議員	10番	佐藤 忠次 議員
11番	遠藤 正人 議員	12番	堤 郁雄 議員
13番	工藤 正雄 議員	14番	齋藤 千恵子 議員
15番	島 軒 純一 議員	16番	海老名 悟 議員
17番	相田 克平 議員	18番	洪 間 佳寿美 議員
19番	相田 光照 議員	20番	中村 圭介 議員
21番	山村 明 議員	22番	鈴木 章郎 議員
23番	山田 富佐子 議員	24番	佐藤 弘司 議員

欠席議員（なし）

出席要求による出席者職氏名

市 長	安 部 三十郎	副 市 長	小 林 正 夫
総 務 部 長	須 佐 達 朗	企画調整部長	山 口 昇 一
市民環境部長	赤 木 義 信	健康福祉部長	菅 野 智 幸
産 業 部 長	小 川 正 昭	建 設 部 長	唐 澤 一 義
会 計 管 理 者	遠 藤 善 則	総 務 課 長	菅 野 紀 生
財 政 課 長	後 藤 利 明	総合政策課長	我 妻 秀 彰
水 道 部 長	松 村 孝 義	病院事業管理者	芦 川 紘 一
市 立 病 院 長	加 藤 智 幸	教 育 委 員 会 長	高 橋 英 機
教 育 長	原 邦 雄	教育管理部長	神 田 仁
教育指導部長	土 屋 宏	農業委員会会長	伊 藤 精 司
農 業 委 員 会 長	高 橋 寿 一	選挙管理委員会 委 員 長	小 林 栄
選挙管理委員会 事 務 局 長	高 橋 龍 一	代表監査委員	高 野 欽 一
監 査 委 員 会 長	佐 藤 利 信		

出席した事務局職員職氏名

事 務 局 長	後 藤 俊 英	事 務 局 次 長	高 野 正 雄
副 主 幹 兼 議 事 調 査 係 長	松 田 順 子	庶 務 係 長	青 木 重 雄
主 査	堤 治	主 任	渡 部 真 也

午前 9時00分 開 議

○佐藤 晃議長 おはようございます。

ただいまの出席議員23名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第3号により進めます。

.....

日程第1 代表質問

○佐藤 晃議長 日程第1、代表質問を行います。

順次発言を許可します。

米沢維新会代表、6番高橋嘉門議員。

〔6番高橋嘉門議員登壇〕（拍手）

○6番（高橋嘉門議員） 皆さん、おはようございます。米沢維新会の高橋嘉門です。よろしくお願ひいたします。

きょうは2月の最後の日ということで、1年ももう2カ月が過ぎまして、春らしいきょうは日差しが差しているようでございます。今年度も1カ月を残すところになりましたので、いろいろ議員の方、当局の方におかれましても、思いのある1年度が一つの区切りがつくのかなと思います。

山形県の人口が115万人を切ったということで、114万9,300人とかとありましたが、ピークが1950年ということで昭和25年ごろでしょうか、ですからもう62年、ちょうど団塊の世代の方が生まれたころがピークということです。米沢市は現在8万6,800人ぐらい。米沢市のピークも同じころで、10万人いくかいかないかかなと思います。

それで、この間、愛知県の副町長が人口の水増しをしたというニュースがございました。数字への価値観について今、景気であったり物価であったり、数値目標とかは上がることが一つの価値観となっておりますが、一つ考えてみます

と、少なくなつて喜ばれるものもあるわけでございます。例えば犯罪件数とかごみの処理量とか、また借金の残高とか、いろいろそういうことがあるわけですが、そのことを含めながら、今後なかなか右肩上がりの時代ではない中で価値観を考えながら、数字という物差しだけでなく、ものの価値、また米沢市の目指す方向の価値、そんなものを考えながら市勢発展のために皆さんとともに頑張っていきたいと考えます。

それでは、早速、入ります。

産業振興施策と雇用拡大に向けて。

長期にわたる円高基調も金融緩和策により底を打ち、円安が進展して、輸出関連株を中心に株価が上昇し、景気動向に明るさが戻りつつあります。本市の雇用情勢として、直近の有効求人倍率は0.7前後かと思いますが、県内でも低い状況にあります。本年の新規学卒者の就職状況と、現在求人が伸びている業種や産業はどのようなものがあるのか、お聞きいたします。

新年度においても雇用確保と拡大に向けて「雇用創造推進事業」が取り組まれていくわけですが、これまでの成果を検証して今後の推進についてどのように考えておられるのか、お伺ひいたします。

3年目を経過いたしました「緊急雇用創出特例基金事業」については、雇用創出事業が新年度予算においては縮小しているところですが、これまでの成果と今後についてお伺ひいたします。

また、緊急雇用から安定雇用に向けた対策はとられたのか、お伺ひいたします。県の施策として「やまがた新雇用安定プロジェクト事業」に基づき有期雇用者を正規社員にした事業主には奨励金を支給する事業について、取り組まれているのか、お伺ひいたします。

また、金融対策として、この3月に期限切れとなる貸し剥がし対策の「中小企業金融円滑化法」について、本市においては、その後の金融対策として対応していかなければならないこと

があるのか、お伺いいたします。

次に、有機ＥＬの産業化支援について。

山形大学工学部を中心とする学術研究機関と産学官連携による有機ＥＬ関連事業への支援が約10年間の節目を迎えようとしております。そして、事業化も進展してきております。そこで、10年の総括として、国、県及び市として支援体制がとられておりましたが、これまで市として本事業への投資総額はどれくらいになるのか、そしてその成果についてどのように検証してもらえるのか、お伺いいたします。

また、本市として企業誘致活動や有機ＥＬ事業への参入促進に向けて、この有機ＥＬ事業をどう位置づけて、どのようにアピールして誘致活動に取り組んでおられるのか、お伺いいたします。今後、本市を中心とした地元中小企業など、有機ＥＬ関連産業への参入や事業の受注促進による雇用創出・拡大に向けた中小企業への支援体制についてどう取り組まれるのか、お聞きいたします。

次、農業の振興について。

先ごろ安倍総理の訪米によって、ＴＰＰ交渉参加に向けた動きが加速していくものと考えられます。今後の農業を取り巻く状況や振興施策に大きな影響が出てくるものと予想されます。

新年度より本市の未来を担う「農業振興計画」の策定が進められますが、策定に当たっては、本市農業の特色を生かしたコンセプトや将来像についてどのように考えておられるのか、そして持続可能な自然環境に配慮した観点も重要な要素と考えますが、いかがでしょうか。これについてはきのうも議論がありましたが、簡単に米沢市の自然環境や特性といいますか魅力を生かしたという観点でお願いしたいと思います。

また、山形県は将来農業総産出額3,000億円を目指した積極的な施策展開を進めておりますが、本市においては、最近のデータでは平成15年の81億2,000万円がピークで減少傾向にあります。

農業産出額拡大に向けた本市の取り組みはどのようなされますか。

そして、当然農産物生産だけにとどまらず、産出額・農家所得拡大に向けた取り組みとして付加価値をつけた有利販売につなげる農業の6次産業化が重要な課題と考えますが、本市の施策展開の状況と今後の取り組みについてお伺いいたします。

国、県としても現在、日本の良質な農産物の海外輸出を推進しております。県内では朝日町のリンゴが台湾、また一部の米も中国に輸出があります。本市でも米沢牛などの農畜産物の海外輸出について考えられているのでしょうか。

新年度に、交流人口拡大と自然と農村・農産物などのＰＲを進める、都市圏の子供たちを農山村に「教育旅行」という事業がありますが、どのくらいの規模で実施され、どのような成果を期待されている事業なのか、お伺いいたします。

次に、中心市街地活性化に向けた方向性。

中心市街地活性化事業によるまちなか再生の中核事業として新文化複合施設の建設に着手されますが、同時にまちなか歴史公園や武者道が整備され、これらの施設と市民の文化交流拠点の魅力としてつながって、にぎわいづくりをしていくという考えであります。公園・施設整備だけではにぎわいは難しいと考えます。何よりも活性化協議会や商店街、経済団体、文化団体などのマンパワーによる積極的な活動展開がなくてはならないし、そこに行ってみたくなる魅力づくりが重要と考えますが、そのための活動の方向性や対応策についてお伺いいたします。

都市再生整備事業は平成26年度末新文化複合施設建設後で一応の区切りとなります。その後のポポロビルへの対応と、まちの広場の問題と中心地域ゾーンの今後の方向性と、都市再生整備事業の第2期といいますか、パート2が考えられているのか、お伺いいたします。

次に、道の駅整備に向けたスケジュールは。

東北中央自動車道が平成29年度に開通の見通しとなり、新直轄事業の無料の高速道路となるわけですが、その道路構造上、道の駅がどのようなイメージになるのか、また規模はどのくらいになるのか、お聞きいたします。

新年度より基本構想策定に取り組まれるわけですが、本市の経済効果や産業振興にとどまらず、置賜圏域の振興につなげていく人的・物的交流の拠点として、発信基地としてなり得る構想が必要と考えますが、いかがでしょうか。

また、整備に当たっては、国、県からの財政支援が必要と考えますが、どのようなメニューが考えられますか、お伺いいたします。

2、活力あるまちづくりの施策について。

協働提案制度の実績と成果は。

市民と行政との協働によるまちづくり推進のため「協働推進基本条例」が制定され、市民と行政がともに課題解決していこうという理念を持って協働のまちづくりを推進している中で、現在新文化複合施設建設がまちの広場に変更されることについて地元中部地区を中心に反対運動が起きていることは残念であり、今後も行政として理解を得るために説明責任を十分に果たしていくべきと考えます。

市民の主体的なまちづくりへの参画を推進して地域課題解決に向けて「協働提案制度」が実施されていますが、これまでの実績と成果についてお伺いいたします。

また、協働のまちづくりの担い手となる人材育成のために公益活動支援や人財養成講座などがありますが、市民の取り組みやすいように見直し検討していく必要があると考えます。例えば、学生・若者や女性・子育て世代、高齢者など、世代別などによる人材育成やコミセン単位の取り組みなどはどうでしょうか。そして、新年度の「輝くわがまち創造事業」は、協働のまちづくりとの関連性と、地域の人材育成につながっていくものなのか、お聞きいたします。

次、「地域おこし協力隊設置事業」と地域活動とのかかわり。

この事業は国の特別交付税で手当てされるとお聞きしております。総務省のこの事業の目的としているところはどのようなことなのか、お聞きいたします。

また、協力隊の人材は派遣されると聞いておりますが、どのような方々が派遣されるのか、お聞きいたします。

地域おこし協力隊にはどのような活動が期待され、本市にとって期待される成果はどのようなものがあるのか、また本市の地域に根差した活動としてコミセン活動が展開されておりますが、そことのかかわりはどうなるのか、お伺いいたします。

次に、婚活支援事業の現状と成果は。

少子高齢化や人口減少の進行が著しい地方自治体、そして山形県も市町村でも婚活支援に向けた事業が数多く実施されてきております。本市でも以前から出会いの機会づくりとしてホワイトフェスタや農業委員会の「後継者結婚対策事業」などが実施されております。その実施の状況と、実際結婚へとつながる成果があったのか、また今後の課題はどのようなことなのか、お伺いいたします。

また、新しく社会教育課では「出逢いの機会づくり応援委員会」が各コミセンから推薦された委員で構成し、設置されました。その活動状況についてお伺いいたします。

婚活支援活動については各部署で取り組まれておるわけですが、庁内横断的な取り組みが必要でありますし、専門分野の方の意見を聞くなり、また先進地事例などを参考にして、今後連携を持って進めていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

次、若者の移住・定住促進対策について。

今年度からU・I・Jターン者への「若者住宅取得支援事業」が実施され、受け付け当日で予

算枠がいっぱいになったと聞いております。反響がよかったものと思います。新年度は予算を増額しておりますが、申請要件への要望や改善点は検証され改善されたのか、お伺いいたします。

そして、今後の移住・定住の促進対策に向けた課題として若者への雇用対策が考えられると思いますが、「若者起業支援事業」や雇用安定に向けた施策について関連性と連携のある政策の方向が必要と考えますが、いかがでしょうか。

3、安全・安心なまちづくりに向けて。

子育てしやすいまちづくり。

少子化、育児不安の背景には、仕事と子育ての両立の困難さや子育てにかかる経済的負担の大きさなどがあります。誰もが安心して子供を産み育て健やかに生活できる社会基盤と環境の整備が求められております。

新年度予算では今まで小学1年生までの外来医療費軽減措置を3年生まで拡大されることになったことは、大きな進展だと思います。来年度、県では子供の入院費補助を新たに中学生までを補助対象といたします。県内の多くの市町村では医療費給付事業を小学6年生までに拡大する動きがありますが、本市においても今後拡大していく考えはあるのか、そして6年生まで拡大した場合の予算の試算はなされておるのか、お伺いいたします。高学年になると子供たちの医療機関への受診は減少すると思いますので、今後拡大の方向で取り組むべきと要望いたします。

今冬も3年連続の大雪で、豪雪による保育所・幼稚園・学童施設などの子育て施設における除雪費が増加している実態があります。最終的には保護者負担となっておりますし、また現在本市では高齢者への除雪対策はありますが、子育て施設への支援対策はできないものか、お伺いいたします。

また、少子化対策として本年度より不妊治療費補助事業が実施されておりますが、その相談・

治療の現状と成果はどのようになっているのか、お伺いいたします。

次に、「生きる力」を育てる教育に向けた本市の特色は。

いじめ、体罰などによる不幸な自殺や、先ごろは小学5年生が学校の統廃合問題などを悲観して自殺に至った事件があり、通常では考えられない事案が起きてきております。

本市では、「がってしない子ども」を目指した、たくましく生きる力を育てる取り組みとして、不登校対策として、平成14年度から「スクールガイダンスプロジェクト事業」が実施されております。そして、教育相談員、不登校専門員、適応指導員などを配置して対応しているところでございますが、本市の小中学校の不登校・不適応児童の現状と実態についてお伺いいたします。

教育相談への対応や各種指導による効果と改善された状況はどのようになっているのでしょうか。そして、教育委員会として不登校の未然防止や学校不適応児童への適切な指導について、市内全校に対して有効な対応や指導として共通認識のある、これは余り言葉はよくないんですが、マニュアルのようなものは持っておられるのか、お伺いいたします。

現在の教育を取り巻く環境を踏まえて、文部科学省は道徳教育の強化を打ち出しております。本市として道徳教育の充実に向けた教育方針や特色のある、特に生きる力を育てるための道徳教育のあり方についてどう取り組まれるのか、お伺いいたします。

次に、医師・看護師不足解消に向けて。

市立病院会計が3月補正予算において収益的収入が4億6,000万円余り増収となりました。これは経営改善に向けた努力のたまものと存じます。しかし、経営改善に向けては、近年の医師・看護師不足が大きな課題となっているものと思います。現在の市立病院の医師・看護師不足の状

況についてお伺いいたします。

また、解消対策として大学医局への派遣依頼や看護師養成のための奨学金制度などに取り組んでおりますが、その成果と課題はどう認識されているのかお伺いいたします。

現状の中で、病院経営において経営改善に対し医師・看護師不足が弊害・障害となっていることと思いますが、その実態についてお伺いいたします。

次、悪臭問題の全面解決へ向けた取り組みは。

この問題については、当局とともに議会としても特別委員会を設置して解決に向けて取り組まれて6年以上になります。これまで、原因事業者に対して、行政、市民、3者による協定書の締結や専門的知見による調査に基づいた指導・勧告を実施してまいりましたが、現時点での事業者の対応は法令遵守の観点から良心的な対応と認識しておるのか、お伺いいたします。

また、今後の対策として、専門的知見による支援業務とはどのように進められるのか、お伺いいたします。

当局の全面的解決とはどのような状態になったときのことをいうのか、ここで確認したいと思います。

今後、本市として徹底した指導・勧告を進めていく中で、事業者の許認可などの面で限界が出てくることが考えられますが、そのときの対応はどのようなされるのかお伺いいたします。

次、流雪溝の計画的整備の現状について。

今冬も豪雪対策本部が設置され、3年続きの大雪となり、除雪費も膨大になっております。ここ数年10億円前後で推移しております。また、市民生活や経済活動にとって大きな障害であり、本市の重要課題であります。市民生活の安心・安全にとっても重要度が高く、要望が強い施策となっております。現在、流雪溝整備事業については、水源確保の課題はありますが、豪雪対策事業、交付金事業と道路側溝整備に関連して

大体年間1億数千万円の予算で進められております。特に今冬は流雪溝の沿線は雪がきれいに片づけられており、市民生活にも余裕があるように感じられます。

冬期の市民生活の課題解決のため計画的な整備が求められている中で、面的整備の実施状況と今後の整備計画についてお伺いいたします。そして、早期整備促進に向けた積極予算による整備計画見直しの考えはあるのか、お伺いいたします。

以上、3項目について質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○佐藤 亮議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの高橋嘉門議員の御質問にお答えをいたします。

私からは産業振興施策と雇用拡大について、そして悪臭問題の全面解決への取り組みについてお答えをいたします。その他につきましては部長よりお答えします。

初めに、雇用関係であります。平成23年7月から3カ年で取り組んでいる雇用創造推進事業につきましては、まちなかにぎわい再生と新産業創出、観光産業の活性化を重点分野として設定し、企業向けの雇用拡大メニュー、求職者の技能向上や起業家を育成する人材育成メニュー、就職の機会を創出する就職促進メニューの3つのメニューで、各種セミナーの開催や就職情報の発信、就職面談会の実施などを行っております。

平成23年度の実績としては、9カ月間の事業期間で80名の就職を支援しております。今年度につきましては100名程度の就職を見込んでおり、求職者の安定就職に大きく寄与しているものと考えており、来年度も効果的なセミナー等を開催し、雇用の創出を図っていきたいと考えております。

また、緊急雇用創出臨時特例基金事業につきま

しては、直接本市が実施する事業と民間に委託して実施する事業とがありますが、この事業によって本市においては平成20年度から今年度までに111件の事業を実施し、656人の雇用を図ったところであります。加えて、新年度におきましても新たに15事業を実施することとしており、51人の雇用創出を図っていきたいと考えております。

ただし、この緊急雇用創出臨時特例基金事業は失業者の安定的な雇用への橋渡しを行う事業として位置づけられているため、雇用期間は1年以内の制限があります。

なお、最近の雇用情報については、ハローワーク米沢管内の12月時点での新規求人数は、建設業や医療・福祉などの分野でも求人が堅調であるものの、主力の製造業で、前年の反動などにより大きく落ち込んだ影響を受けて、ここ4カ月は連続で前年同月を下回る結果となっております。

また、11月に大規模な人員整理の影響を受けて新規求職者数が前年同月を上回りましたが、10月までは12カ月連続で前年同月を下回っており、12月も前年同月に比べて33.5%減少するなど、減少傾向が見られます。このため、有効求人倍率は8月以降0.7倍台で推移しており、34カ月連続で前年同月を上回る結果となっております。

また、高校新卒者の12月時点での内定率は92.9%であり、前年同月よりも5.6ポイント高い状況となっております。

こうしたことから、雇用環境は弱含み傾向にあり、依然として厳しい状況にはありますが、さまざまな施策によって改善の兆しが見えてきており、引き続き本市の雇用創出に努めていきたいと考えております。

続いて、金融円滑化法の適用期限後の対応についてであります。ことしの3月末の法律の期限切れに従って資金繰りの悪化などが危惧されるところであります。政府でも金融機関に対

して貸し剥がしなどを行わないなどの要請を行っているところであり、金融機関においても原則これまでと同様の対応を行う方針と伺っております。

また、資金繰りが改善されない企業につきましては、経営指導機関等の指導のもとで新たな経営計画を策定して経営改善を図る企業を対象として、県が昨年11月に融資制度を創設しております。

本市としましては、商工会議所などと連携を図りながら、金融機関へ地元企業を支援していただくよう要請を行いながら、あわせて県の融資制度活用のPRを行ってまいりたいと考えております。

次に、有機ELの産業化支援についてお答えいたします。

本市におきましては、これまで有機エレクトロニクス関連技術の産業化支援として有機エレクトロニクス事業化推進センターの運営支援や、このたびの山形大学の有機エレクトロニクスイノベーションセンター等の用地購入そして無償貸与などのほか、有機EL照明の普及拡大のための補助金制度の創設などを行ってきており、金額としては約2億8,000万円を投入しております。なお、山形県におきましても、約60億円を投入しております。

近年では有機EL照明が博物館等多方面で採用されるなど、有機EL照明は実用化に向けて着実に事業が進んでおります。また、4月にオープン予定の有機エレクトロニクスイノベーションセンターでは世界中から多くの研究者が集まって研究開発を行うこととなっており、世界中に本市が有機エレクトロニクスの開発拠点となっていることを知らしめることとなるものと考えております。このことが初期投資に対する大きな成果であると考えています。

さらに、ことしの秋に開設する予定の蓄電デバイス研究開発センターでも有機素材を活用した

リチウムイオン電池の高性能化に向けた実証研究が進められようとしており、これらの開発研究の中から数年で事業化のめどがつくものも出てくるものと思われま

す。また、地元企業でも有機エレクトロニクス関連技術を取り入れた事業化への取り組みが進められており、本市の新たな産業の芽が育ってきているものと認識しております。

これらのことが近々開花していくことで地域経済への波及効果や雇用が創出され、行政として一定の評価を得るものと考えております。

本市の基幹産業は、これまで織物業界から電子機器製造業へと変遷をしてきましたが、企業城下町と言われる他地域の例でも明らかなように、1つの産業、1つの企業に集中すると、その産業の動向によって地域経済全体が危機に見舞われることがあります。本市では、このような例から、さまざまな産業が重層的に発展していく産業社会をつくっていかねばならないと考えております。

有機エレクトロニクス産業はこれから発展していく分野でもあり、現在さまざまに将来にわたって伸びていく芽が育ってきておりますので、本市の産業の幅を広げる分野としての面からも育てていかねばならないものと考えています。

次に、有機EL照明の導入支援についてですが、御質問のように、有機EL照明はまだ高額であり、一般家庭で使用するまでに普及するには、もう少し時間が必要であると思います。しかしながら、有機EL照明の市場を開拓し、普及を促進するため、有機ELの特性を生かして博物館や美術館、図書館などの学術展示施設のほか、飲食店などでの利用を拡大してまいりたいと考えております。このため、新年度予算におきましても有機EL関連事業費補助金を今年度の2倍の額で計上しております。また、上杉博物館の展示ケースに有機EL照明を取りつ

けるなど、有機EL照明を公共施設や事業所へ導入する事例が加速してふえるようにPRに努めていきたいと考えております。

次に、企業誘致活動での有機ELの活用ですが、訪問する企業全てで有機EL、有機エレクトロニクスについて米沢の将来の主力産業分野として詳しく説明をいたしております。また、各種懇談会の折に山大の先生を講師として有機エレクトロニクスの講演会を催し、企業の皆様方に理解を深めていただけるように努めてきております。

今後、有機ELのみならず有機エレクトロニクス分野である蓄電デバイス、有機太陽電池、有機トランジスタの研究開発と産業化について産学官が連携して取り組んでいく考えでありますので、地元企業に対してもセミナーの開催等による情報提供を行うとともに、共同研究や技術の開発などでコーディネートするなどの支援を行っているところであります。今後もさらに地元企業が参画できる分野が広がるよう支援を行ってまいりたいと考えております。

6次産業化につきましては、今年度に設立しました米沢新産業創出協議会におきまして発酵についてのセミナーを4回開催し、市内の企業が6次産業化に向けての研究を開始しております。また、雇用創出協議会におきましても、農業者を対象とした6次化のセミナーを開催しているほか、置賜総合支庁を初め置賜3市5町で構成する置賜6次産業化推進協議会などで6次化に向けた検討を行っているところであります。今後もセミナーなどを開催し、市場の要求に合う本市の特産野菜などを活用した6次産業化を図ってまいりたいと考えております。

続いて、本市の農業振興施策についてお答えいたします。

初めに、農業振興計画の策定の考え方や本市農業振興のコンセプトや将来像についてですが、昨日の一新会海老名議員の御質問にもお

答えしましたとおり、今後策定する農業振興計画には国や県の大きな施策に沿いながらも、本市の特色を生かした振興策を取り入れていきたいと考えております。

本市農業の現状は、農業者の高齢化や後継者不足による減少が進み、また特に中山間地においては耕作条件の不利に加えて猿害が増大して、遊休農地が拡大しております。さらに、農畜産物価格の低迷や燃料である灯油高騰化による経営環境の悪化など、非常に厳しいものとなっております。

本市農業のコンセプトと将来像については、稲作を基本とし、野菜や果樹などの園芸作物、米沢牛を初めとする畜産物を組み合わせた収益性の高い農業経営により、将来にわたり食料の安定供給を担う産地として本市農業の維持発展を図る必要があると考えております。

これまでの本市の農業は、恵まれた自然環境の中、全国屈指の米の産地として稲作への依存度が非常に高い構造となっておりますが、主食用米の需要の減少もあり、今後は特に園芸作物の振興にも力を入れていきたいと考えております。その中で、例えば稲作や林業と連携し、もみ殻や間伐材などの再生可能エネルギーを活用した冬期間の農作物生産や、畜産と連携し堆肥を有効活用した土づくりによる農産物の高品質化、そして学校給食への地場産作物のさらなる供給拡大などを模索し、その地域の特性を生かした、地域内循環型の農業を確立することが大切だと考えております。

また、農畜産物加工による6次産業化や商工業との連携、有機栽培を初めとする環境保全型農業の推進、伝統野菜を中心とする地域食文化の伝承、猿に負けない産地づくりや教育旅行など交流の促進による中山間地域農業の活性化等々、さまざまな角度から本市農業の振興策を検討していきたいと考えております。

そして、農業経営には欠かせない担い手の育成

と優良農地の確保についても重要な要素であると考えております。

続いて、本市の6次産業化の現状についてお答えいたします。

一般に6次産業化とは農林漁業者みずからが生産・加工・流通に一体的に取り組むこと、そして農林漁業者が2次・3次産業である商工業者と連携して商品や特産品の開発・販売などを行うこととされております。

初めの農業者みずから取り組んでおられる事例としては、伝統野菜である雪菜のふすべ漬や産直所や朝市での自家産農産物の加工販売がこれまでの代表事例でありましたが、新たな事例として、平成23年6月に国のいわゆる6次産業化法に基づく認定を受けた農業法人がみずから生産した野菜を乾燥させた製品や乾燥させたものを粉末にした製品の製造、販売を行うとともに、直売所も開設いたしております。また、今年度は県の事業により、自社鶏卵を活用したスイーツの製造、販売に取り組んでいる事例も出ております。

もう一つの商工業者と連携する事例としては、国の農商工連携88選にも選ばれた地場産農産物による本格焼酎は、これまでカボチャ、ウコギ、ベニバナの3品目で開発、発売が開始されております。さらに、ウコギを使ったウコギ茶も発売されております。そして、近年は農業法人がみずから生産した米を米粉や米粉麺に委託加工し、米粉は市内のお菓子屋さんに供給し、連携して新商品を開発したり、米粉麺は学校給食などに提供されたりという取り組みが行われております。

次に、本市の農業産出額を拡大するにはどのようなことが考えられるかについてお答えをいたします。このことにつきましても先ほどの本市農業振興の基本的考え方の繰り返しとなりますが、より収益性の高い作物の導入や冬期間の農業生産の拡大、6次産業化等による付加価値の

増大、中山間地域での遊休農地の発生を防ぎ生産活動を維持発展させる施策の展開、また広く市民の皆様へ農業の多面的機能などの理解を得る取り組みや食文化の継承活動などを通して地域内循環型の農業を確立することが農業産出額の拡大につながるものと考えております。

次に、農畜産物の輸出についてお答えいたします。本市の農産物の輸出については、ごく一部の取り組みとなっております。県内の状況を見ても、為替の影響はもちろんのこと、主要輸出先国での免疫強化や対輸出条件、さらに原発事故に伴う輸入規制等厳しい状況にあります。山形県の計画である農林水産業元気再生戦略では輸出拡大プロジェクトとして今後も継続して輸出を推進する予定でありますので、本市としても中長期的な課題として輸出について研究していきたいと考えております。

続いて、教育旅行の取り組みについてお答えいたします。

これまでは農林水産省、文部科学省、総務省が提唱する「子ども農山漁村交流プロジェクト」による農山村への都市圏の子供たちの受け入れについて候補地である関地区の方々と検討してきたところですが、検討を重ねた結果、比較的取り組みやすい学校教育に係る農村民泊、農業体験受け入れ、いわゆる教育旅行に取り組むことになりました。これは山形県教育旅行誘致委員会と連携して取り組むもので、ことし1月に米沢市教育活動に伴う農村民泊受け入れ協議会を設立し、ことしの5月に千葉県と宮城県の中学生をそれぞれ1泊ずつ受け入れるための準備を進めているところです。人数については、現段階ではわかっておりません。

この教育旅行の予想される成果であります、子供たちが再び家族とともに米沢を訪れるとか、あるいはお泊めいただいた家庭とのパイプが続いて後に産直につながるとか、さまざまな効果が生み出されてくるものと考えております。

続いて、中心市街地活性化に向けた方向性についてお答えいたします。本市の基本的な方針がありますが、歴史、文化、教育の町として、町の中心から歴史や文化や教育を発信するとともに、城下町としての風情、情緒を取り戻すことなど本市の独自の色を加えながら、その活力が市全体に波及して市民が活発に交流する町になることを活性化の到達点として捉えて、中心市街地の活性化を推進してまいりたいと考えております。

現在は第1段階として都市再生整備計画事業による新文化複合施設や（仮称）まちなか歴史公園を初めとする公共事業を先導的に実施しており、中心市街地活性化の第一歩を踏み出したと考えております。

今後は、第2弾として民間活動を充実させるための商業を中心とする取り組みの推進やまちなか居住の推進、バスなどの公共交通機関の整備による利便性の向上、道路やサインの都市基盤の高質化による公共事業を実施していくとともに、さまざまな関連事業との連携を図ってまいりたいと考えております。

さらに、昨年1月に商工会議所が中心となって中心市街地活性化協議会が設立されました。この協議会は、中心市街地活性化に関する事業の総合調整や事業の推進に関すること及び市町村が策定する基本計画の実効性に寄与することなど、まちづくりを総合的に推進する役割があります。したがって、協議会と本市が連携を図りながら、中心市街地のまちづくりを中心的に担う「まちづくり会社」の設立に向けた検討や商業への支援、まちづくりを担っていく人材育成のための中心市街地活性化セミナーの開催などを行いながら今後のまちづくりを進めていきたいと考えております。

続いて、道の駅の整備スケジュールについてお答えをいたします。

12月定例会の一般質問でもお答えいたしました

が、これまで民間関係団体による意見交換会を行ったところであり、今後、民間関係団体を含んだ準備検討会を立ち上げて、設置場所や規模及び機能などを含む基本構想を策定してまいりたいと考えております。

その後、具体的な基本設計を行い、用地買収、工事と進めていきますが、平成29年度に予定されている東北中央自動車道の供用開始に合わせてオープンしたいと考えております。なお、整備に当たっては、接合する道路の道路管理者との調整や整備に係る財源の確保も必要でありますので、今年度内に勉強会を開催し、山形河川国道事務所や山形県主管課等から整備に向けて具体的な指導をいただく予定であります。

また、この新たな道の駅が果たす役割についても基本構想に盛り込むこととしておりますが、観光や地域の情報発信、地域間連携の観点から、米沢はもとより置賜全体を見据えたさまざまな情報発信機能についても検討課題の一つとしていきたいと思っております。米沢の魅力がたっぷりの施設となるように準備をしていきたいと考えております。

最後に、悪臭問題の全面解決についてであります。初めに全面解決とは住民が納得できる状況になった時点のことであると考えております。

続いて、具体的な取り組みを申し上げますと、養豚事業者に対してはこれまで2回にわたる改善勧告を行い、悪臭は相当改善されたと認識しておりますが、依然として赤崩地区や南原石垣町地区を中心とする養豚事業者から比較的近い地区での悪臭被害が感じ取られたために、市では原因調査の上、平成24年1月に養豚事業者に対して悪臭対策を求める行政指導を行ったところです。この結果、養豚事業者からは、事業を継続するためには住民の理解が不可欠であるとする認識のもとに、豚舎の一部を廃止する減産計画が提出され、今月で減産計画はほぼ完了している状況となりました。市としては、減

産による減臭効果を確認しながら、引き続きにおいに関する専門機関による知見を取り入れた効果的な指導と監視を行ってまいりたいと考えております。

堆肥製造事業者に対しましても、悪臭公害防止協定の遵守を基本に、においに関する専門機関による知見を取り入れながら効果的な悪臭対策の指導と監視を行っており、市では堆肥製造事業者に対し発生するにおいの総量を減らすことにより、より実効性のある減臭対策を行うよう求めたところです。これを受け、堆肥製造事業者では、養豚事業者と同様に、住民の理解を得るための最善の対策を検討しているところであり、来月中にその検討結果が示される予定となっております。

さらに、産業廃棄物処理業の許可権者である山形県においても、堆肥製造事業者に対し昨年8月に立入検査を行った結果、状況が認可申請に係る事業計画とは著しい隔たりがあったため、事業計画に沿うよう改善通知をいたしました。それを受けた業者から事業計画の適正な遂行のため、10月上旬より廃棄物の搬入を一時停止する旨の改善計画が提出されております。山形県では、改善計画の完全履行を求めて、現在の状況を勘案しながら、引き続き必要な指導を行っていくという報告を受けております。

このように、両事業者とも専門機関の知見を取り入れた指導に対し、対応に時間を要しているものの、真摯に対応しようとする姿勢が以前に増して感じられるようになってきております。本市といたしましては、引き続きにおいに関する専門機関の知見を取り入れながら、山形県を初め関係機関との連携を密にし、一層強力な指導を行ってまいりたいと考えております。

指導の限界ということですが、法律上指導できる限界というのはあるわけですが、それとは別に業者には社会的・道義的責任というものがありますので、この社会的・道義的責任の点から、

住民が納得する状況になるまで徹底して指導していく考えです。

私からは以上です。

○佐藤 晃議長 山口企画調整部長。

〔山口昇一企画調整部長登壇〕

○山口昇一企画調整部長 私からは、活力あるまちづくりの施策について、所管する部分についてお答えさせていただきます。

まず最初に、協働提案制度であります。本市の場合は3つのタイプがございまして、市民発案型、アイデア提案型、行政発案型、この3種類がございます。

このうち市民発案型は、市民が解決したい地域の課題を設定し、提案者である市民が主体的に参加することを前提としております。これまで8件の提案がなされ、5件の提案が採択されております。このうち1件は残念ながら事業開始前に辞退があり実施に至っておりませんが、事業が完了いたしました2件については来る3月21日に成果報告会を開催する予定にしております。また、残り2件については、現在、事業を継続中であります。

アイデア提案型は、市民発案型とは違い、提案者である市民が主体的に事業に参加するというのではなく、みずから考えた課題と解決方法のみを提案していただくものであります。今までに3件の提案がありまして、1件が採択されております。

行政発案型は行政である市から提案するものですが、今年度は男女共同参画の意識の向上のための啓発活動など5つの事業に対して募集をさせていただきました。一部話し合いの場が設けられましたが、残念ながら最終的な合意には至っていないという実績になっております。

次に、これらまちづくりに関するメニューの集約など、制度の改善についての御質問がありました。このうち、米沢市市民公益活動支援補助金について申し上げますと、平成19年度の制度

開始以来、これまで16件の活動を支援してまいりました。この補助金制度について、今年度から制度改正を行っております。1件当たりの上限額20万円は変更いたしておりませんが、補助率は、これまで2分の1としておりましたが、3分の2に引き上げをさせていただきまして、実施主体の持ち出しを少なくするという改善を行っております。

このほかにも、教育委員会所管のまちづくり人材養成講座や米沢まちづくりプラン大賞、さらには山形県が行っておりますやまがた社会貢献基金を活用した類似の事業もありますので、それぞれの事業の効果などを見きわめながら、市民がより利用しやすい制度に組み直すことも含めて今後検討していきたいと思っております。

御提案の世代ごとの人材育成も研究課題になるものと考えておりますし、輝くわがまち創造事業、これによってまちづくり意欲が高揚していけば数年後には公益活動それから協働提案、こういったものにも結びついていくことが十分に期待されると考えております。

次に、地域おこし協力隊についてであります。これは過疎地域など、いわゆる条件不利地域である地方において、3大都市を初めとする都市住民を地域に受け入れながら地域活動に従事してもらう制度でありまして、昨年度は全国173の自治体に473名の隊員が活動しております。総務省では、これらの取り組みに対して特別交付税で全額財源手当てをしております。

活動内容としては、地域住民等と協力をして行う活動、それから移住交流推進活動、さらには隊員の自主的な地域振興活動などを想定しており、地域住民等と協力して行う活動については、輝くわがまち創造事業のサポート、それから地域の行事イベントの企画・運営、高齢者宅の見守りなどの生活の支援、それから移住交流推進活動については、移住交流の周知活動パンフレットの作成など、それからブログやフェイスブ

ックを使った情報発信、こうしたものを想定しております。隊員の自主的な地域振興活動については、提案を受けながら、今後具体的に企画をしてまいりたいと考えております。

次に、若者移住促進事業奨励金についてですが、これにつきましては一定の制度改正を来年度から見込んでおります。

今年度は、まず第1点目は、予算枠の拡大であります。今年度600万円の予算でありましたが、新年度は1,000万円に拡大したいと考えております。実績としては、7件あったものを12件程度まで拡大したいと考えております。

2点目は、受け付け申請の方法であります。これを申し込み順ではなくて抽せんの方法へと変更していきたいと考えております。

それから、3点目の改善としては、受け付け時期を前期と後期の2回に分けたいと考えています。これについては、建築業協会などと意見交換をさせていただきましたが、東日本大震災の復興事業の影響で資材の調達や労働者の確保が難しい状況の中で、一気に業務が集中してしまうと対応し切れないおそれがあるという助言もいただきながら改善を図っていくものであります。

それから、若者の移住に際して雇用対策が必要であろうというふうな御質問でありました。確かに、移住については最終的に決断していただくためには安心できる生活を送るための前提となります。経済の安定が重要であります。本市においては、今年度新たに若手起業家支援事業費補助金制度を創設し、40歳未満の若手起業家の支援を開始させていただきました。また、雇用創造推進事業等により事業者向けの事業拡大支援セミナーを実施するなど、新たな雇用拡大を図れるように取り組んでいるところであります。今後も雇用の確保と拡大に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○佐藤 晃議長 神田教育管理部長。

〔神田 仁教育管理部長登壇〕

○神田 仁教育管理部長 私からは、所管する婚活支援事業についてお答えいたします。

平成23年5月に市内17地区から選出された女性委員で構成する「出逢いの機会づくり応援委員会」が発足しました。結婚を希望する人が婚活メンバーカードに記入し登録していただき、その情報をもとに出逢いの機会づくり応援委員が互いに情報を交換しながら出会いの場を提供する仕組みとなっております。1月末現在、結婚希望登録者は、男性109名、女性42名の合計151名となっております。

出逢いの機会づくり応援委員会の活動内容につきましては、毎月開催している情報交換会を初め、婚活イベントの開催、男性の身だしなみを整える研修会の開催、山形結婚サポートセンターが行う研修会への参加などを実施しているところであります。少子化の主因が婚姻率の低下にあると言われる中、結婚希望登録者の後押しを行い、結婚につながるような活動を今後も進めてまいりたいと考えております。

平成24年度は、婚活イベントを4回、男磨き講座を2回開催し、さらにお見合いも21回行ってまいりましたが、残念ながら結婚までに至っていない状況でございます。

今後は、他市町との連携事業や婚活イベントの内容等を検討しながら、婚活支援事業をさらに推進してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○佐藤 晃議長 高橋農業委員会事務局長。

〔高橋寿一農業委員会事務局長登壇〕

○高橋寿一農業委員会事務局長 私からは、婚活支援事業の現状と成果のうち、農業後継者結婚対策についてお答えいたします。

本市農業委員会では、未婚農業後継者の配偶者を確保することが緊急の課題であるとの捉え方から、その課題に的確に応え、地域農業の活性

化を目指すため、平成22年に農業委員9名、うち女性農業委員3名からなる農業後継者結婚対策専門委員会を設置し、活動を行っております。農業委員会として、農業委員みずからが結婚に意欲のある未婚農業後継者の家庭を訪問しまして、実態を把握しながらリストアップに努めているところです。この中で、男性40名、女性4名の計44名の事業登録者を得たところであります。

現在、未婚農業後継者の中から主体的に協力できる方々を実行委員として、事業の企画・立案について参画していただきながら、婚活イベントを開催しております。また、未婚農業後継者に対して農業にかかわる生活の豊かさと米沢の自然と農業に関するコンシェルジュ、これは何でも相談できる窓口という意味になりますが、これらの農業後継者みずからが発信する能力を身につけるためのブラッシュアップセミナーを開催しているところであります。

具体的なイベントしましては、平成22年に「愛☆婚シェルジュ米沢・農業体験ツアー」と題しまして第1回目を開催、そして平成23年度は2回開催したところであります。今年度は7月に「出会いの米沢七夕ツアー2012・夏」、11月には「味覚とスポーツと出会いの秋 i n 米沢2012・秋」を開催したところです。また、新たな取り組みとしまして、お嫁さん、お婿さんを対象とした「嫁さん婿さん、米沢さ来ねが？ツアー2013・冬」を2月9日に開催し、成功裏に終了したところであります。

各回の事業実施に当たり複数のカップルが誕生するなどの成果もあり、その中には結婚まで結びつくカップルもあるようでございます。今後も参加者の要望や意見などを踏まえ、未婚の男女が気軽に参加していただく中から交流が深まり結婚に結びつくよう積極的に農業後継者結婚対策事業を実施してまいりたいと考えております。

私から以上でございます。

○佐藤 晃議長 菅野健康福祉部長。

〔菅野智幸健康福祉部長登壇〕

○菅野智幸健康福祉部長 私からは、安全・安心なまちづくりに向けてのうち、子育てしやすいまちづくりについてお答えいたします。

まず、子育て支援医療給付事業の対象拡大についてであります。本市では、山形県が行う子育て支援医療給付事業に米沢市が単独で上乗せするという形で子育て支援医療給付事業を実施しております。平成24年4月1日からは就学前までの受給者の範囲を小学1年生の外来分まで拡大いたしました。ことし4月1日からは小学3年生の外来分まで対象者を拡大するべく、平成25年度当初予算に計上しております。その金額につきましては、事業費として6,745万5,000円となっております。

山形県内に居住する子供たちは、どこに住んでも等しい医療助成を受けることができるようにしてほしいとこれまでも県に対し要望してまいりました。県内各市町村の努力もあり、議員お述べのとおり、平成25年10月からは山形県では中学生の入院分のみまで対象枠が拡大される見込みとなっております。したがって、今後も継続してさらなる対象枠の拡大につきまして県に対し要望してまいりたいと思います。

なお、小学校全学年では、その人数は4,600人ほどの人数となり、総額でおよそ1億2,000万円ほどの事業費になるかと試算しているところでございます。

本市としましても、県の事業拡大を待つだけではなく、厳しい財政事情ではございますが、財政当局と協議を重ねながら、さらに子供の医療費助成につきまして充実した支援が実現できるよう努力してまいりたいと思います。

次に、保育所や放課後児童クラブに対する除雪費用の負担軽減のための支援策についての御質問でございます。現在、施設ごとに次のような

状況であります。

保育所の運営につきましては、本市から支弁されております運営費によって行われております。この運営費にはさまざまな加算があり、その一つに除雪費加算がございます。その内容ですが、園舎や敷地の除雪や雪囲い費用として2月の運営費に入所児童1人当たり5,680円を加算するというものです。

次に、児童センターやひまわり学園、興望館についてですが、こちらは指定管理施設でありますので、施設の除雪費用は委託料に含まれているところであります。

次に、放課後児童クラブには放課後児童健全育成事業業務委託料が支払われており、認可外保育施設には山形県認可外保育施設すこやか保育事業費補助金が交付されております。しかし、この委託料や補助金の積算項目には除雪に関する項目がないため、今のところ除雪費用にかかる財政的な支援はないところであります。

次に、不妊治療費補助の実態についてであります。子供が欲しいと望んでいるにもかかわらず子供に恵まれない夫婦は、およそ10組に1組あると言われております。不妊治療を受ける夫婦は年々増加しているところです。不妊治療のうち体外受精及び顕微鏡受精についてを特定不妊治療と言います。これは、保険が適用されず、1回の治療費が高額で、1回の治療で妊娠する確率は高くないことから、子供を持つまでに何度も治療を受けることが必要になる場合も多くなります。したがって、経済的負担は重く、子供を持つことを諦めざるを得ない方も少なくありません。

山形県では、一定の要件を満たす人を対象に、1年度当たり1回15万円を限度に2回、初年度に限り3回まで、通算5年の助成を行う山形県特定不妊治療費助成事業を実施しております。この申請件数は、平成21年度は31件、そして重複の方もございますので、延べ件数では42件、

同じく平成23年度は37件、延べ56件と増加の傾向にあります。平成23年度、県の助成事業を受けた方の治療費の状況といたしましては、1回当たりの治療費の平均額は23万7,564円でございます。このうち1回当たりの治療費が15万円を超えた件数につきましては、延べ件数で38件、助成対象となる件数の68%に相当いたします。

一方、本市におきましても、平成24年度から米沢市特定不妊治療費助成事業を実施しております。これは、県の特定不妊治療費の1回の助成の限度額を超えた夫婦を対象とし、治療費に要した費用から山形県の助成を受けた金額を控除した額に対して5万円を限度に年2回、初年度に限り年3回まで、通算5年の助成を行うものであります。平成24年度分としましては、ことし1月末現在、19件、延べにして21件の助成を実施しております。県と市からの助成を合わせて20万円ほどになり、また平均治療費が先ほどの23万7,564円になることを考えますと、経済的負担軽減につながっておるものと考えております。

また、厚生労働省統計によりますと、年齢が上がるにつれ特定不妊治療による妊娠率が低くなる傾向があるようで、あわせてこの補助を頼りに受けておられる傾向もあり、今後補助の需要も拡大するものと予測しておるところでございます。

私からは以上です。

○佐藤 晃議長 土屋教育指導部長。

〔土屋 宏教育指導部長登壇〕

○土屋 宏教育指導部長 私からは、安全・安心なまちづくりに向けての生きる力を育てる教育に向けた本市の特色等についてお答えいたします。

初めに、平成22年度から平成24年度までの本市における不登校児童・生徒の数及び発生率をお答えいたします。平成22年度は、小学校18名、0.37%、中学校60名、2.31%、平成23年度は、小学校13名、0.26%、中学校67名、2.56%、平

成24年度は、1月末現在でございますが、小学校11名、0.23%、中学校54名、2.16%となっております。

不登校の状況であります。平成14年度は小学校32名、0.58%、中学校115名、3.8%でありましたから、改善されていると考えています。しかしながら、先ほどの数値からもおわかりいただけますとおり、ここ数年は微増減を繰り返しており、本市の大きな教育課題の一つです。

未然防止や早期発見のための取り組みでございますが、各学校においては教育相談やQ-Uアンケートの実施など状況把握の機会を設けるとともに、気になる子供の状況について教員同士で共通理解を図る場を設定したり、その子への対策について検討したりするケース会議等を設けております。また、教育委員会では、不登校を本市の課題として捉え、平成14年度よりスクールガイダンスプロジェクト事業を展開しております。

次に、学校不適應についてですが、その原因は、なかなか友達がつくれない、希薄な人間関係の中で傷つきやすく、教室や集団に入れないなどという人間関係構築力の弱さに起因するものや、周りの状況、人の気持ちを推測することが不得意で、集団行動をとれないなどという発達障がい起因するものなど、さまざまなものがあります。学校での集団生活にうまくなじめないことが不登校や引きこもりなどにつながる 경우가多く、いかに初期の段階で対応できるかが鍵となっています。

その対応といたしまして、その子供の状況に応じた支援を行うこととなりますが、例えば指示が聞くことよりも見ることで理解しやすい子供であれば、掲示物を掲示して音声と視覚の両方で捉えさせたり、学級に1人の指導者で難しい場合には2人体制で指導を行ったりしています。教育委員会としましても、人的な支援を行っています。

次に、道徳教育の中でどのように生きる力が育成されているのか、また本市の道徳教育の特色についてということでお答えいたします。

生きる力とは、変化の激しい社会において人と協調しつつ自立的な社会生活を送ることができるようになるために必要な人間としての実践的な力であり、豊かな人間性を重要な要素としています。この豊かな人間性を育てることが道徳教育であり、つまり生きる力の育成につながるものです。

道徳教育では、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を培い、自立し、健全な自尊感情を持ち、主体的・自立的に生きるとともに、他者とかかわり、社会の一員としてその発展に貢献することができる力を育成することを特に重視しています。

各学校では、児童・生徒の実態や発達段階を考慮して重点価値を設け指導していますが、子供の自立心や自立性、生命を尊重する心の育成は、小中学校ともに共通する重点として指導しております。また、生きる力の育成のためには、道徳的価値観を形成するだけではなく、道徳的実践力を高めていく必要があります。頭でわかっていても実際に行動しようとしなければ真の生きる力にはなり得ません。道徳の時間の指導だけではなく、教育活動全体で道徳教育を推進しているところであります。

また、本市の道徳教育の特色は、本市独自の副読本を作成し、米沢の歴史や伝統や先人の功績を学んでいることが挙げられます。米沢市にはすぐれた先人の働きや歴史があります。それらを学ぶことは地域を愛する基礎となり、自分のこれからの生き方を考えることにつながると考えています。地域に学び地域を愛する心を育てるために、郷土資料「ふるさと米沢の心」を教育研究所で作成し、小学校3年生以上全員に配付しております。教員手づくりの資料ビデオも作製し、郷土の偉人を取り上げ、その生き方に

学ぶ授業を積極的に取り入れているところであり
ます。

私からは以上です。

○佐藤 晃議長 加藤市立病院事務局長。

〔加藤智幸市立病院事務局長登壇〕

○加藤智幸市立病院事務局長 私からは、安全・安心なまちづくりに向けてのうち、医師・看護師不足解消に向けて、お答えいたします。

まず、医師・看護師不足の弊害についての御質問でございますが、現在市立病院におきましては、呼吸器内科、皮膚科、神経内科、3科の常勤医師が不足しております。これらの医師の在職していた当時の外来の診療報酬につきましては9,400万円ほどの減収になっておりますが、入院収益につきましては、他の診療科でカバーしておりますので一概に比較はできませんが、当時3科で4億300万円ということになっておりますので、一定程度カバーはしているものの、病院経営への影響は避けられない状況にあるということでもあります。

次に、これら不足に対しての取り組み状況でございますが、看護師不足への取り組みとしましては、平成23年度に奨学資金貸付制度を創設しまして、平成24年度に初めて2名を採用し、25年度に新規採用19名のうち8名が貸し付け者となっておりますので、一定の効果が上がっているものと認識しております。

また、医師不足につきましては、不足しております診療科の常勤医師を確保するため、病院長みずから東北大学、山形大学、福島県立医科大学に直接お伺いし、各医局に強く要請しているところではありますが、各診療科医局に入局する医師数は目に見えてふえておらず、地方の医師不足の状況は続いており、招聘には至っていないところですが、引き続き医師の派遣要請や山形県ドクターバンク等への求人情報の登録を継続していきたいと考えております。

私からは以上です。

○佐藤 晃議長 唐澤建設部長。

〔唐澤一義建設部長登壇〕

○唐澤一義建設部長 私からは、安全・安心なまちづくりに向けての御質問のうち、流雪溝の計画整備の現状は。にお答えいたします。

初めに、流雪溝の役割と必要性であります。冬期間の雪の処理、流雪や排雪などには欠かせない施設であり、少ない水量でもルールに基づいて利用することで高齢化社会においては重要な施設であると認識しているところであります。

流雪溝整備の現状についてであります。本市は最上川の最上流部に位置するため、渇水により冬期間の河川水量そのものが少なく、流雪溝の整備条件の一つである豊富な水量を確保することが難しい状況があります。したがって、冬期間の維持用水や防火用水として取水されている従来からの水量を生かし、現有施設を少しでも流雪溝として機能を発揮させるため、老朽化している水路や素掘り水路、溢水箇所の水路の改築を中心に、流雪溝の整備を年次計画で進めているところであります。

また、西部地区面的流雪溝整備基本計画に基づき、市道養善寺城西四丁目線、通称三の町通りにおいて、国道121号の流雪溝の用水を再利用する循環ポンプシステム流雪溝整備事業を行ってきており、大きな成果を得ているところであります。現在は国道121号から上杉家廟所までの南北の市道御廟所線とその御廟所線から県道米沢環状線までの東西の市道城西四丁目吹屋敷町線において、同システムの流雪溝整備事業を平成25年度の完成を目指し実施しているところであります。

今後は、現有施設の改築に努めるとともに、西部地区の循環ポンプシステムの導入が可能な路線があれば、順次拡大していきたいと考えているところであります。

私からは以上であります。

○佐藤 晃議長 高橋嘉門議員。

○6番（高橋嘉門議員） 多方面にわたりましたので、ちょうど、大変びったりした時間の答弁でございました。

それで、先ほどの市長の答弁で、悪臭問題について全面解決は住民が納得いく状況と、そういうことでございました。市政運営方針の中で4つぐらい上げまして、重点的に新年度は取り組んでいくという姿勢でございます。

それで、まず時間もありませんので、市長に、住民が納得いく状況について、これは行政として当然いろいろな事業を展開する上で大切な重要視するべきことでございます。それを含めながら、姿勢として、住民がいろいろな場面で納得していくという姿勢について、市長は常々、職員の方々にどういうふうな指導というか言葉を発せられているのか。例えば事業を取り組む場合、この事業はこういうふうな住民が納得できるようなことで進めていただきたいというところ辺、常々言っておられることがありましたら、またそういった方向に向けた市長の来年度に向けた考えについてお伺いして終わりたいと思います。

○佐藤 晃議長 安部市長。

○安部三十郎市長 悪臭問題だけでなく全ての施策にわたって、とにかく市民の立場に立って、市民の側から見てみるということが大事だという話をしています。そうでないと、役所の側は納得しても住民が納得していないということでは本当の納得にはなっていきませんので、市民が納得して初めて本当の納得だというふうに職員には常々言っております。

○佐藤 晃議長 以上で米沢維新会代表6番高橋嘉門議員の代表質問を終了し、暫時休憩いたします。

再開は10時40分といたします。

午前10時29分 休 憩

午前10時40分 開 議

○佐藤 晃議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

日本共産党市議団代表、8番高橋壽議員。

〔8番高橋 壽議員登壇〕（拍手）

○8番（高橋 壽議員） 日本共産党市議団を代表し、市長の2013年度市政運営方針について、5点に絞って質問いたします。1、2012年度補正「元氣臨時交付金」と2013年度当初予算について、2、生活保護の生活扶助基準の見直しの影響について、3、防災・安全交付金の活用等について、4、雪対策で県の雪対策総合交付金の活用と災害救助法の活用について、5、米沢市に避難されている避難者支援の継続についての5点です。

最初に、26日、参議院で24年度補正予算が可決いたしました。この補正予算の特徴は、政権に復帰した自民党政府がデフレ対策「アベノミクス」と称する経済対策で打ち出したものです。物価上昇目標を2％に設定して、紙幣を増刷しインフレを起こそうというもので、金融緩和とあわせて10年間で公共事業に200兆円を投入するというものです。2013年度当初予算は、2012年度補正予算と合わせて15カ月予算として編成したとも言われています。

アベノミクスでデフレ不況対策と国民生活が楽になるのかについては大きな疑問があるところです。金融緩和策はこの間自民党政権も民主党政権も行ってきた政策ですが、その成果は上がりませんでした。今日のデフレの原因は、1997年度の実績を100とした指数で2011年度の企業経常利益が163に引き上がっている一方で、雇用者報酬、つまり働く人の所得が88と引き下がって、購買力が低下し、内需が冷え込むという負のスパイラルに陥っていることにあります。

なぜそうなったのか。この間の連続した政府の労働法制の改悪で働く人の3分の1が非正規労働者に切りかわるなど、低賃金労働者を国の政策でつくってきたこと、医療、年金を初めとした社会補償制度の改悪が連続し、リーマンショックが引き金になって一気に内需の冷え込みが加速したことにその原因があります。

デフレ不況から脱出するには、何よりも働く人の賃金が上昇し、GDPの7割を占める国民の購買力を引き上げることにあります。そのために政治がまずやるべきこと、それは労働法制を改正し、正規労働者をふやしていくこと、最低賃金を引き上げる、「社会保障と税の一体改革」の名で進めようとしている社会保障切り捨てをやめることなどではないでしょうか。金融緩和で幾らお札を刷っても、働く人の所得がふえなければ物価だけが上昇し、さらに消費税の増税が追い打ちをかけて内需を冷え込ませることになってしまいます。

アベノミクスでは、金融緩和とともに財政出動を3本の矢の一つとうたっています。その財政出動の中身とは、公共事業の大盤振る舞い。公共事業全般を悪とするものではありません。公共事業には国民生活に欠かせない、いわゆる生活密着型の公共事業、例えば保育園や公共住宅、病院や老人ホームなど、生活基盤のインフラ整備もあります。そして、こうした生活密着型の公共事業の経済波及効果こそ、大型土木建設事業などと比べればはるかに大きいことは既に証明されているところであります。

しかし、今回の2012年度補正予算と2013年度の当初予算で政府の財政出動の中心を考えてみますと、これまで同様の不要不急の大型公共事業が中心となっています。高速道路や拠点港湾などの大型事業に予算が集中し、地方への配分は逆に減らされています。

こうした国の予算のもと、米沢市の新年度予算にも2012年度補正予算とそれにつながる2013年

度予算の新たな組み立てが必要になってきています。2012年度補正予算は間もなく今議会に追加提案されることになっているようですが、その中身が真に市民生活に役立つ公共事業となっているのかどうかを点検していく必要があると考えています。特に今回、地方負担分を軽減するという理由で地方の公共事業を拡大しやすいようにと地域の元金臨時交付金や補正債など、いわば地方にとっては有利な仕組みを国はつくってまいりました。

そこで、お伺いいたします。米沢市が国の経済対策を受けて2012年度補正予算とこの関係で2013年度当初予算の中で実施しようとしている公共事業の中身と地域の元金臨時交付金などの活用について、どのように考えているのか伺いたしたいと思います。

次の2点目の質問は、生活保護の生活扶助基準の見直しの影響についてお伺いいたします。

社会保障と税の一体改革を推し進めようとする民主党政権が自民党などとともに強行したのが社会保障改革推進法でした。この法案は、今後の社会保障制度を自己責任を原則とする社会保障制度のあり方を根本から変えるための基盤となる法律として可決成立いたしました。国による生存権保障や社会保障制度の理念そのものを否定するものとも指摘されています。そして、生活保護制度の見直しは、いわばそのいけにえにされたとも言われています。

時を同じくして昨年春以来、生活保護に対するバッシングが激しくなり、その契機をつくったのが自民党の片山さつき参議院議員の、お笑い芸人の母親の生活保護受給攻撃でした。片山議員は2012年、雑誌「Voice」で「かつて日本にあった『生活保護を受けるなんて隣近所の手前恥ずかしい』『親子は本来養うべきではないか』などといった価値観が徐々に失われつつある」などと言ってマスコミもあおりながら、生活保護受給者を「怠け者」や「恥を知らな

い」というような言い方をしております。

しかし、日本の生活保護受給者の実態はどうかと言いますと、生活保護の利用者は、2010年は1.6%、生活保護基準以下で暮らしている人たちが制度を利用している率、いわゆる捕捉率は15.3～18%程度で、欧米諸国の例えばドイツの64.6%、あるいはフランスの91.6%などと比べれば、格段に低い数字となっています。不正受給額も、全体に占める割合は0.38%程度にすぎません。しかも、生活保護を利用しているのは、少ない年金では暮らせない高齢者世帯が圧倒的です。あるいは、重い障がいを持った世帯、母子家庭をこれに加えれば、84%を占めています。そして、自殺率も高いということになっています。これが日本の生活保護を利用している方々の実態です。

生活保護制度を皮切りに、年金や健康保険などの社会保障制度全体を解体しようとするのが生活保護攻撃の目的とも言われています。

大事な観点は、生活保護受給者が今日210万人を超えて、保護費が3兆円を超えるような貧困と格差がなぜこの日本で起きてきたのかということです。そして、この貧困と格差の解決こそ、今政治の果たすべき役割だと考えています。これほど貧困と格差が広がった原因は、90年代の小泉構造改革路線に始まります。労働法制の改悪で低賃金労働者が働く国民の3分の1を占め、社会保障の連続改悪で国民の所得が減り続けてきたからです。ここにこそ政治が手を打つべき問題であって、生活保護費の引き下げによって及ぼす影響は生活保護受給者のみにとどまらず国民全体に及ぼす重大な影響と考えれば、これは絶対に許すことはできません。

生活保護の見直しで、米沢市民全体にも、特に低所得世帯に大きな負担をかぶせ、ますます困窮に追い込むことになると考えています。米沢市は、国に対して生活保護見直しの撤回を求めるべきです。いかがお考えか、お伺いしたいと

思います。

次に、3点目の質問、防災・安全交付金の活用等についてお伺いしたいと思います。

2012年度の補正そして2013年度当初予算に国土交通省が創設した交付金、防災・安全交付金があります。これは、老朽化対策、防災・減災、公共施設の耐震化、住宅・建築物の耐震化、防災公園の整備、通学路の対策、無電柱化などに特化した交付金というふうに説明されています。

米沢市でも、この分野での市民要望は高いものがあります。市民の安全や安心に応える、そういう事業をこの交付金を積極的に活用し進めていくべきものと考えます。どのような事業展開を現在考えているのか、お伺いしたいと思います。

次に、4点目の質問、雪対策で県の雪対策総合交付金の活用と災害救助法の適用についてお伺いしたいと思います。

さきの12月議会でもこの問題を取り上げました。県の第3次雪対策基本計画改定に沿って創設した雪対策総合交付金は、2012年度から5年間、市町村に交付し、雪対策を支援することになっています。米沢市は、2012年度は除排雪、あるいは高齢者宅の屋根の雪おろしの費用補助など、これまでの事業を拡充することで対応いたしました。さきの12月議会では、2013年度以降の取り組みについては予算編成時に具体的な事業を検討していきたいというふうに答弁しておりました。

そこで、お伺いいたします。この雪対策総合交付金の2013年度以降の活用内容について、どのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

次に、昨年12月に県が、豪雪時の災害救助法の適用基準を設定いたしました。これまでは基準が設定されておりませんでしたので、災害救助法の適用ができませんでした。ただし、基準はできましたけれども、一応これは目安としてお

りますので、柔軟な対応がこれから求められることも私はあり得ると思います。この目安とされた基準は、積雪深が2メートルを超え、なおかつ過去30年の平均値と比べて1.3倍となっています。米沢市がこの基準の適用を受けるには、私は余りにもハードルが高過ぎると思っています。この間、観測点を市内1カ所とせず、山間部などの積雪深が反映できるようにして初めてこの災害救助法適用が効果を発揮し、米沢市でもこの災害救助法の適用ができるものと考えています。

一昨日、尾花沢市が県内で初めてこの基準で災害救助法の適用になりました。皆さんも新聞報道で御存じかと思います。県では一応基準は決めましたものの、今後も市町村と情報交換をして、多数の住家に危険が生じる場合は適用内容を検討していきますとしています。

そこで、お伺いいたします。米沢市としては、県が豪雪時の災害救助法の適用基準を設置し災害救助法を活用しようとしていることについて、どのように認識し、米沢市での活用をどのように可能にしていこうと考えているのか、お伺いしたいと思います。

最後に、5点目の質問に移ります。米沢市に避難されている避難者支援の継続についてお伺いいたします。

間もなく東日本大震災が発生した3・11から2年が経過し、3年目に入ろうとしています。米沢市には11月1日現在、952世帯、2,950人の方々が、主に福島県から2,917人の避難者の方々が在住しておられます。米沢市は3・11以降、支援センター「おいで」などを立ち上げて避難者支援に積極的に当たってきたと考えています。避難者の皆さんからは口々に米沢市に対する感謝の気持ちが述べられています。私は、引き続き避難者の皆さんの支援を継続していく必要があると考えておりますし、むしろ3年目に入ろうとしているにもかかわらず、いまだ国あるい

は東電の賠償問題、そして福島県の放射能除染が進まない中で、避難者支援を物心両面でこれまで以上に強化していく必要があると考えています。

特に、米沢市に避難している方々は、自主避難と言われる方々が圧倒的に多いことを重視する必要があると思います。国はこれまで指定13地域とそれ以外の地域からの避難者、いわゆる自主避難者を賠償問題を含め支援対象から排除しようとする、いわゆる線引きを行ってきました。そして、現在、損害賠償については打ち切りの方向に傾きつつあると私は感じています。

25日の市長の市政運営方針では、避難者支援については一行もありませんでしたし、一言も市長の口からはありませんでした。避難者支援については継続しないということではないと考えてはおりますが、米沢市としてこの問題に対しての構え、避難者の方々に対しての構えの問題として、改めて市政運営方針でこの課題についてきちんと応えていく必要が私はあったかと思っています。

そこで、お伺いいたします。米沢市は3・11の避難者支援について、どのような考えでいるのか、また今後どのような課題があり、どのような支援が必要と考えているのか、お伺いしたいと思います。

以上、5点について答弁をお願いいたします。

○佐藤 晃議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの高橋壽議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、2012年度補正予算「元氣臨時交付金」と2013年度当初予算について、そして被災者支援の継続についてお答えをいたします。その他につきましては部長よりお答えします。

国の補正予算に計上されている地域の元氣臨時交付金は、国の緊急経済対策において追加される公共投資の地方負担が大規模であり、国の予

算編成の遅延という異例の状況の中で、地方の資金調達に配慮し、緊急経済対策が円滑に実施できるよう、今回限りの特例の措置として、地方公共団体の追加公共投資の負担額等に応じて配分し、地域経済の活性化と雇用の創出を図ろうとするものです。

具体的には、経済対策としての公共事業等の追加に伴う地方負担総額の８割、すなわち１兆３,980億円が国の補正予算に計上されています。これを交付する際の各地方公共団体への交付限度額につきましては、各地方公共団体が追加で公共事業等を実施する際の地方負担額をベースに８割を基本としつつ、財政力に応じた調整がなされ、７割から９割の範囲で算定されるとされています。

交付金の使途につきましては、地方公共団体が策定する交付金の実施計画に掲載された建設地方債の発行対象となる地方単独事業や、法令に国の補助率等の定めがない建設公債の対象となる国庫補助事業の地方負担分等に充当できるとされています。

交付金の執行スケジュールにつきましては、国の補正予算が成立しましたので、この後、国で各地方公共団体の追加公共事業費や地方負担額等を把握し、交付限度額の算定を行い、新年度になってから交付限度額が提示される見込みです。これを受け、地方公共団体では交付金を充当する地方単独事業等を交付金の実施計画に取りまとめ、交付申請を行うものであります。

地域の元気臨時交付金はこのような仕組みになっておりますが、交付金を市単独の建設事業等にどのように充当していくのか、交付金の実施計画の策定に向けて、今後検討を進めていく予定であります。今回の国の補正予算にある追加公共事業は、財源的に非常に有利であります。このため、本市では国の補正予算に対応した公共事業の前倒しに積極的に取り組む考えであり、

これに係る補正予算案を今定例会に追加上程する準備を進めているところであります。

平成24年度の補正予算に計上した場合には、当該事業の新年度予算の執行を停止し、しかるべき時期に減額補正をしたいと考えておりますが、この減額補正と地域の元気臨時交付金の交付により新年度予算案の一般財源に余剰額が生ずることが想定されます。地域の元気臨時交付金の交付は今回限りの特例の措置でありますので、この余剰となる一般財源で生活弱者対策等のソフト事業を拡充することについては難しいのではないかと考えております。それらの拡充については、費用対効果や後年度の本市財政に与える影響等を十分考慮し、次期実施計画や総合計画の策定過程において検討・議論を行っていくべきものであると考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

新年度予算では、不足する一般財源を確保するため基金からの多額の繰り入れを行っております。このような状況にありますので、余剰となる一般財源につきましては、後年度の財源確保のため、基金からの繰入金の減額に充てていきたいと考えております。

なお、国の補正予算による追加公共事業の中身についても御質問がありましたが、現在予定している主なものを挙げますと、額の大きいほうからは、新文化複合施設整備事業費、市道まちの広場線整備事業費、市営住宅塩井町団地建替事業、その他を予定いたしております。

続いて、東日本大震災の避難者についてですが、多数の避難者が本市におられます。２月21日現在では865世帯、2,691人の方が避難生活を送っておられるわけですが、これらの避難者の方々においては、借り上げ住宅の入居期限が来年３月となっていることから大変心配されておられますが、ニュースによりますと、これらの方々の入居期限も延長となる見込みであります。

しかしながら、避難者の方々にとりましては、まだまだいろいろな面で不安な状況が続くことになりますので、本市としまして、新年度についても引き続き避難者支援センター「おいで」を継続して開設し、これまで同様、避難者支援に取り組んでいくとともに、今後とも山形県や福島県と連携を図りながら、避難者支援の取り組みについて働きかけていきたいと考えております。

なお、東日本大震災復興記念事業として、東日本大震災の被災地・被災者の復興を祈るとともに、被災者と交流する復興の集いを来月の3月10日に、そして翌日の3月11日は大震災の犠牲者を追悼する追悼式をそれぞれ本市の置賜総合文化センターを会場にして実施いたしますので、多くの方に御出席いただけますようお願いを申し上げます。

私からは以上です。

○佐藤 兵議長 菅野健康福祉部長。

〔菅野智幸健康福祉部長登壇〕

○菅野智幸健康福祉部長 私からは、生活扶助基準の見直しについてお答えいたします。

なお、昨日の我妻徳雄議員にお答えしました内容と重複することを御容赦願います。

厚生労働省は生活保護費に関する検証結果から、生活扶助が生活保護を受けていない低所得者世帯の生活水準を上回るケースがあることから、デフレによる物価下落分を反映して、来年度から3年かけて670億円削減することといたしました。このことにより、生活保護を受けている世帯の96%で、8月から保護費が引き下げられることとなりました。厚生労働省の試算では、都市部の夫婦と子供2人の世帯で、ことし8月段階では現在より月に約7,000円の減額、2年後には月に約2万円の減額、そして同じく都市部の母親と子供1人の世帯では、ことし8月段階では月に約3,000円の減額、2年後には月に約8,000円の減額となる予定であります。

また、生活保護基準はほかの多くの生活支援制度の目安になっており、引き下げは受給者だけではなく、こうしたほかの制度の利用者にも影響が及ぶことになります。影響を受ける制度には、保護基準を参考に給付金額を改定する制度と保護基準を参照して対象者を設定する制度があります。

国が示す例示では、保護基準を参考に給付金額を改定する制度には、児童養護施設などの運営費である児童保護費等負担金など、戦傷病者特別援護法に基づく療養手当、そして中国残留法人やハンセン病療養入所者の家族に対する給付などがあります。

一方、保護基準を参照して対象者を設定する制度には、国民健康保険の一部負担金減免制度、就学援助制度における学用品などの支給、保育料の免除、そして個人住民税の非課税限度額があります。さらに、個人住民税の非課税限度額を参考にする負担軽減策としまして、介護保険料、障害者福祉サービス、国民年金保険料の申請免除、医療保険の高額療養費などがあります。

なお、国は、生活保護基準の見直しに伴い、ほかの制度にできるだけ影響が及ばないように、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を踏まえて対応することを基本的な考え方としております。特に、生活保護基準の引き下げに係る住民税などへの影響につきましては現在のところ不明であり、また住民税は前年所得に課税されるため、平成25年度におきまして影響は生じないことから、国では平成26年度以降の制度改正の議論を踏まえて対応するとの方針を打ち出しておりますので、国の動向等を踏まえながら適切に対応してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○佐藤 兵議長 唐澤建設部長。

〔唐澤一義建設部長登壇〕

○唐澤一義建設部長 私からは、防災・安全交付金の活用等についてお答えいたします。

防災・安全交付金については、国土交通省所管の事業として、現在、日本経済再生に向けた緊急経済対策に基づき、今年度の国の補正予算及び新年度予算に向けて新たに創設される制度であります。

対象事業であります、昨年の笹子トンネル事故を踏まえ、老朽化により危険が生じているトンネル、橋梁等を初め、河川、道路等の社会インフラの総点検を速やかに実施し、緊急的な補修など必要な対策を講じ、効率的な維持管理や更新事業を推進していくものなどが対象となります。

現在、本市では本制度を積極的に活用してまいりたいと考えております。具体的には、道路の付属物である道路標識、道路照明施設の点検や舗装、のり面、擁壁などの老朽化状態の点検に要する調査費用や、道路構造物である橋梁の修繕を行うために必要な費用、ひび割れ状態が激しい舗装の修繕を行うための費用、防雪対策としての除雪機械の更新に要する費用について、県を經由し、要望を行っているところであります。

これらについては、いずれも本市のまちづくり総合計画に基づき年次計画で実施していくものであり、今年度の補正予算として追加上程する予定であります、年度計画の前倒しをするものであります。

私から以上であります。

○佐藤 晃議長 須佐総務部長。

〔須佐達朗総務部長登壇〕

○須佐達朗総務部長 私からは、4、雪対策について、雪対策総合交付金の活用と災害救助法の適用についてお答え申し上げます。

まず、総合交付金関係ですが、県の雪対策総合交付金につきましては、県の新年度当初予算案に今年度と同額の総額8,400万円が計上されているところでございます。現時点では制度改正などにつきまして特に情報は入ってきておりませ

るので、前年度と同様、新年度につきましても同額の420万円程度の交付金が交付されるものと想定しております。

このような状況でありますので、新年度の雪対策総合交付金の活用事業につきましては、今年度と同様、高齢者等雪下ろし援助員派遣事業、それから雪おろしなどの依頼や除雪業務へ円滑に対応するための臨時職員の雇用、町内会などの排雪経費への一部助成事業、空き家の除排雪や果樹園地に続く作業道の除雪に活用したいと考えておりますが、これらに加えて、地域におけるボランティア導入向上事業として社会福祉協議会が設置しているボランティアセンターの災害対応強化や小さな災害時の対応力の向上などを図るため、こうした取り組みへの支援に新たに活用していこうと考えているところでございます。

平成26年度以降の活用事業につきましては、県の雪対策総合交付金制度の今後の動向を注視し、各年度の予算編成過程の中で検討していきたいと考えているところでございます。

次に、災害救助法関係でございますが、山形県では本年度、豪雪災害時における災害救助法の適用に関する運用基準を策定いたしました。御指摘のとおりでございます。これは、豪雪災害は地震や風水害などの災害とは異なり、長期にわたり断続的に発生する災害であるため、災害救助法第2条に基づく救助に着手すべき時点の把握に困難を伴ってきたということから、法の適用時期の決定と迅速な応急救助に対応するための基準ということになります。

判断基準といたしましては、これも御指摘のとおりでございます。積雪深が2メートルを超え、かつ平均最大積雪深に対する倍率が1.3倍程度に達し、一般住宅においては連日または隔日に、1日置きぐらいに、屋根の雪おろしが必要であるような、そういった事態が生じるなど、現に救助が必要であると認められる場合に災害救助

法を適用しようとするものでございます。

このたび作成された運用基準につきましては、申し上げましたとおり、適用基準のハードルが非常に高いということから、県の説明会の折にも、基準の見直しについて複数の自治体から要望が出されたと聞いているところです。ただ、県の基本的な考え方は、災害救助法の適用は国庫負担を伴う法適用の判断基準であるということから、豪雪地帯の先行県、そういった例を踏襲したものであり、先行県とのバランスを考慮する必要があるということでした。

ただ、実際の運用に関しましては、運用基準の数値にかかわらず緊急に救助が必要であると認められる場合には知事の判断で適用することも盛り込まれておりますので、御指摘のように例えば観測地点を本市独自で積雪量の多いところに必ずしも増設しなくても、迅速な応急救助につながるものと認識しているところでございます。

なお、救助対象者として豪雪災害により現に救助を要するものに対して救助が実施されますが、救助項目のうち雪の状況につきましては、みずからの資力あるいは労力によっては除雪を行うことができない世帯が対象になるということでございます。

私からは以上でございます。

○佐藤 兵議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） 順番がかわりますので、よろしくお願いします。

まず、生活保護の生活扶助基準の見直し、見直しといっても引き下げ、改悪なわけですが、そのところでお伺いしたいと思います。

それで、第1回目の質問でも御紹介いたしたけれども、日本の生活保護制度の利用者の皆さん方の実態はどうなっているのかというのが、あるわけです。大変困難な生活の中で最後のセーフティネットという形で生活保護制度を活用しているというのが実態なわけですが、

利用率と捕捉率というのがあるわけです。先ほどはドイツとフランスの例を示して、それと比べて日本はどうなんだという話をいたしましたけれども、あえてもう一度申し上げますと、生活保護の利用率というのは日本が1.6%、ドイツが9.7%、それからフランスが5.7%、イギリスが9.27%、スウェーデンが4.5%となっていて、日本は欧米のいわゆる先進資本主義国と言われる日本と同じようなところの国々と比べても格段に低い数字になっております。

そして、低所得者の方々に生活保護が必要なんだけれども生活保護を受けないでいる方々、あるいは生活保護を低所得者の中で受けている方々、その方々の捕捉率と言われものがあるわけですが、それも先ほど御紹介いたしましたけれども、あえてもう一度申し上げますと、日本が15.3～18%、ドイツは64.6%、フランスは91.6%、それからイギリスが47～90%、スウェーデンが82%、全く話にならないわけです。つまり、低所得者の方々に本来は生活保護を受けても構わないという方々のうちで実際生活保護を受けている方々が圧倒的に少ない。本来ならば生活保護を受けられるような収入の基準にしながら実際は受けていないという方々は非常に多いということです。

それから、不正受給の問題がいろいろありまして、この議会でも不正受給があるのかどうかという問いかけもありました。それで、あえてもう一回これについても申し上げますと、日本の不正受給の割合、生活保護の利用世帯あるいは受給額に対する不正受給額というのは、2007年で0.35%、2010年で0.38%、大体変わっておりません。1%に満たない、0.38%ですよ。不正受給というのは、実態としてはほとんどないと言っていいぐらいの数字だと考えざるを得ません。

それで、日本の生活保護の利用者の方々の実態は、こういうふうになっております。米沢市の

生活保護の利用者の方々の実態というのはどう
いうふうになっているのか、大体概略、お知らせ
いただけますか。こういう傾向でよろしいで
すか。数字は別に、通告しておりませんので、
数字がないとしたら、大体傾向としてはこうい
う傾向でよろしいでしょうか。

○佐藤 晃議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 当初のお問い合わせがな
かったので、数字は準備してございません。そ
ういった中で不正受給という部分なんですけれ
ども、本市の場合では、報道にありますような、
特に悪意のあるような不正受給といった事例に
相当するものは、ほとんど皆無ではないのかな
というふうに私のところでは捉えているところ
であります。

○佐藤 晃議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） 今答弁ありましたように、
米沢市の市民の皆さん方の中で生活保護を受給
されている方々も日本の先ほど申し上げました
ような実態と大体変わらないというお話と思
います。

そして、生活保護を考える場合、いろいろ指標
があるわけですが、貧困・低所得者と言
われる方々というのはどういう数字であらわさ
れるかと言いますと、貧困率という指標がある
わけです。貧困率に基づく最低限度の生活をで
きる生活費というのは、日本の場合、年間112万
円と言われています。これを月に換算いたしま
すと、大体月額9万3,000円程度、これは2人暮
らしの家族です。そして、4人暮らしでは、大
体2倍の18万6,000円ぐらいだと言われています。
4人暮らしで18万6,000円、これは全国平均です。
非常に低い金額なわけです。

生活保護の利用者の方々の、先ほど壇上でも言
いましたけれども、受給されている皆さん方の
年齢構成はどうなっているのかということがあ
ります。この数字を申し上げますと、1980年代
は大体70歳以上の方々が14.7%程度。ところが、

90年代に入って21.6%にふえ、2009年では
29.3%、3分の1が高齢者世帯です。大体少な
い年金で、国民年金で言いますと、日本の国民
年金受給者の平均額は4万円ちょっとと言われて
います、月額。4万円ちょっとで生活しなければ
ならない年金暮らしの高齢者の皆さん方がず
っとふえていまして、そういう方々が生活保護
を受けている。あとは母子世帯とか。そういう
本当に非常に苦しい生活をされている方々が生
活保護を利用されているわけです。

米沢市の生活保護の利用者の方々も、今申し上
げたような状況と認識してよろしいですか。

○佐藤 晃議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 手元に数字を持ち合わせ
てはおりませんが、傾向としては確かに高齢
の方がふえていらっしゃるという傾向でござい
ます。

ただ、最近の生活保護を申請される方の大きな
動きとしては、その他ということで、職を失わ
れた方の率のほうが、確かに高齢者に比べれば
少ない率ではございますけれども、ふえている
といった状況でございます。

○佐藤 晃議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） 先ほども雇用状況の答弁
がありましたけれども、有効求人倍率が0.7で、
しかも昨年度よりも下がっているようなお話も
ございましたけれども、そういう中で米沢市の、
今答弁がありましたような若年労働者の方々も、
なかなか正規職員としての仕事がない。短期あ
るいは非正規で、低賃金の中で苦しんでいる。
ハローワークに行っても、多くの方々が、特に
若い方々が、職を求めて米沢市の職業安定所の
ところには来ていますね、ハローワークにも。
そういう実態の中で、働きたくても働けなくて、
そういう若い方々も今失業中ということで生活
保護を受ける方もふえています。

ですから、この状況を見れば、今回の生活保護
の見直し、改悪、保護費の引き下げというのは、

非常に大変な問題だと私は思います。先ほど答弁がありました8月からの減額の額、それから2年後の減額の額、それぞれ紹介が答弁としてありましたけれども、都市部で、米沢市は都市部ではありますけれども、都市部で子供2人の世帯で8月から月額8,000円の減額です。2年後には2万円の減額。18万円ちょっとの収入の中で2万円の減額ということは、大変な減額だと私は思うんです。それから、母子家庭でも8月からは3,000円、2年後には8,000円の減額となるわけです。これは直接生活保護を受給されている方々にとっては非常な痛手なわけですが、生活保護を受けていない方々、この方々も非常に影響が大きいというのは先ほど答弁がありました。

しかも、住民税の課税限度額に基づくさまざまな制度に影響するということになれば、米沢市の住民の方々のことを考えれば、私は市民皆さん方に影響するのではないかと思うんです。少なくとも全世帯に何らかの形で影響が及ぶ。これは最低賃金のところにも影響するわけですから、恐らく全世帯に影響するというふうにも考えられるわけですが、これ、いかがでしょうか。それでよろしいですか。

○佐藤 晃議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 市民税をもとにして計算されている部分でございますけれども、そちらのほうは、先ほど申し上げましたように、この後の税制改正の議論を待たなければならないというところです。したがって、その辺できちんとした数字が出てこない、私どものほうでも何とも判断のしようがないと現在では考えているところであります。

○佐藤 晃議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） 何ともわからないというお答えですが、どれぐらいときちんとした正確な数字は、政令など出てこないとわからないと思います。しかし、この間の政府の方針、

それから具体的には先ほど答弁ありましたようにモデルで、こういう世帯は8月からこれぐらい、それから2年後にはこれぐらい減額するというのがわかっている話なので、傾向として考えれば明らかに米沢市民皆さんに影響があるということなんです。特に先ほどお話ししました高齢者世帯それから若い世帯のところに影響が大きく出てくると思います。市営住宅の家賃、それから保育料、それから児童入所施設の一部負担金、介護保険の軽減のところの減免にも出てくる、後期高齢者医療の保険料や窓口負担にも出てくる、生活福祉資金の利用にも出てくる、最低賃金にも反映してくるわけです、最低賃金の引き下げ。だから、市民全体にかかってくる大問題だと私は思います。

そして、このことは、今でさえ消費支出がなかなかできない、買いたいものも買えない、消費が冷え込んでいる中で、これをやってしまったら地域全体としてますます消費を冷え込ませる、そこに拍車をかけると思います。地域経済全体にとっても、これはマイナスだと思います。

それで、市長、もしくは健康福祉部長でもよろしいんですが、私はこの生活保護の制度の見直し、引き下げは、市挙げて国に対して撤回を求めていく必要があると思います。市民の暮らしを守るという立場であれば、これは絶対に許さないということで国に対して撤回を求めていく必要があるんじゃないでしょうか。いかがですか。

○佐藤 晃議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 これは国の制度全体にかかわるという部分でもございますので、ただいま申し上げましたように、確かに正確な部分の数字というところはまだ見えていないところでもございます。議員お述べのとおり、確かに低所得者層に関しましては相当な影響があるものとは考えておるところですが、全体的な制度でもある中で、今現在のところで直ちに国のほう

に、どういう形になりますかなんですけれども、御意見を申し上げるといったところまでは想定していないところでございます。

○佐藤 晃議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） 先ほども答弁でありましたけれども、生活保護の基準額をもとにしているさまざまな制度に影響を与えないんだと国は言っていると言いますけれども、与えないということであれば国から何らかの地方交付税で措置するのかなんかという話が出てくる話ですけれども、それは全然今のところない。全く当てにできないというのが大方の見方です。何の担保、保証もない。ストレートにこの影響が私は出てくると思います。

自治体としては、委任事務なので、今おっしゃったように国の通知に対して言うていくというのは大変難しい問題もあるかと思います。しかし、やはり市民の暮らしを守るという立場、責務がある自治体の責任あるものとしては、これは国に対して撤回を求めていくということが必要でありますので、ぜひやっていただきたいと思いますし、今後求めていきたいと思います。

それで、もし仮に影響を与えないということに、言っておりますけれども、私はそういうことにならないと思いますけれども、影響を与えるようなことになったら、例えば介護保険の減額制度などについても、米沢市の単独予算でこれは横出しなどして補填していくという措置をやったり考えていく必要があると思います。先ほどの答弁ではそれは難しいんだと。最初の2013年度予算のところで質問する中で、公共事業などの追加等で一般財源に来年度の予算に余裕ができます。その一般財源でこの生活保護の見直しなどでの福祉関係に影響が出たところに対して下支えをする、そのための一般財源として私は活用すべきだと考えておりましたけれども、そこは難しいという答弁でしたが、それはもう一度考え直していただきたいと思います。

次に、雪対策のところで伺いたいと思います。県の雪対策のところで、災害救助法の適用基準を設定いたしましたけれども、その目安とされる基準、積雪深のところですからけれども、過去30年間の平均積雪深の1.3倍、かつ積雪深が2メートル以上というのが一応目安だということになりましたけれども、県内の状況をずっと市町村別に並べた資料をいただいております。それで、米沢市の場合は、過去30年間の累年平均最大積雪深というのは何センチなのでしょう。掛ける1.3倍がその基準となりますけれども、掛ける1.3倍というのは何センチになるものですか。

○佐藤 晃議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 今御指摘のあった30年という話ですが、30年という年数につきましては新聞報道等では30年というふうになっていますが、県の通知では、実は累年というふうになっています。累年平均最大積雪深ですので、議員がおっしゃっている30年ともしかすると違うかもしれませんが、その累年平均最大積雪深によりますと、米沢市の場合には99センチメートル。その1.3倍は129センチメートルとなっているようでございます。

○佐藤 晃議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） 今答弁ありましたように、累年平均最大積雪深が米沢市の場合は99センチ、掛ける1.3で129センチが一つの基準、かつ2メートル以上になった場合。先週の5日連続雪が降り続いて豪雪対策本部を立ち上げる時点で、米沢市の積雪深というのは、気象庁の観測地点1カ所ですけれども、そこで165センチでしたね。そうだったかと思います。そうしますと、129センチは超えています。それで、2メートルには届かない。しかし、あと2日ぐらい降り続いたら、恐らく2メートルを超えたのではないかなと思うんです。そうしますと、これは災害救助法の一応適用基準を満たすということになったか

と思います。

気象庁の観測データはそこ1カ所で、その積雪深と、よく我妻徳雄議員がおっしゃいますけれども、田沢はどうなんだという話をされますけれども、田沢を含めて米沢市の周辺部分、つまり米沢市の中で豪雪対策地域と言われる周辺部分がありますね。上郷、万世、山上、三沢、田沢。介護保険制度で言えば、介護報酬単価が高いところです。そこについては恐らく、基準129センチと、かつ2メートルは超えていたのではないかと思うんです。その場合は、災害救助法の適用をさせて、それで迅速に対応をすることと、その財源確保というところで、100万円以下のところは県に出させる、100万円以上の場合は国と県で折半させて100万円以上の財源を確保して除雪を速やかにやる、あるいは屋根の雪おろしで困っている高齢者宅、障がい者宅のところは救助するということが、私は求められて当たり前だと思うんです。

今の県の基準で言いますと、その1カ所の指針ではかるものですから、周辺部分でこの基準を満たしても災害救助法の適用にならないという問題点があるので、ここはやっぱり改善を求めていく必要があると思いますけれども、その辺のところはどういうふうにお考えですか。

○佐藤 晃議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 まず、データの的には、御指摘のとおりでございます。200センチメートルを超え、かつ累年平均最大積雪深に対する倍率が1.3倍。しかも、連日または隔日に雪おろしをするというような状況が必要だというのがデータ上、そのとおりでございます。

ただ、このほかに、長期にわたる交通の途絶が考えられるような場合、それから越冬用の備蓄物資が欠乏するような状況が考えられる場合、それから日常生活の維持がそういうことで困難になる、そういったことで非常に生活がしにくくなる、あるいは山が迫っていて雪崩の発生が

あって、倒壊がある。個別の事案についてはそのように類型されておりますので、そういう状況が発生すれば場合によっては対応も可能ではないか。

さらには、先ほども申し上げましたが、これ以外にもさらに知事が緊急性で必要性があると判断した場合には適用も考えるということですので、十分対応できるものかなと考えているところではございます。

○佐藤 晃議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） 今の答弁ですと、積雪深の基準以外にも該当できるような目安があるし、知事の判断を仰げばできるケースもあるので、そういうもので対応していくこともあり得るというお話だったような気がします。

もう少しお聞きしたいわけですが、具体的に米沢市で今おっしゃったような県内同一基準と、それでなくて、それを補うような基準で知事あるいは県に災害救助法の適用を、例えば田沢地区のところで大変だから適用させてほしいという話になった場合、米沢市で救助対象者というのは具体的に決めているものですか。例えば障がいを持った方、あるいは高齢者で自力で対応できないと言いますけれども、具体的に自力で対応できないというのはどういう状況で、こういう方々というのは具体的にあるんでしょうか。

あるいは、救助内容として、住宅の雪おろしや玄関先などの必要最低限の除雪ということに県では示しています。でも、米沢市では、今申し上げた住宅の雪おろしと玄関先などの必要最小限度の除雪、この必要最小限度というところは規定しているんでしょうか。もっとできないものですか。

やっぱり、具体的に県に要請する際は、米沢市でその辺のところを具体的に規定しておかなければ、県には求めようがないと私は思うんです。やはり、こういう地域の、こういう方々が自力

ではできないんだと、米沢の場合は。あるいは、こういう除雪が災害救助法では必要最小限度の範囲というのは米沢市の場合はこうなんだと具体的に細かに決めておかなければ、県に申請して適用を受けていただくということとはできないと思います。ここは決めているものですか。

○佐藤 兵議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 具体的にそういう人がどういう人なのかという部分について、救助法関係で定めては現在はありません。ただ、高齢者の雪おろしの関係とかそういった基準が福祉関係にございますので、まずはそういった基準で、本当に1人では生活できないというカテゴリーを米沢市で準備した上で県との協議、そして国への申請という形になるかと思います。

○佐藤 兵議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） 米沢市で、申請するとき準備をして、そして申請すると。やっぱり準備をあらかじめしておかなければ、いまいま雪で家屋が倒れるという状況の中で素早く申請して素早く救助法を適用してもらって対応するという話ですから、準備のためにそこから始めて2日、3日たつという話では困りますので、あらかじめ準備をお願いしたいと思います。

次に、雪対策総合交付金の活用のところですよ。先ほどの答弁ですと、県で昨年8,400万円で、米沢市に交付された額は420万円。新年度も同じ8,400万円、県全体で、米沢市は420万円ということで、額が少ないです。なかなか実際はどういうところに使ったらいいのかというのは難しいところがあると思います。

今年度米沢市が県の示された要綱の中でやられたのは、1つは在宅老人福祉事業ということで高齢者の皆さん方の雪下ろし派遣事業、これを2回から3回に拡充した。それから、臨時職員を派遣して雪おろしの業務の窓口業務に当たっていただいた。それから、町内会の除排雪協力会に対して一部助成額を出した。それから、空

き家などについて、どうしても屋根の雪おろしができない場合は、緊急に雪おろしを米沢市の予算でやる。それから、果樹園などについての作業道などの除雪に要した経費について支援したというふうになっております。

実は、県で事業メニュー案というのが示されたわけですが、昨年交付金を創設する際に。そのほかハード事業を含めてソフト事業も結構あると私は思いました。それで、最後のほうですが、県が作り出した雪対策基本計画行動計画の推進に資すると認められるような事業に対する助成という文言もあるんです。これを見ますと、いろいろメニューがあって、これとこれとこれは該当する、これとこれは該当しないということは一応うたっておきながら、各市町村で必要とするものについては、ほぼ活用できるということになっているように感じております。

それで、県内の他市町村ではどういうものに該当させているのかと思ひまして二、三カ所調べましたら、鶴岡市の場合、昨年の10月1日からこの交付金を使いまして克雪化の工事要件を住宅リフォーム制度に加えたというふうになっているんです。御承知のとおり、米沢市が先行して始めた住宅リフォーム制度でしたけれども、その後、県が追いかけて住宅リフォーム制度を県事業として作り出しました。その後、県事業に一本化して、米沢市独自の住宅リフォーム制度をやめたので、なかなか使い勝手が悪いという話が出ました。県の事業につきましては、バリアフリー化、省エネ化、耐震化、そして県産木材を使用するというのが交付条件にありまして、これがなかなか使い勝手が悪いということになっていたわけです。これに鶴岡市では克雪化ということも加えたわけです。そして、昨年の10月以降11月末までに克雪化で20数件の該当があつて、例えば敷地内の融雪あるいは消雪設備を設置した、あるいは屋根の融雪装置を電熱器や温水ヒートポンプなどを取りつけてやっ

た、あるいは雪どめ装置などを取りかえた、ということにしたんです。

だから、県の先ほど紹介しました事業メニューには克雪化のための住宅リフォームに該当をこの交付金を使っていいものかどうかと見てみますと難しいような気がしましたけれども、実際はそういうものも該当しているんです。なので、もう少しこの交付金、420万円と額は少ないわけですが、この議会でも寄せられた住民要望に沿った形で交付金の活用はできないものかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○佐藤 晃議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 まず、交付金の考え方の中で、おっしゃるとおり11項目ございまして、最後の11項目めに、県の雪対策基本計画それから行動計画の推進に資すると認められるものとあります。11項目ございまして、実は11項目のメニューの中身が若干、毛色が違ってございます。というのは、1項目めから3項目めは、実は必須項目になっております。必須項目のうちでも1項目め、これは要援護者の対策事業でございしますが、これは直ちに実施する。つまり平成24年度から既に米沢市は実施しておりますが、こういったことに取り組むものに補助をすると。それから、2項目めと3項目めにつきましては、大体3年のうちにこれはやっていただきたいと。全体事業が5年の事業ですが、3年のうちにやってもらいたいというのが2項目めと3項目めでございますが、実は米沢市はこの2項目めについて平成24年度、12月の補正で上げることができませんでした。これを平成25年度にまず実施したい。

それから、全体的には議員の御指摘のとおり420万円と少額でございますので、さまざまばらしい提案を各市でやっているようですけれども、そういったことについては、なかなかそこまで回らないというのが現状だと御理解いただきたいと思います。

○佐藤 晃議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） 県の予算が少ないのですけれども、考え方としては、この間の、特に屋根から転落するなどの、雪でけが、死亡される方々がたくさん出られたということも含めて、やはり何らかの対策あるいは支援を県でやらなければならないという意識があって、こういうものをつくったと思うんです。だから、そこにやっぱり応えていく。恐らく県は5年間で打ち切るのかもしれませんが、この交付金。しかし、やはりそれに應える形で、米沢市もこれに連動する形で、この交付金の中身、そして交付金が出てきたものの県の雪対策基本計画の趣旨を米沢市の雪対策の中に生かしていくという作業が私は必要だと思うんです。

12月議会では県の雪対策基本計画のいわゆる受皿のような形で米沢市で計画をつくったらいいいのではないかと申し上げましたけれども、それは今までどおり各課の対応でやっていくというお話でしたけれども、やはり総合的にもう一回見直しをする、そして県の雪対策基本計画の趣旨というか中身を米沢市の雪対策の中に生かしていくという形でもう一回検討し直すということが私は必要だと思っているところです。

最後のメニューの、紹介しました「県の雪対策基本計画行動計画の推進に資すると認められる事業に対する助成」ということで、具体的には市民の皆さん方にお集まりいただいて、除雪協力会の方々とか除雪に関係している方々に集まっていただいて、米沢市の現時点での雪の課題は何なのか、これからどういう事業を進めていけばいいのか。先ほども流雪溝の話もできましたけれども、そういうものをもう一回洗い直して、新たな政策課題として仕上げていくという作業にこの420万円、額は少ないですけれども、こういう会議や検討会議の予算としては私は十分生かせると思っております。ぜひそのところを御検討いただきたいというふうに問題提起をし

ておきたいと思います。

次に、避難者の支援のところで伺いたいと思います。市政運営方針のところには一行も書かれていないし、市長からもなかったということでしたけれども、先ほど答弁をいただきまして、今年度も引き続き避難者支援に、全力とは言わないかもしれませんが、力を尽くしていくということだと受け取りましたので、ぜひお願いしたいと思います。

今、避難者の方々は、特に米沢市に在住の方々は、自主避難と言われる方々です。この方々に対して線引きされてきたんです。13指定地域と、それから福島県内の13地域以外の県内自主避難の方々、さらに加えて線引きされたのが県外に避難された県外の自主避難の方々です。それで、今福島から県外に避難されている方々というのは16万人いると言われていて、たしか。6万人でしたか。ちょっと数字、ど忘れしました。全国で県外避難者が一番多いのは、御承知のとおり、山形県です。隣県であるということもありますし、地震の被害が少なかったということで。県全体としては1万人、山形市が4,000人ぐらい。米沢市が3,000人弱、先ほどの答弁ですと、2月1日現在で852世帯、2,691人。だから、全国的に言っても、山形県米沢市にお住まいの避難者の方々、そして自主避難という方々、非常に線引きされて困難な中で生活されている、そういう方々が多いこの米沢市だということを認識する必要があると思います。

今、避難者の方々の御要望というのは、先ほど若干、市長からお話がありましたけれども、借り上げ住宅の入居期限の延長を引き続きしていただけないかということ、それから高速道路の無料化の延長をしていただきたいということ、それから福島県との二重生活の中で苦しい生活を何らかの形で支援していただけないかというようなことです。

私のところに1月以降届きましたアンケートが

あるんですけども、雇用促進住宅の方々から言われていることも同じようなことです。御紹介いたしますと、福島から住所は変更していないので、子供が病院にかかったときの窓口負担が経済上厳しく、大変です。早く窓口負担がなく受診できるようにしていただきたいです。福島から米沢まで毎日通勤しておりますが、通勤費の補助をお願いしたいですという御意見や、二重生活で生活費が増加して困っています。就学援助も年収に関係なく、同じ避難者なので支援をお願いします。それから、現在雇用促進住宅に入居しておりますが、平成26年3月31日までの期限となっておりますので、引き続き入居し続けることができるようにしていただきたいですというようなことが寄せられているんです。

入居期限につきましては、先ほど答弁ありましたように、先ごろの国会の中でも、この問題を取り上げた予算委員会の中で厚労大臣が前向きに検討していきたい、自主避難についても当然、同じように検討していきたいという答弁をされましたけれども、今1年延長というお話、私は初めて聞きましたけれども、1年延長というのは私は非常に短いなという気がするわけですが、新聞報道での1年延長の見込みということですが、具体的に避難者の方に延長しますということをはっきりさせていただかないと、避難者の方々は安心できないんです。そういった要望を福島県、借り上げ住宅の借り上げ元は今福島県ですので、福島県に引き続き要請をしていただきたいと思いますし、東電についても同じように要請をしていただきたいと思いますとお願しておきたいと思いますが、いかがですか。

○佐藤 晃議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 これまでも避難者からさまざまな要望があった場合には、特に福島県に対してその要望をお伝えしてきた経過もございます。それで、議員から今さまざまありました窓口の負担とか通勤手当とか、もしそういうのが大き

な声ということであれば、また福島県のほうにも要望の中の一つとして加えていきたいと思っております。

○佐藤 晃議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） 避難者の方々は、私もお話を伺いましたけれども、今、小学校6年生を抱えている御家庭、それから中学校3年生を抱えている御家庭は、特にこれから進路のことを考えると、福島県で進学したらいいのか米沢で進学したらいいのかと非常に迷っていらっしゃるんです。地域との関係、今後将来福島で生活していくとなると、地元の中学や高校で学んで卒業して地元で働ける、そういう条件を整えていく必要が今からあるというお考えの方などがいて、本当にどうしたらいいかと思案されているわけです。そのときに、入居期限がはっきりしない、生活も非常に厳しい。揺れ動いています、本当に。そこのところを福島県にははっきり、いつまで期限延長しますと、とりあえず。2年、3年やります、あるいは除染がしっかりやられて帰還できるような状況になるまで借り上げを続けますとか、そういう話をしていたただかないと、やはり入居者の皆さん方は安心して米沢市で避難生活を送れないということに私はなと思います。ぜひそこのところを。

これまで非常に米沢市は避難者の方々に気持ちを込めた支援をされてきたので、米沢市がどうだということではありませんので。むしろ福島県や東電、そして国が非常に問題あるわけなので、米沢市としても、ぜひ福島県、東電、国に対して、これまで以上に強く厳しく要望し、避難者の声を届けていただきたいと思います。

私も引き続き避難者の方々の気持ちに寄り添いながら、要望をし続けていきたいと思います。

最後に残りましたのは、2012年度の補正と2013年度の予算のところで、公共事業の拡大ということで政府は今予算を組んでいるわけですがけれども、それで経済対策をやるんだ、景気回復を

やるんだと言っていますけれども、国全体の予算の中身、盛り込まれたメニューを見ますと、先ほど申しましたように、これまでどおりの大型開発公共事業が多いわけです。しかも不要不急の大型公共事業。それは大変問題があって、私ども共産党としても、これは反対しなければなりません。しかし、防災、あるいは地方の道路の改良、あるいは生活に密着するような保育所建設や老人ホームとか、そういう生活密着型の、今本当に必要としている公共事業については、経済波及効果も大きいことですから、大いにこの補正予算を活用すべきだと考えています。

それで、1つだけ伺いたいのは、新年度の予算で新文化複合施設の予算を、補正予算を使って前倒しをしてやりますというお話があったと思いました。それで、元気臨時交付金を使うということではなくて補正債を使うとちょっと聞いておりますけれども、きのうの代表質問の中でもお話がありましたけれども、新文化複合施設の財源のところで1つだけ伺いしておきたいと思います。きのうも国から4割の補助だと、なんか議論になっていました。国から4割の補助をいただいて、市の負担は6割だと。これは私は正確なところではないと思います。残りの6割については、起債を起こして、それで後年度に地方交付税という国のお金が入ってくるわけです。だから、もう少し正確に言うならば、国の交付金としての4割プラス後年度の地方交付税を加えた金額を国の支援額と考える必要があって、市の負担額というのは6割ではなくて、もっと減ると私は思います。その辺のところを教えてくださいんだけれども。

2012年度補正予算を使わないこれまでの議論では、市の負担額はどれだけだったのか。2012年度補正予算を使うことになった場合、市の負担額というのはどこまで減るのか、概略、ちょっと教えていただけますか。

○佐藤 晃議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 まず、国の当初予算で対応する場合、これを申し上げますと、社会資本整備総合交付金により約4割と今までも説明してきたと思いますので、その4割を基準に御説明申し上げますと、残り6割が当然地方負担となります。地方負担のうち財源対策分、これ40%なんです、この部分がありまして、その財源対策分の2分の1、ちょっと細くなるんですが、その分が地方交付税の対象となって後年度交付されてきます。その部分を合わせますと、40%の国の補助金とその交付税の部分、合わせて50%を超える、52%、数字で言えばそういうふうになりますが、52%の交付が受けられるというのがまず当初予算の関係でございます。

今回の国の補正予算でございますが、先ほど市長からも御答弁申し上げましたが、補正予算債を活用するという前提で申し上げますと、当初の40%の交付金の残り60%、この部分の半分が実は交付税で措置されます。つまり、30%と40%の合計70%が国から交付されることになるということで、御指摘のとおり、40%ではなくて、後年度の負担のことを考えれば、もう少しこれは有利だというふうに言うことができるかと思えます。

○佐藤 晃議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） そうしますと、今答弁ありましたように、当初予算、これまでは4割の交付金、いわゆる補助金と、それから起債に対する後年度の地方交付税の算入があって、52%が国からのお金。それから、米沢市の負担は残りの48%程度だと。それで、今回の補正債を使えば、今申し上げたように交付金が4割で、それから地方交付税の後年度算入、これが30%あって、結果として7割は国のお金、市の負担は3割程度だというふうになるわけですね。だから、非常に有利な財源確保が私はできたと思います。

新文化複合施設は市民にとって長年の要望でし

たし、財源確保ができなくて建設が滞ってきた。しかも、中心市街地の空洞化の問題に対して、さまざまな施策をとってきたけれども、なかなか事が進まない。何度も失敗して、これまで1億数千万円、大沼デパート含めての平和通りの再開発などありまして、1億数千万円投入してもだめだった話です。この有利な財源を使って、3割の負担ということでやれるわけですから、実現していくことが私は現実的な今の段階での話だと思っております。ぜひ市長はこの問題について、いろいろ議論はあるところですけども、覚悟をして進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

○佐藤 晃議長 以上で日本共産党市議団代表8番高橋壽議員の代表質問を終了し、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午後 0時09分 休 憩

午後 1時00分 開 議

○小島卓二副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に進みます。

公明クラブ代表、23番山田富佐子議員。

〔23番山田富佐子議員登壇〕（拍手）

○23番（山田富佐子議員） 公明クラブ、山田富佐子です。本日は月末のお忙しい中、雪片づけでお疲れのところ、市民の皆様、傍聴に来ていただき、厚く御礼を申し上げます。

今回の代表質問ですが、公明クラブ佐藤弘司代表が監査委員のため、かわりに質問をさせていただきます。

市民の皆様の信託に応えるため、2年間、無我

夢中で走り続けてきました。早いもので、ちょうど折り返し地点に来ました。先輩議員の皆様、そして何よりも支えていただいた市民の皆様に深く感謝申し上げます。この２年間、８回の質問をさせていただきましたが、市長を初め行政当局の皆様には毎回簡潔明瞭な答弁と、また提案させていただきことに対し真摯に御検討いただき、また実現に向け前向きに対応していただいたことに深く感謝申し上げます。

今回の質問では、安部市長の平成25年度市政運営方針に基づき、米沢市民が今一番不安と感じていること、困っていることなど、市民の皆様のお声をもとに質問をさせていただきます。代表質問も２日目の最後から２番目ということで、今まで質問された先輩議員の皆さんと重複しないようにと考えました。しかし、なかなか進展していないこともあり、現在の進捗状況なども含め、重ねて質問をさせていただきます。

私たち議員は、市民の思いを代弁するためにこの壇上に立たせていただいておりますので、行政当局の皆様におかれましては、２度、３度の繰り返しの答弁となることと思いますが、誠意ある御答弁をお願いいたします。

最初に、日本は、自公連立政権のもと、経済政策、経済再生への期待感が高まり、並行して経済指標の改善も相次いでいるとのニュースも聞かれ、「アベノミクス」という言葉が頻繁に聞こえてくる昨今です。そして、一昨日、緊急経済対策費10.3兆円を含む総額13兆円の2012年度補正予算が参院本会議で可決、成立しました。復興・防災、成長による富の創出、暮らしの安心・地域の活性化など、重点３分野で構成されております。本市の平成25年度一般会計予算総額は346億4,000万円、過去10年で２番目の規模となりました。その中で民生費は114億8,000万円。その内訳の中に、子育て支援医療費給付の対象が現行の小学１年から３年生まで引き上げられ、無償化が拡充されました。そして、本市

によりやく待望の病児・病後児保育所が２カ所開設されるなど、命と暮らしを守る予算、子育て支援に対し大きく拡充・前進されたことに大変心強く思っているところです。

米沢市の人口も減少し、平成24年12月１日現在で8万8,103人です。３年前の平成21年12月に比べ2,126人減少しています。少子化に歯どめをかけるには、やはり子育てにかかる経済的な負担の軽減や仕事と子育てを両立させるための社会基盤の充実と環境整備が重要です。少しでも安心して子供を産み育てられる米沢を目指し、子育てするなら愛と義のまち米沢、行政の手厚い支援、教育・文化の薫る城下町の情緒あふれる米沢と市民から言っていただけるようなまちづくりを目指していきたいものだと考えております。

25年度施政運営方針に基づき、具体的に事業の展開について質問をさせていただきます。

１、安心・安全のまちづくりについて。

通学路の安全対策の取り組みについて伺いたします。

昨年４月、京都、千葉、愛知において、登下校中の児童が交通事故に巻き込まれ死傷者が出る悲惨な事故が発生しました。本県においても平成19年、南陽市において児童が亡くなるという痛ましい死亡事故が発生しております。昨年６月、９月の定例議会で本市の通学路の現状と安全対策の取り組みについて質問をさせていただきました。これは文部科学省により通達があり、通学路の交通安全の確保に向けた緊急合同点検の実施を行い、本市では合同点検の結果、83カ所の危険区域が確認されました。そして迅速に対応していただき、昨年９月の時点では31カ所改善されたと報告をいただきました。残る52カ所についても改善予定であり、業者への発注もされていると聞いております。改善計画に合わせ進んでいることと思いますが、平成25年度はどのように取り組まれるのか、改善計画の進捗

について教えてください。

次に、昨年9月定例会で教育長からハード面での対応は進んだが、運転者への働きかけも進めていかなければならない、本市の教育理念である倫理観の醸成を一層推進していくとの御返答をいただきましたが、具体的には今後どのような取り組みを考えておられるのかをお聞きいたします。

次に、米沢市も今冬大変な大雪であり、冬における子供たちの通学路の安全確保も大変重要であります。市長は豪雪対策について、重要度が高く、市民の満足度を高めるために冬期間の市民生活の安心・安全や円滑な産業経済活動、道路除排雪による交通の確保を図り、丁寧な除雪に努めることについて、昨年度も同様な趣旨で述べられております。

私が住んでいる地域でも数年前まではすり鉢のような道路で、車が通ると子供たちは立ちどまり、すり鉢のような斜めのところに体を寄せて車が通り過ぎるのを待っているところを何度も見かけました。

近年、行政も重要課題である除雪に対し、高齢者の押雪軽減、オペレーターの技術向上のための勉強会、また予算配分など、本当に頑張っておられると実感しています。市民もまたそう感じられたからこそ、いつもは苦情の電話または手紙が、ことしはお礼のはがきが届いたということからも、その結果と言えるのではないでしょうか。

しかし、このような大雪では市内全ての地域で満足を得るのはなかなか難しいと考えますが、子供の安全な通学路確保においては看過することはできません。交差点の隅切りや横断歩道と歩道の間に高く積み上げられた雪の壁、そのために子供たちが交差点の中を歩いて歩道に行く状態にもあります。朝早くから除雪作業をされているわけですが、交差点の隅切りや横断歩道と歩道の間の除雪については、どのように対策、

実施されているのかを教えてください。

次に、学校教育の充実についてお伺いいたします。

今、教育現場では、いじめ問題、体罰問題が後を絶たない状況にあります。平成23年10月、滋賀県大津市の中学2年生の生徒の自殺、昨年12月にも私立中学に通う女子生徒が特急電車で飛び込んで死亡した事件、また昨年、大阪でバスケットボール部のキャプテンが体罰を苦に自殺。滋賀県や大阪だけの問題ではありません。実は、この原稿をつくっている矢先に、今週初めに長井市での体罰ニュースの報道があり、大変ショックでした。子供に教える側の教育者が体罰そして口どめという隠蔽工作、とうとう身近な隣の市の事件に、これらは全国どこでも起こり得る、起こっている問題であると考えます。

いじめ、体罰に対する社会的関心が高まっている中、子供の命を守るため、教育現場はもちろん、社会を挙げて根絶のための対策を進めていかなければならないと考えます。子供が安心して学べる教育環境づくりが重要です。

滋賀県大津市の中学生のいじめ・自殺問題を受け、文部科学省が昨年夏に行ったいじめ緊急調査によれば、昨年4月以降の小、中、高校でのいじめ認知件数は約7万5,000件です。一昨年は1年間で7万件だったのですが、約半年間でこれを超えている結果が報告されております。今まで見逃されていたいじめが浮き彫りになったという結果だと思います。

学校でのいじめを早期に発見するため、文部科学省は公立小中学校でスクールカウンセラーが対応する時間を倍増させ、学校内の相談体制を強化する方針を固めました。具体的には、いじめ対策等総合推進事業に47億6,400万円が充てられます。いじめの早期発見と対応のために、児童生徒の心のケアを担うスクールカウンセラーを全ての公立中学校と約7割の小学校に配置、また公立小中学校の教職員1,400人を増員し、い

じめ問題の対応に当たる教員の増員に17億円を充てることとしております。

山形県においては、2013年度の新規事業として、いじめをなくそう県民運動やいじめのない学校づくり支援事業がスタートします。本市において、これらの事業にどのように取り組みをされるお考えかをお伺いいたします。

また、昨日の海老名議員、本日午前中の高橋嘉門議員の質問と重複しますが、本市の学校現場での現状把握と問題点は整理されているのでしょうか。具体的には、小、中の不登校児童数は何名でしょうか。本市のいじめに関し把握している件数は。そして、体罰に関し把握している件数について教えてください。また、本市のスクールカウンセラーの人数と配置状況などについてもあわせてお伺いいたします。また、最近ふえてきている、そして低年齢化を来している摂食障がい児童数の数も把握されておりましたら教えていただきたいと思います。

次に、放課後児童クラブの支援についてお伺いいたします。

放課後児童クラブの施設借り上げ料が70%から80%に補助の拡充がされ、各クラブでは拡充されたことに大変喜んでおられました。少子化対策の一つとして、子供を安心して産み育てられる環境の整備が喫緊の課題であります。

県は総合的な少子化対策として2013年度予算案で結婚支援対策の充実と強化、子育て不安と負担感の解消に向けた取り組みの強化、仕事と家庭の両立支援の推進の3本を柱に掲げ、その中に放課後児童クラブへの支援事業があります。具体的には、放課後児童クラブ指導員の処遇改善、障がい児の受け入れ体制の強化のための予算配分となっております。

放課後児童クラブは、保護者が仕事で放課後家庭にいない小学生に放課後や長期の休みに適切な遊びと生活の場を与える第二の家庭としての役割があります。本市においては、地域の篤志

家による児童見守りに端を発しているとお聞きしております。県は、指導員の処遇改善や質の向上を図るための新たな事業を掲げておりますが、これは全国初の取り組みであり、県も本腰を入れて放課後児童クラブへの支援を行おうとしております。

有資格指導員に対し、一定の条件を満たした場合、指導員1人につき1万5,000円を施設に支給する新たな事業に対し、本市としてはどのように対応される予定でしょうか、お伺いいたします。また、指導員の処遇改善という目的に沿った事業に対し、本市のチェック体制はどのようにお考えでしょうか。

障がい児を受け入れた場合、国、県、市が3分の1ずつ負担し、1施設に対し157万7,000円を定額補助しております。近年、障がい児を複数受け入れるクラブが増加しております。また、受け入れていただかないと保護者も安心して働くことができないわけでありです。平成24年5月1日現在の障がい児受け入れについて調査したところ、22クラブ中19クラブで受け入れをしておりました。1人の障がい児童8クラブ、2人の障がい児童5クラブ、3人以上6人を受け入れているクラブが6クラブです。障がい児を受け入れた人数に関係なく1クラブ157万7,000円と定額補助なわけですが、近年、複数の障がい児を受け入れているクラブも増加しており、また指導員の個別対応が必要なケースも多いことから、精神的な負担とともに他児童への細やかな対応や指導が十分できないという実態をお聞きしております。やはり今後も障がい児の受け入れをしていただくためには、児童の数に合わせた補助が必要と考えますが、本市はどのように考えておられますか。

クラブには、障がい児のほかに軽度の発達障がいなどが疑われる、いわゆる「気になる子供」への対応や指導についても御苦労されており、そのかわりなどについて研修する機会、指導

員の能力向上を図る研修など、大変重要だと考えます。例えば、指導員が児童厚生指導員の資格取得のための研修会などに参加する場合、市としてはこの研修会の参加費用もしくは研修に参加している指導員の代理指導員の費用負担など、支援についてはどのようにお考えでしょうか、教えていただきたいと思います。

次に、健康づくりの推進について伺います。

平成25年度の市政運営方針の健康づくりの推進の中で、市長は健康診査及びがん検診率5%向上に向けて受診啓発や未受診者対策を強化することを上げておられますが、一口に5%と言いますが、大変な数字だと思います。具体的にはどのように取り組まれるのか、また医師会との連携などについてもどのようにお考えなのかをお伺いいたします。

次に、前立腺がん検診について質問いたします。がんは、昭和56年より我が国の死因の第1位となり、現在2人に1人ががんにかかると言われ、国民の3人に1人ががんで亡くなっている現状です。今、がんは、早期発見・早期治療により治癒する確率が高くなってきております。

昨年、山形大学病院に、購入費用約3億円で、県内では初めての「ダビンチ」という器械が導入されました。ダビンチは、主に胸腹部の手術を支援するロボットです。執刀医は内視鏡が映し出す3Dの映像を見ながらアームを遠隔操作して手術を行うもので、山形大学病院では5月に導入し、前立腺がん手術治療に使用し、大変大きな成果を上げていますと伺っております。

公明党が推進しました女性特有のがんに対し無料クーポン券が導入され、本市の平成23年度乳がん無料検診クーポン券を使用しての検診受診率は34.8%でした。乳がんは10年前は30人に1人の発症でしたが、最近では16人に1人発症するとのデータもあります。また、無料検診クーポン券が届き初めて検診を受け、乳がんが見つかった方もおります。このように、無料検診クー

ポン券は着実に検診率向上と早期発見に大きな効果が出ています。

昨年9月にも男性特有の病気である前立腺がんに無料検診クーポン券の導入を提案いたしました。このときの健康福祉部長の返答は「厚生労働省の死亡率を減少させるという効果が証明されていないため、公的な集団検診として推奨しないとの見解があるため、今後は動向を見ながら検討してまいりたい」ということでした。

しかし、けさ、ある新聞に、このような記事が出ておりました。これは厚生労働省の調査です。病院でがんと診断された外来患者の約4割は、受診の時点で自覚症状がなく、健康診断や人間ドックで指摘されて受診し、がんが診断された。早期発見のための検診の重要性を示すデータである。また、自覚症状がなく受診し、がんと診断されたがんの部位の順位は、肺がんが54.9%、前立腺がんが53.8%、胃がんが49.9%、乳がんが37.2%でした。これは厚生労働省の調査です。この結果から見ると、前立腺がん検診について今後厚生労働省の新たな見解があるのではないかと考えられます。

前回の繰り返しとなりますが、前立腺がんは自覚症状での発見が大変難しく、年とったからと見逃されやすい症状です。前立腺がんは進行すると骨に転移しやすく、腰痛で受診した際に発見されることもあり、また肺への転移により発見されることもあります。前立腺がんの検診は血液検査で簡単に測定でき、その費用は全額自己負担で2,310円です。先ほども言いましたが、前立腺がんは年々増加傾向にあります。50歳から徐々に増加し、2020年には男性のがんで肺がんの次に2番目に前立腺がんの発症が予測され、17人に1人から5～6人に1人の割合で発症すると言われております。

女性だけに乳がん、子宮がん、子宮頸がん無料クーポン券を導入するのではなく、男性にも平等に無料クーポン券導入を要望しますが、せめ

て自己負担2,310円の半分の1,155円を市が助成していただきたいと思います。いかがでしょうか。早期発見・治療により、最終的には医療費の縮減につながるものと考えます。ぜひ、本市の考えをお伺いいたします。

次に、市立病院の将来像について質問をさせていただきます。

最初に、病院の建てかえ時期について伺います。

今までも議会で何回か市立病院の建てかえ時期についての質問がありました。市立病院では今年度、有識者を交えての病院のあり方に関する検討委員会が開催され、私も会議を2回傍聴させていただきました。会議の中では、公立病院として担うべき機能について今後どのようにあるべきか、また人材の確保や施設・経営の改善などについても今後この会議の中で話し合いを進めていく予定であることを聞いております。

全国的な医師、看護師不足の中、また厳しい自治体病院経営の中で、市立病院においては経営改善に取り組み、昭和63年度以降、平成8年度に続き2度目の黒字決算となったと報告もいただき、病院職員一丸となり施設基準の新規取得、診療報酬請求の検証、後発医薬品の導入促進、光熱水費削減、医薬材料の削減など努力をされ、職員が職域を超えて病院経営に積極的に参画し努力されていることに敬意を表したいと思います。節電・節水一つとっても、病院は民間企業と違い、簡単にいくものではありません。2月18日に行われました「1課1改善運動」の発表会で、市立病院総務課が経費削減・増収プロジェクトを発表しておりました。「ちりも積もれば山となる」と言いますが、小さな気づき、そして熱意、日々の努力の結果であると思います。

病院の理念でもある安心そして良質で公平な医療を提供され、地域の中核病院としての市立病院の存在は、市民にとり大変安心して生活できる、そして大切な病院です。病院もかなり老朽化を来しておりますが、今後も市民に安心・安

全な医療を提供するために早急な建てかえを視野に入れた市立病院のグランドデザインの策定が待たれるところですが、病院のあり方に関する検討委員会の途中ではありますが、今後建てかえの時期をいつごろと考えておられるのかお聞かせください。

次に、市立病院が担う役割について質問をさせていただきます。

昭和59年より本市は3病院での病院群輪番制がスタートしましたが、現在は月の半分、そして救急患者の64%を市立病院で受け入れている状況です。小児科、産婦人科、精神科などは、その専門性からも、市立病院に紹介されることが多い状況にあります。また、不採算部門とも言われる救急医療、小児医療、精神科医療などは、公立病院の役割として、いたし方ないのかとも考えます。特に市立病院精神科は、身体合併症を持つ精神疾患患者が治療できる県内唯一の総合病院で、山形県内から手術を必要とする患者、また妊婦などが紹介されてきます。

今後市立病院が果たす役割についてどのようにお考えか、お伺いいたします。

次に、空き家対策についてお伺いいたします。

この問題は、これまでも複数の議員が質問されました。私ども公明クラブの佐藤議員も平成22年12月定例会において、埼玉県所沢市の先進事例を挙げ、質問したところです。その後、当局も視察に行かれ、空き家対策に取り組みを開始しようとした矢先、翌年平成23年3月11日、東日本大震災が発生、米沢市は被災者を受け入れ、支援などで空き家対策は一時ストップ状態となったと報告をいただきました。

米沢市は、昨年11月、コミュニティセンターを中心に、町内会長、地区委員に依頼し、空き家の実態調査を行いました。その結果は2月15日の市政協議会においても報告があり、米沢市には現在899戸の空き家があり、全世帯の2.8%に相当する実情が明らかになりました。その結果

を踏まえ、6月をめどに条例を制定する予定であるとの報告もあったところです。空き家対策を実務上可能にする、そして対策の実効性が確保される条例としていただきたいと願うところです。

そこでお伺いいたします。このたび把握した899戸の空き家ですが、条例制定に向け、今後の対策として、例えば所有者がわかる・わからない、連絡がとれる・とれない、所有者不明など、区分分け、線引きをした上での対応になると思いますが、6月の条例に向けて、まだ先の話かもしれませんが、これからの方向性など、わかりであれば教えていただきたいと思います。

空き家は個人の問題であります。一線を超えると確実に地域の問題になってきます。夏場の雑草繁茂、火災の心配、冬場の屋根の雪、建物崩壊の危険など、私ども議員にも市民より数々の相談が寄せられているところです。しかし、空き家はあくまで個人の財産であるため、自治体が介入できない領域が多いところです。そのための条例制定だとも思いますので、一挙にはいかない面もあるとは思いますが、重ねて、ぜひ実効性のある条例制定にしていきたいと思います。

近年、ライフスタイルの多様化による核家族化、単独世帯の増加に加え、人口減少を伴う少子高齢化が加速したことにより、増加の一途をたどる空き家であります。空き家を解体しないほうが得をする税の制度、固定資産税は家屋を撤去して更地にすると税額が上昇します。このことが所有者が空き家を解体せずに放置してしまうことの要因になっているのだとすれば、国の制度の改善を働きかけることも必要だと考えます。こうしたことも踏まえた上での恒久的な取り組みにしていかなければなりません。当局のお考えをお聞かせください。

空き家問題は全国的な課題です。昨年3月には秋田県大仙市で全国初の行政代執行による空き

家の撤去が行われるなど、条例を制定して空き家対策に取り組んでいる自治体は、昨年4月現在で50余り。それから1年経過し、もっとふえていると思います。

そこで提案したいのは、何も解体するだけでは空き家対策ではないということです。有効な利活用の視点も大事ではないかということです。市政運営方針にありましたが、今年度の新たな事業として、若者移住を促進する住宅取得支援、起業支援の事業を創設し、実施しました。さらに新年度は拡充させるとのことですが、若い子育て世代の御夫婦に低価格で空き家を利用してもらおうといった事業はいかがでしょうか。いわゆる空き家バンクに登録してもらおう。管理運営は行政でもNPO法人でもよいと思います。ぜひ、お考えをお伺いしたいと思います。

最後に、悪臭問題について伺います。

平成20年12月定例会において米沢市議会として悪臭問題特別委員会が発足。以来、委員の皆様にはこれまで大変な御尽力をいただき、感謝申し上げます。苦情は以前のように広範囲には広がらなくなったものの、南原、赤崩地区など原因事業所の周辺地域は、まだまだ苦情の絶えない状態で、快適な生活とはほど遠い状況にあります。しかし、これまでの当局を初め悪臭問題特別委員会の地道な取り組みにより、原因事業所の悪臭対策にも大きな変化が見られるようになったと聞いております。

養豚事業所においては、平成24年4月より1年計画で飼育頭数を半減するとの計画。本年2月末で6,500頭から3,500頭と減少計画を達成。しかし、飼育頭数を半減しても、悪臭も比例して半減することはないと思います。しかし、経営的にも重大な決断をして悪臭対策に取り組んでいる姿勢は、以前とは大きく異なっていると思います。

一方、堆肥製造事業所については、悪臭問題特別委員会の提案で地方自治法第100条の2を議決

し、昨年8月、株式会社オー・エー・ピーの深澤社長に調査を依頼しました。その報告会では、堆肥化方式を大きく逸脱した堆肥化が行われている、現在の原料構成では好気性発酵はできない、堆肥化マニュアルが明確になっていないなど、さらに現場では原料が8メートルも積まれている部分があるとの大変厳しい評価であり、とても堆肥製造業とは名乗れない、作業環境も劣悪であることから、抜本的な改善が急務であるとの判定がありました。

許可権者である県もこの結果を重く受けとめ、悪臭委員会に毎回、置賜総合支庁の環境課長がオブザーバーとして参加され、そして指導もあり、現在は入荷を停止し、出荷のみの工程で減らしていると聞いております。

正式コメントではありませんが、県では、次回の産廃業の許可更新である平成26年5月を見据え、今のままでは許可を出せない旨も事業所に話をしていると委員より聞いております。

市長は毎年市政運営方針で悪臭問題の全面解決を図ると述べておりますが、来年5月が大きなターニングポイントですので、それを前にした今年度こそ、市長のリーダーシップで完全決着をするチャンスの年ではないでしょうか。市長の決意をぜひお聞かせください。

以上、壇上からの質問を終わります。

○小島卓二副議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの山田富佐子議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、放課後児童クラブの支援と悪臭問題の解決についてお答えをいたします。その他につきましては部長よりお答えします。

初めに、放課後児童クラブの支援についてですが、放課後児童クラブは、放課後等における適切な遊びや生活の場を提供することにより児童の健全育成や子育てと仕事の両立支援に大きな役割を担っております。しかし、県は、県内に

設置されているクラブの運営状況が、設立の経緯などさまざまな事情により、クラブ間で差があるとの認識を持っておりました。

そこで、このような差を解消し、県内のどのクラブを利用しても一定水準の保育が受けられるようクラブの運営状況を改善するため、平成19年に国が定めた放課後児童クラブガイドラインを基本に、昨年9月に山形県放課後児童クラブ運営指針を作成いたしました。この指針において、指導員の資格を保育士、小学校等の教諭、児童指導員、母子支援員、そして児童厚生指導員の資格を有する者を基本とすると規定しております。

この規定を受け、山形県は、有資格者から資格のない者までが指導員となっている状況を改善するため、平成25年度新規事業として資格を持たない指導員が児童厚生指導員資格取得研修会に参加する際の代替、これはかわりを務めるという意味ですが、代替指導員の人件費の一部を補助する全指導員の資格取得支援事業を実施し、資格を持たない指導員全員の児童厚生指導員資格取得を促進しようとしております。

これと同時に、児童厚生指導員資格取得研修会の受講による資格取得者を含めた指導員の処遇を改善するため、指導員の処遇改善支援事業の実施を予定しております。この事業は、資格を有する指導員を対象に、勤務条件など一定の要件を満たしている場合、指導員の処遇改善に要する経費を指導員が雇用されている施設に交付しようとするものであります。

この2事業によって、放課後児童クラブを利用する児童に対するよりよい保育の実施が期待されますので、この補助事業について積極的に取り組みたいと考えております。

次に、この補助金の使途の確認方法についてですが、補助事業が終了した際には、実施された事業の内容とその事業に充当された補助金の使途を明確に示す決算書の提出を求め、事業内容

が要綱に規定された補助事業内容に合致しているか、また当該事業以外への補助金の充当がな
いかを審査し、事業執行が適正であるかどうか
を確認したいと考えております。

次に、2点目の御質問であります、放課後児
童クラブにおいて障がい児を受け入れた場合の
支援については、御指摘のとおり、現在の国の
補助制度では受け入れ障がい児の人数に関係な
く157万7,000円の定額となっております。しか
し、近年、障がい児を複数入れるクラブが増加
しており、個別対応が必要なケースもあること
から、障がい児や他の児童への対応が十分にで
きない状況にあります。

この状況を改善すべく、本市といたしましては、
県内の福祉事務所長と担当課長が一堂に会する
協議の席上で、障がい児受け入れに対する支援
の充実を要望したところです。県においてもこ
の状況の改善の必要性を認めていたことから、
平成25年度の新規事業として放課後児童クラブ
における障がい児受け入れ推進事業を実施すべ
く、新年度予算にこの事業に係る予算を計上し
ているとのことであります。

その事業内容ですが、障がい児を3人以上受け
入れ、それに対応する指導員を3人以上雇用し
た場合、3人目以降の指導員を雇用する経費に
ついて支援しようとするものであります。この
事業の実施によって指導員の雇用がふえ、その
結果、障がい児や他の児童に対する保育の充実
が期待できることから、本市としても積極的に
この事業に取り組みたいと考えております。

また、これと別に、さらなる障がい児受け入れ
の充実を図るため、現在の障がい児受け入れ加
算額を単価として、障がい児担当指導員の雇用
人数に応じて補助金が交付されるよう、2月20
日に開催されました山形県市長会に私から提案
したところ、全会一致で採択されました。今後
も制度のさらなる充実に向け、国及び県に対し
て要望を続けていきたいと考えております。

最後に、悪臭問題についてお答えをいたします。

高橋嘉門議員の御質問にお答えした内容と重複
いたしますが、最初に、最近の取り組み状況を
簡単に御説明いたします。

養豚事業者に対しては、これまで2回にわたる
改善勧告を行い、悪臭は相当改善されたと認識
しておりますが、以前として赤崩地区や南原石
垣町地区など養豚事業所から近い場所で悪臭が
感じられることから、市では原因調査をするこ
とに平成24年1月に悪臭対策を求める行政指
導を行ったところです。これに対して養豚事業
者からは、豚舎の一部を廃止する減産計画が提
出され、昨年の4月からことしの3月末までの
1年間で約3,000頭、率にして約45%の減産をす
るというものでしたが、減産が順調に進んで、
予定より約1カ月早い2月26日に完了したとの
報告があったところです。

堆肥製造事業者に対しても、悪臭公害防止協定
の遵守を基本に、においに関する専門機関の知
見を取り入れながら効果的な悪臭対策の指導と
監視を行っておりますが、さらに発生するにお
いの総量を減らし、より実効性のある減臭対策
を行うよう指導しているところであります。

昨年12月に開かれました悪臭問題特別委員会
において堆肥製造事業者から、住民の理解を得る
ためには移転も視野に入れており、その実現の
ためには資金が必要であるとの表明がなされた
ところでありますが、今後、養豚事業者または
堆肥製造事業者からの移転に関する相談に対し
ては、行政として幅広い角度から積極的に対応
してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○小島卓二副議長 唐澤建設部長。

〔唐澤一義建設部長登壇〕

○唐澤一義建設部長 私からは、安全・安心のまち
づくりについての通学路の安全対策の取り組み
についてのうち合同点検等についてと、空き家
対策の取り組みについてのうちの条例制定に向

けた取り組みと今後のスケジュールについてにお答えします。

初めに、通学路の安全対策の取り組みについてありますが、通学路を初めとする道路の交通安全に関しては、これまでも関係機関や地域住民等と連携しながら、道路交通環境の整備を行ってきたところでありますが、昨年4月以降、登下校中の児童等の列に自動車が入り込み死傷者が多数発生する痛ましい事故が相次いだことから、国土交通省、文部科学省、警察庁が連携し、緊急合同点検の実施など通学道路における交通安全を早期に確保する取り組みを行うこととなり、これを受けて本市でも、道路管理者と教育委員会、警察署の3者が連携し、合同点検を実施したところであります。

議員お述べのとおり、緊急合同点検の結果、本市では83カ所が危険箇所とされたところであり、何らかの対策が必要となったところであります。その対策に当たっては、国道や県道、市道の道路管理者がそれぞれ行うもの、教育委員会が行うもの、警察署が行うものがあり、83カ所のうち、山形県の21カ所を除き、全て何らかの対策を行ったところであります。県の未対策箇所の対応は、雪が消えてから実施したいと聞いているところであります。

3者が行う具体的対策ではありますが、道路管理者が行う対策としては、路肩のカラー化、ドットラインの設置、外側線の移設、注意喚起文字の表示、水路への転落防止網の設置などです。教育委員会が行う対策ではありますが、児童への指導、見守り隊活動の継続、歩道設置の地域要望の喚起、通学路の検討などです。警察署が行う対策ではありますが、横断歩道の塗り直し、一時停止強調表示の塗り直し、交通指導取り締まりなどです。

なお、歩道の設置のようなハード面では相当な時間と費用がかかりますので、当面は路面への注意喚起文字の表示などを行い、緊急的対策を

とってきたところであります。

次に、新たに歩道が必要な場合についてありますが、調査等を行い、総合的に判断し、本市まちづくり総合計画に組み入れ、国の防災・安全交付金などの制度を活用して積極的に整備を行っていく考えであります。

次に、降雪によって交差点の隅切りのところが見通しが悪く、子供たちが安全に横断できない状況が見受けられるので、このことに対する対策についてありますが、本市では昨年度から交通量が多い路線、学校周辺の主要な交差点など約160カ所をリストアップし、降雪状況や道路パトロール等により路線排雪の前に交差点排雪をすべきと判断した箇所を実施しており、このうち今冬においては、市が担当する箇所としては73カ所の交差点排雪を実施しているところであります。その他、県が実施している交差点が20カ所以上ありますので、合わせて100カ所近くになります。

なお、全ての交差点において実施することは困難ではありますが、今後実施箇所の見直しや拡大等を検討しながら、子供たちの登下校時の安全対策を講じてまいります。

次に、空き家対策に関する条例制定に向けたこれまでの取り組みと今後のスケジュールについてありますが、平成24年7月に空き家対策の関係4部6課から成ります空き家対策検討会を発足させ、昨年11月まで8回の検討会を開催し、空き家対策に関して検討を重ねてまいりました。その検討会で一定の方向性が固まりましたので、今後その方針に従いまして、山形県の空き家対策検討会から示されました空き家等の適正管理に関するモデル条例や先進地の条例の事例等を調査研究し、本市の現状に適した条例案を作成し、パブリックコメント等の必要な手続を進め、平成25年6月定例会に条例案を上程するべく準備を進めてまいります。

私からは以上であります。

○小島卓二副議長 土屋教育指導部長。

〔土屋 宏教育指導部長登壇〕

○土屋 宏教育指導部長 私からは、安心・安全なまちづくりについての通学路の安全対策の取り組みと学校教育の充実についてお答えいたします。

初めに、9月議会でお答えしました運転手への交通法規の遵守やマナーの向上等の働きかけについてお答えします。具体的な働きかけとしては、スクールゾーンに指定された時間帯進入禁止になっている道路にもかかわらず車の進入が見られる場所では、警察による交通取り締まりの継続及び強化を依頼しております。また、道幅が狭い見通しが悪い箇所では道路通行利用者が地域の方々に限られている場所については、学校や警察などから地区住民の方々に注意喚起を行いました。

また、東部地区では、駅前交番と学校、地域が連携しながら、「エリア30」ということで、東部小学校の周りの道路を車は30キロ以下で通行する取り組みを進めています。白線を引いたり標識を設置したりしながらハード面の整備を今進めておりますけれども、それが終了しましたら、雪が消えて、具体的な取り組みが始まるようであります。

このようなことを初め、9月議会でもお答えしましたとおり、警察、道路管理者や交通安全協会と情報交換をすることも多くなり、連携しながら改善に向けて取り組んできたところです。

次に、冬期間の対応についてですが、春に行った学校への調査で出された冬期間の危険箇所及び合同点検の中で出た冬期間の危険箇所、合わせて7カ所について、2月5日に合同点検を行いました。除雪の状況等の確認をしましたけれども、おおむね良好な状況でありました。

また、道幅が狭くなる冬期間は通学路の変更をして登校させている学校もありますし、このたび通学路変更の検討をした箇所もございます。

この箇所につきましては、変更はしなかったものの、急遽、交通指導員を配置するとともに、学校、PTA、警察、地域の方が協力して危険箇所の立哨を行い、子供たちの見守りとドライバーへの注意喚起を行っているところです。

さらに、降雪の状況によっては道路の状態が登下校に支障を来すような場合には、教育委員会が学校からの連絡を受け、道路管理者への除雪等の依頼をしております。

次に、平成25年度文部科学省予算案を本市教育委員会としてどのように捉えているのかという御質問にお答えいたします。

平成25年1月、平成25年度の政府予算が閣議決定されました。小中学校にかかわる主な施策として、いじめ対策など総合推進事業、少人数学級の推進など計画的な教職員定数の改善などが上げられています。悪質ないじめによる子供の自殺など痛ましい事件があり、本市としましていじめの早期発見、未然防止は大きな課題です。また、学校が抱えている課題を解消し、きめ細やかで質の高い教育を実現するためには、子供たちを複数の目で見ることや教師が子供一人一人とじっくりと向き合う時間が必要です。いじめ対策の充実や教職員の加配は本市も県に要望していたことですので、喜ばしいことであると考えております。今後は、具体的な事業などについて国や県の動向を見ていきたいと考えております。

次に、本市の不登校児童生徒数などの実態についてお答えいたします。

不登校児童生徒の数でございますが、平成22年度は、小学校18名、中学校60名、平成23年度は、小学校13名、中学校67名、平成24年度は、1月末現在でございますが、小学校11名、中学校54名であります。ここ数年は微増減を繰り返しているところであります。

不登校児童生徒への対応ですけれども、各学校においては、早期発見、状況把握の機会として、

教育相談やQ－Uアンケートの実施をしております。また、早期対応の取り組みとして、気になる子供の状況について職員同士で共通理解を図る場を設定したり、その声の対応策について検討したりする機会を設けております。

体罰につきましては、現在、県による調査を各学校にて実施している状況であります。

また、いじめの件数は、今年度2学期末の時点で小中学校合わせて17件ですが、うち15件については解消となっています。

いじめへの対応ですが、学校においては状況を把握する機会として、各学校では面談やアンケートの実施などをしております。また、いじめが発見された場合には、被害を受けた子供の心のケアを重視しながら、丁寧な状況確認といじめた子供への心に響く指導を心がけております。

平成24年の学校へのスクールカウンセラーの派遣状況につきましては、中学校5校に8名のカウンセラーが配置されています。また、県の教育相談員は中学校3校に配置されており、市内全中学校にスクールカウンセラーまたは相談員が配置されている状況でございます。配置されるのがスクールカウンセラー、教育相談員のいずれになるかについては、各学校、希望に沿った配置となっております。

拒食症や過食症などの摂食障害の児童生徒についてですが、学校からは4名の報告を受けております。全て中学生です。詳しい原因などについての詳細は避けさせていただきますが、いずれも医療機関を受診しております。学校では、家庭や医療機関との連携をとりながら対応しており、中には改善してきている生徒もおります。

最後に、避難児童生徒についてですが、2月13日現在、小学生186名、中学生52名が本市に在籍しております。最も多いのは、小学校では万世小学校、中学校では第七中学校です。25年度は、小学生177名、うち新入生31名、中学生54名の予定です。若干、減少してきております。

私からは以上でございます。

○小島卓二副議長 菅野健康福祉部長。

〔菅野智幸健康福祉部長登壇〕

○菅野智幸健康福祉部長 私からは、健康づくりの推進についてお答えいたします。

まず、がん検診事業についてでございます。

本市におけるがん検診事業につきましては、胃がん、大腸がん、呼吸器、子宮がん、乳がん検診の5つのがん検診を実施しておりますが、いずれの検診も山形県内の平均受診率を10%ほど下回っている状況で、受診率の向上が緊急の課題となっております。そこで、がん検診の受診率向上に向けた具体的な取り組みにつきましてお答えを申し上げます。

まず、特定健康診査とのセット健診受診を推奨し、相乗効果を図りながら進めているところであります。

次に、多彩な健診スタイルを設定し、実施するものがあります。これは、勤務時間に間に合うように受け付け時間を6時30分からとしている早朝健診、休日でも健診が受診できる土日健診、小さい子供さんを幼稚園や小学校に送り出してからでも間に合う受け付け時間遅目の健診、そして女性限定のレディースデイなどであります。このように、健診を受けようとする方が受けやすいよう工夫を図り、受診率の向上に努めております。

また、新年度より新たに健診日と地区とを合わせて設定した地区別健康診査の実施を予定しております。これは、地区コミュニティセンターや地域のネットワークなどを利用しながら、御近所同士で声をかけ合い、誘い合っただけの健診ができることを期待し、実施するものであります。

加えて、ことし3月に実施します健診希望調査をもとに集団健診の申し込み受け付けを行い、さらに健診を希望しない方の理由を把握してまいります。その調査結果から、健診を希望しない方へのアプローチを行い、治療中の方や健康

に自信がある方、これらの方も受診していただけるように健診の必要性を説明しながら未受診者対策を推進し、新規受診者の拡大に努めてまいりたいと考えております。

あわせて、広報周知活動につきましては、かかりつけ医を含めた委託医療機関や健診受託機関などの関係機関と連携を図りながら受診率の向上に努めようとするものです。

以上申し上げました事業等により、がん疾病の早期発見と早期治療を目指し、市民の健康の保持増進に努めてまいりたいと考えております。

次に、前立腺がん検診についてお答えいたします。

昨年9月定例会の一般質問でもお答えしておりますが、県内13市における前立腺がん検診の実施状況につきましては、現在天童市だけが60歳の一定年代のみ無料で実施しております。新年度より新庄市、上山市、長井市において、一定年代に補助をするとお聞きしております。ほかの自治体につきましては、本市と同様に集団健診やドック健診における有料のオプション検査として実施している状況であります。

本市における前立腺がんの発症件数は、男性の悪性新生物による死亡の上位を占める胃がん、肺がん、大腸がんに次いで多い死亡原因となっております。なお、本市における平成23年度の前立腺がん検診の受診者数は788人と、年々受診者数の増加傾向が見られております。

今後、前立腺がん検診につきましては、国の健康増進法での義務化の動向なども見ながら検討を図ってまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○小島卓二副議長 加藤市立病院事務局長。

〔加藤智幸市立病院事務局長登壇〕

○加藤智幸市立病院事務局長 私からは、市立病院の将来像についてお答えいたします。

初めに、病院の建てかえについてであります、市立病院の外来管理棟は建築から48年、入院病

棟は29年が経過しております。病院の建物は365日24時間稼働している過酷な使用環境下にあることもあって、空調設備の故障、配水管の詰まり、病室への水漏れなど、老朽化が進んできております。また、病棟は6床室が中心のため入院患者さんの不満の要因となるなど、居住性の面でも問題があり、建てかえをも視野に入れた対応が必要となっております。

こうしたことから、今後の病院のあり方や老朽化の進む病院の建てかえを検討するため、外部委員と市民の公募委員で組織した「米沢市立病院のあり方に関する検討委員会」を設置し、今まで3回の委員会を開催してきました。当該委員会におきまして、米沢市立病院が将来的に担うべき機能、人材確保、施設改善、経営改善などのさまざまな項目につきまして各委員の専門的な立場から御意見をいただき、県が策定を進める次期の山形県保健医療計画における米沢市立病院の役割や位置づけ、医療を取り巻く国・県の動向にも注視し、病院のあり方や建てかえの検討を進め、平成25年度の早い時期に答申をいただく予定でおります。

今後につきましては、平成25年度中に本市の財政状況や米沢市立病院の経営状況を勘案した病院機能のグランドデザイン的なものを基本構想として作成し、できるだけ早い時期に建設に取りかけられるよう進めたいと考えております。

次に、市立病院が果たすべき役割についてでございますが、公立病院であります米沢市立病院の役割としましては、山形県の保健医療計画におきまして置賜二次保健医療圏の中で公立置賜総合病院とともに置賜地域の基幹病院として位置づけられているところであります。また、当院の医療理念にも掲げておりますとおり、地域医療に貢献し、安心できる医療、良質で公平な医療を地域住民に安定的、継続的に提供していくことであり、一方では、公立病院という性格上、救急医療、小児医療、精神医療等の不採算

部門に係る医療をも提供していかなければならない役割も担っていることは、議員のお話のとおりであります。

個別的に申し上げますと、救急医療におきましては、平成14年度から集中治療室を設置し、二次救急医療施設としての機能を充実してきております。救急搬送患者は救急担当医の専門以外でも受け入れ、必要なときは専門医の応援を得て診療を行っており、議員の質問でも触れられておりますが、平成23年度実績では、市内3病院の輪番制で対応した救急患者の64%を市立病院が受け入れております。

小児医療につきましては、市内で唯一入院施設を擁しておりますし、精神医療では、先ほどもお話ありましたが、身体合併症を持つ精神疾患の措置入院治療が可能な病院となっており、公立病院としての一定の役割を果たしていると考えております。

私からは以上でございます。

○小島卓二副議長 山口企画調整部長。

〔山口昇一企画調整部長登壇〕

○山口昇一企画調整部長 私からは、空き家等の有効活用について答弁をさせていただきます。

空き家対策につきましては、空き家自体を生じさせないようにする取り組みもまた必要であり、その利活用については全国各地でさまざまな取り組みが行われているようであります。

利活用の方法については、U・I・Jターンの対策と絡めて畑や田んぼ、空き店舗などをセットにしながら就農や起業に役立てていくような方策や、U・I・Jに限らず市民の方にも入居していただき定住促進に活用いただくような手法、また地域の集会所としての活用なども考えられるところであります。

聞き取りの際に議員のほうから鶴岡市の事例の御指摘がありましたので、少し御紹介したいと思います。鶴岡市では、NPO法人が主体となって、空き家、空き地について多方面から管理、

利活用を行っているようであります。このNPO法人の名前は「つるおかランド・バンク」で、鶴岡市や山形県宅地建物取引業協会鶴岡支部など20の団体で構成されており、空き家、空き地の発生を抑制するためのさまざまな業務を支援し、空き地、空き家、狭隘道路の問題を一体的に解決することで良好で快適な住環境整備に寄与することを目的に、昨年11月に設立されております。

NPO法人の具体的な取り組みとしては、所有者から空き家の寄附を受けたり安価で買い取ったりして空き家を再活用する。2つ目としては、空き家情報を発信し、売買を仲介する。3つ目としては、空き家の管理を直接受託する。4つ目としては、用途転換を提案するなどの事業を行っております。不動産業者ら専門家が直接対応することで、複雑になりがちな権利問題も早期解決が期待できるようであります。

また、基金を造成しながら、空き家の建てかえ、改修、空き地を多機能に利用するための経費、通路や私道を整備する経費などに対して助成事業も行うようであります。こうした官民が共同NPO法人を設立して空き家対策に取り組むのは全国的にも珍しい事例のようであります。

現在、本市で考えております空き家等の有効活用の方法といたしましては、空き家の紹介などの情報提供は不動産業者にお申し、行政側としては所有者に空き家の利活用の意向などについて確認しながら、空き家に畑をセットにするなどの付加価値を加えて紹介できるような仕組みづくりができないかと考えております。まずは先進地の取り組みなどを参考にしながら、本市の特色を生かした、他地域と差別化できるような利活用の仕組みづくりについて研究をさせていただきたいと考えております。

私からは以上であります。

○小島卓二副議長 山田富佐子議員。

○23番（山田富佐子議員） 御返答どうもありが

とうございました。それでは、順不同になります
すが、質問をさせていただきます。

最初に、空き家対策について質問をいたします。
今御返答の中にもありましたけれども、空き家
の問題というのは、将来にわたる大きな課題だ
と思います。解体するだけが空き家対策ではな
いような気がします。空き家の解体費用を肩が
わりして、更地にして土地ごと寄附してもらっ
て、避難場所を兼ねた公園に整備するとか、ま
た米沢の場合は雪が多いわけですので町内で雪
捨て場に使ったりとか、そういうような更地に
して使うようなこともできるのではないかと思
いますが、その件についてはどのようにお考え
か教えていただきたいと思います。

○小島卓二副議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 先ほど申し上げましたが、
全国でさまざまな取り組みがございます。今議
員から御指摘の方法についても、山形県内でも
事例があるようであります。利活用できない老
朽化が進んだ建物の場合は行政側に土地ごと寄
附をいただいて、地元の町内会と協定を結びな
がら、どういう活用をしていくのか、維持管理
については地元の町内会で担っていただくとい
う方法で、例えば軽スポーツの広場であります
とか、今おっしゃられたような公園、そういっ
たものを行政側が簡単に整備をして、運営を地
区にお任せするという手法もあるようでありま
す。こうした手法なども含めて、先ほども答弁
をさせていただきましたが、まずは研究をさせ
ていただきたいと思います。確かに条例によっ
て適正管理をルール化していくというところは
非常に大事な要素であります。こうしたソフ
ト事業を使うことによって空き家、空き地の増
加を抑制していく仕組みづくりというのもまた
必要だろうと基本的に認識しておりますので、
まず勉強させていただきたいと思います。

○小島卓二副議長 山田富佐子議員。

○23番（山田富佐子議員） ありがとうございます

す。

次に、放課後児童クラブについてお伺いたし
ます。というよりも要望なんですけれども、先
ほどの御返答の中にもありましたが、放課後児
童クラブへの支援については、県も本当に取り
組んでいらっしゃるし、また市も、きょうのお
話の中で、前向きに取り組んでいく姿勢もうか
がえました。前回、放課後児童クラブの施設借
り上げ料が70から80%に上がるにしても、すぐ
にはできなかったことですので、今回もそうい
うふうに放課後児童クラブに対して支援をしよう
という気持ちを聞いただけでも、きょう傍聴
にいらっしゃっている放課後児童クラブの先生
方は、支援していただける、私たちのことを市
のほうでも少しずつわかってもらっているんだ
など、そういう励みになるだけでも違うのでは
ないかと思しますので、今後とも手厚い行政の
支援をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、通学路の点検の取り組みについてお伺い
いたします。

最初に、交差点の隅切りや横断歩道と歩道の除
雪についてですが、実は私は地域での共助の精
神が大切なのではないかと考えているところで
す。近年核家族化が進みまして、家族の中でも
就労時間、また朝起きたり寝たりする時間が違
ってきて、朝顔を必ず合わせるということが少
なくなっているようです。実は私たちが子供
のころには、朝どの家庭でも一斉に雪かきを
して、自分の玄関先、「錠口」と昔言いました
けれども、錠口だけでなく向こう三軒両隣の
助け合い精神で雪かきをしておりました。

要望ですけれども、市内17カ所のコミュニテ
ィセンターが完成して、輝くわがまち創造事業が
今回いよいよ展開されるわけですから、ぜひ、
この事業をきっかけに、地域のコミュニテ
ィーが活発となって、希薄な関係から共助の精
神が培われ、豪雪地帯の米沢は行政と市民、地
域が一緒になって雪に取り組んで、自助、共助、

公助の精神で安全な通学路の確保に取り組んでいる姿も大切な地域づくりと考えますが、まずこの点について、いかが考えるか教えてください。

○小島卓二副議長 唐澤建設部長。

○唐澤一義建設部長 米沢市は雪国で雪が降るわけでございますけれども、除雪にも限界があるということがございますので、地域の方々の協力をいただかないと、なかなか行き渡らないという点がございまして、ぜひ地域の方々の協力もいただきながら、全力を挙げてやっていきたいと思っております。

○小島卓二副議長 山田富佐子議員。

○23番（山田富佐子議員） やはり地域の気持ち、みんなでやっていこうという盛り上がりとか盛り上げというのも大切なことだと思いますので、今回輝くわがまち創造事業の中でどのようにそれが反映されていくかはわかりませんが、そういうことも大切なのではないかと、要望します。

次に、先ほど御返答の中にもありましたけれども、今回の補正予算及び平成25年度の予算の中に防災・安全交付金が計上されました。その中で、社会インフラの総点検、維持補修等に使えるほかに通学路の安全対策にも支援できることになっております。注意喚起の文字とかドットラインとか路肩の表示とか看板の設置にとどまらず、道幅を拡充するとか、押しボタン信号機というのはすごくお金がかかるわけです。でも設置の改善にもぜひ取り組んでいただきたいと思います。先ほども話ありましたが、費用が高くて改善できずにいる危険箇所が何カ所かあると思うんですけれども、その危険箇所、わかれば何カ所なのか教えていただきたいと思います。

○小島卓二副議長 唐澤建設部長。

○唐澤一義建設部長 今手元に危険な箇所がどこかというものを持ち合わせておりませんが、そう

いった危険な箇所につきましては、先ほど申し上げましたけれども、まちづくり総合計画にも組み入れながら、順次整備をしていきたいと考えております。

○小島卓二副議長 山田富佐子議員。

○23番（山田富佐子議員） わかりました。では、よろしくお願いします。

あと、通学路の安全対策について、もう1点質問いたします。通学路の安全対策というのは、1回点検したから終わりではないと思うんです。これからも継続的に点検というのは必要なのではないかと考えますが、今後どのような形で継続していくかについて、お考えなどあれば教えていただきたいと思います。

○小島卓二副議長 土屋教育指導部長。

○土屋 宏教育指導部長 このたび通学路の安全にかかわりまして、学校だけではなくて警察それから地域の安協の方々、PTAの方々、たくさんの方々と連携を持つことができました。そういった方々とともに今後も継続して確認をしていきたいと思っております。

それから、特に危険な箇所がございまして、ここにつきましては具体的な解決策を見出していかなければいけないということで、今後も相談をしながら対応していきたいと思っております。

○小島卓二副議長 山田富佐子議員。

○23番（山田富佐子議員） では、よろしくお願いいたします。

次に、学校教育の充実について、1点、これは要望させていただきたいと思います。先ほど摂食障がい児童数についてお話をお聞きしましたが、摂食障がいというのは、皆さんも御存じかとは思いますが、神経性食欲不振症、拒食症と神経性大食症状、過食症があって、日本では両方の患者さんがふえ続けているわけです。そして、これは本当は若い女性に多い病気なんですけれども、最近、発症が低年齢化しております。2年前に厚生労働省が実施した調査の

中では、中学生、高校生の有病率が過去最高となっていて、今後小学校5、6年生にもふえていくということも確認されております。

具体的な数を言いますと、東京都と神奈川県で調査した結果、10万人当たり、小学5年生は69人、6年生が103人でした。中学3年生では531人。また、小学3、4年生にも患者さんがふえてきているということで、もう一つの問題は、これは精神合併症などによる死亡率も高いんです。拒食症にかかった若い女性の7～10%が死に至って、精神疾患の中でも高い致死率なわけです。

一番はやはり摂食障害の予防と早期発見なんですけれども、これは家族が気づくことが一番本当は多いし一番いいわけなんですけれども、今のようないろんな社会生活の中ではなかなか気づけず、学校の健康診断で去年よりも体重がふえていない、減っているとか、学校医と養護教諭が気づくことが多々あるということが新聞に出ておりました。そう考えると、学校医、養護教諭、またスクールカウンセラーのかかわりというのは、本当に大変重要なのではないかと思っているところです。

先ほど米沢市では4名という数を報告いただきましたが、多いのではないかと私自身もちょっとびっくりしました。1名もしくはないかなと思ったんですけれども。子供たちを取り巻く環境というのは本当に複雑で、ストレス社会とも言われるような現在において、早期発見して適切な治療をすれば回復できる病気でもありますので、今後もぜひ注意深く子供たちにかかわっていただきたいことをつけ加え、要望したいと思います。

時間もなくなってきましたので、次に医師不足が今社会的に問題になっているわけなんですけれども、先ほど壇上でも言いましたけれども、米沢市立病院は64%を受け入れているということで。県の医師会でも救急医療の現状と課題の

中で二次、三次の高次救急医療を受診する患者の8割以上が軽症患者で、このままの状態が続けば本来の役割である命にかかわるような重症患者への対応のおくれとか、また医師や医療スタッフの過重労働が懸念されるということが上げられておりました。コンビニ受診とか軽症患者の受診を減らしていかないと、医師の確保はすぐになんかできないと思いますし、また救急外来を担当する医師がいなくなる可能性もあります。実は、兵庫県の県立柏原市民病院では、救急外来の小児科の医師が減少して閉鎖の危機に陥っている、市民がコンビニ受診を控えましょうということで署名運動など市民運動をやっているということも聞いております。

皆さんも御存じだと思うんですけれども、医師は本当に過酷な勤務状況をこなして、夜勤をして、また次の日も普通と同じく仕事をされているわけですので、自身の健康とか、医療事故にもつながりかねないのではないかと私は思います。医師はスーパーマンでもありませんし、1人の人間として私たちと同じ家庭での役割もあるはずですよ。

こういう状況の中で、市立病院だけでなく米沢市全体の医師、看護師が長く働き続けられるような体制を市としても真剣に考えていく必要があると思います。

ちょっとはしりますけれども、実は山形市で今回、事業費2,175万円で専門業者に委託して、電話による24時間健康医療相談サービス事業が始まるわけです。実は、このシステムについては去年2月に私のところに専門の業者が来まして、米沢でも導入いかがでしょうかという話があったところだったんです。これは、24時間、保健師、医師、看護師、薬剤師、あらゆる医療スタッフが対応してくださるんです。去年東根市で若いお母さんが、子供が泣きやまない、相談する人がいなくて暴行したという痛ましい事件もありました。そういうのも身近に相談でき

るわけなんです。これがどんどんと全国の市町村で徐々にふえてきているわけです。コンビニ受診を少なくしたり、あとは救急搬送の経費を削減するためにも、こういうものの導入というのはすごく大切だと思うんですが、今話を聞いて、こういうシステムの導入についてはどのように思われるか、御返答をお願いしたいと思います。

○小島卓二副議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 本市全体の救急ということで、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

米沢市では二次救急医療病院の医師の負担を軽減するということで、休日診療所に加えて平成20年11月から平日夜間診療所、これを開設しております。救急患者の増加それから医師不足による過重労働を平日夜間・休日診療所で軽症患者をお引き受けすることで負担軽減を図っておるところであります。あわせて、二次救急医療病院での本来の救急重症患者の診療を阻害することのないようにということも担っておるわけでございます。

また、米沢市内では3病院で救急輪番制をしきまして、重症や一刻を争うような患者さんに対して安全で質の高い医療を提供していただいている状況であります。

また、県全体では山形県の救急電話相談、いわゆる＃8500番、これを毎日夜の7時から10時まで開設して、夜間の急な発熱、腹痛の相談に応じている状況でございます。

今議員が申されました24時間の健康医療相談サービス、こちらの医師の負担の軽減対策につきましては、私どものほうでも山形市の状況というところ、これからちょっと調べてみなければわからないんですけども、今後医師の負担軽減、あわせて本来的に市民の方々にとりましての実際の利便性、その辺を検証させていただいて、あと関係機関とも協議しながら、必要

性も含めて検討させていただきたいと思います。以上です。

○小島卓二副議長 山田富佐子議員。

○23番（山田富佐子議員） では、時間も少なくなってきましたので、今平日夜間の診療所とか＃8500番のお話がありましたが、これは3時間しか対応しないわけなんです。夜の6時半とか7時から9時までとか10時までの対応で。子供が熱を出したりするのは、夕方元気に遊んでいても、寝るころ、9時過ぎごろに熱を出したりというのがあるわけです。そのときに相談するところがなくて、結局は救急外来を受診せざるを得ない。そうすれば軽症患者がどんどんふえていくということもありますので、先ほどの24時間対応のシステムについては前向きに検討していただきたいのと、あと先ほど前立腺がんのことについてお話ししましたが、10人に1人が前立腺がんにかかる時代だと言われておりますので、ここで数えると50人くらいの男性の方がいらっしゃるわけで、あと5～6年後にはこの中で10人の方は前立腺がんになる可能性もあるということなんです。そう考えると身近な問題に捉えられるのではないかと思いますので、その辺も今後検討していただきたいと思います。

以上で終わりたいと思います。ありがとうございます。

○小島卓二副議長 以上で公明クラブ代表23番山田富佐子議員の代表質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 2時30分 休 憩

~~~~~

午後 2時40分 開 議

○小島卓二副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、あらかじめお諮りいたします。

本日の会議が定刻の午後4時まで終了しない場合、会議時間を日程終了まで延長することにしたと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小島卓二副議長 御異議なしと認めます。よって、本日の会議を日程終了まで時間を延長することに決まりました。

次に進みます。

政鱗会代表、21番山村明議員。

〔21番山村 明議員登壇〕（拍手）

○21番（山村 明議員） 政鱗会を代表して、代表質問を行います。

こんなに天気のよいときに会議をしているなんて逆にもったいないのかなと思っています。皆様お疲れのところ、しばしおつき合いをお願いいたします。

間もなく東日本大震災から2年となります。ギリシャ危機やヨーロッパの財政不安、アメリカの財政の崖問題などは何とか回避できましたが、先進国は財政危機や雇用問題など国内の課題を多く抱え、地球環境問題など政治的関心を向ける余裕をなくしております。

近年、日本も為替危機、石油ショック、バブル崩壊などの幾つもの激変を乗り越えてきた日本経済であり、今はその底力を発揮して、成熟経済対応にギアチェンジしなければならないところであります。

昨年12月に政権がまた自民党のほうへかわりました。民主党政権は分配政策を重視、子ども手当、高校授業料無償化、農家への戸別所得補償といった形で、若年層、第1次産業に手厚くしてまいりました。他方、自民党安倍政権は、全体のパイをどうふやしていくのかという成長政策を前面に押し立て、デフレ脱却の名のもとに大胆な金融緩和と公共投資の必要性を唱えております。円高とデフレを解消し、安定成長に向け政策を遂行していく模様であります。首相は、

金融緩和、財政出動、成長戦略の3本の矢でデフレ脱却を図ろうとしております。

日本は国力を維持し先進国の地位を守れるかどうかの岐路に立たされております。

質問に入ります。

1つ、国の政策等が本市へ与える影響について。

（1）消費税増税について。

2014年4月から消費税率を5%から8%に上げるかどうかをことしの秋に決めることになるわけですが、景気が上向きでなければ増税はできないようであります。さらに、2015年10月からは10%に上げることになるわけですが、食料品などへの軽減税率を検討するべきとの話もあります。消費税の増税の本市への影響はどのようなものになるのかお伺いします。

さらに、市を通しての市民への影響はどのようなものがあるのか。水道や下水道への影響はどのようなのでしょうか。

（2）職員管理について。

米沢市も人口減少に入り、8万6,400人となってまいりました。これからも残念ながら引き続き減少傾向が続いていくと思われます。少子高齢化、税収減少という厳しい状況の中で、職員数の削減などはどのように計画していくのかお聞きします。

地方では公務員給与と民間給与の差が大変大きいわけでありまして、市職員の一般行政職519名の平均、41.1歳、31万3,736円、これに対して民間は、きのう答弁でありましたように、平均給与で42歳平均で25万4,286円、これは正規雇用者ということだったわけでありすけれども、ただこれは給与であって、ここに賞与並びに退職金というものをに入れてまいりますと、米沢、特に地方、押しなべてそうなんでしょうけれども、地方での官民格差というのは大変なもの、特に生涯獲得所得という点では大変な差が生じるわけであります。

このたび、国家公務員給与は平均7.8%減額し

ている。国は消費増税もあり、地方公務員の給与削減を地方自治体でも検討してほしい意向のようですが、米沢市の対応はどうしていくのか。

定年延長について。年金支給開始年齢を段階的に引き上げられているわけではありますが、それに伴って定年延長をどのようにしていく構想か伺います。

## 2、道の駅の整備について。

(1) 東北中央自動車道は平成29年度供用開始となっておりますが、米沢インターチェンジと米沢北インターチェンジの間、通称米米間を同時開通となるように本市は陳情、要望しているところではありますが、インターチェンジをおりた周辺に道の駅機能をつくるようですが、建設場所はどの周辺を考えているのか。

(2) その機能についての構想はどのようなものか。

(3) その施設を通じた情報発信はどのようにやっていくのか。

さきの質問者の方々と重複もしておりますので、ひとつ簡潔にお答えを願えればと思います。

## 3、新文化複合施設をまちの広場に建設することについて。

ポポロビルに新文化複合施設をつくることが発表され、議案提出されたのは1年前、昨年3月議会でした。そのとき反対したのは政鱗会のみでありました。当初建設地と予定していたショッピングビルにあるテナント店の退去がうまくいかず、市は4月に隣のまちの広場へ用地を変更しようとしていました。退去をめぐる問題が解決しないまま予算計上されていたことに議会から批判が続出し、市はまちの広場案を一時棚上げし、候補地を3カ所にして提出し直しました。都市再生整備計画事業としての補助が受けられる時期に完成できるまちの広場案を再び提案、8月臨時会で賛成12、反対10で可決されました。市長は市政に混乱を生じさせた責任をとり、10月の給与減額を議会に示したわけであります。

ショッピングビルの大家とたな子との訴訟は続いており、結果は読めない状況で、また、まちの広場を壊すことに反対する中部地区住民などによる運動も続いております。市民の間で大きな問題となっております。この問題につきましては、じっくり時間をかけて民意を酌み上げ、市民の納得の上で進めなければならなかったのではないのでしょうか。

## 4、平成25年度における市民文化会館の改修工事について。

経年劣化した施設の空調設備等の改修工事を行い、芸術文化活動の拠点施設である市民文化会館の長寿命化を図るということで、空調設備とホール客席の床張り修繕とで9,950万円。改修としては膨大な約1億円をつぎ込むということですが、まちの広場を潰して新文化複合施設を建てるというときに、文化会館もあわせた将来構想というか、建てかえや合築を検討すべきでないかと議会でも発言され、多くの市民の意見でもあります。当局は、耐震調査が平成26年度なのでと言っていたので、改修するとしても耐震調査をしてからではないのでしょうか。

## 5、市立病院の建てかえについて。

先ほど山田議員の質問にも出てまいりましたが、米沢市立病院は昭和40年6月竣工し、昭和59年7月に病棟の建てかえがなされましたが、外来棟、管理棟はことしで48年経過し、かなり老朽化しており、建てかえについてどのように考えているのか。

## 6、老人福祉施設などの老朽化問題について。

昭和の時代に、これからは福祉の時代だという名のもとに、多くの施設が次々と建てられました。昭和40年代以降の好景気時代に建設したものが老朽化し始めているのではないのでしょうか。

## 7、天然ガスパイプライン等を利用した発電について。

東日本大震災から間もなく2年となります。1997年、先進国は二酸化炭素等温室効果ガスの

排出量を1990年水準に比べて2012年までに5.2%削減するという法的拘束力を持つ目標設定、京都議定書を結び、国別目標をEU 8%、アメリカ7%、日本6%減らすとしたものの、アメリカ、中国、インドなどの主要排出国が排出抑制義務を負っておりません。そこで、資源の少ない日本はCO<sub>2</sub>排出の少ない原子力発電にエネルギーを求めてきたわけですが、3・11東日本大震災で原発が被害を受け、国民世論は脱原発一色になってしまいました。

この状況の中で、製造業のまち米沢市としては、進出企業も非常に多いので、エネルギー源を市内や周辺部に求める大義が生じてきているのではないのでしょうか。電力料金の値上げ、この夏の電力供給逼迫は、避けて通れない状況にあります。

福井県の敦賀原発、青森県東通原発は、活断層の問題で再稼働は非常に厳しいようです。再生可能エネルギーと火力発電の中ではCO<sub>2</sub>排出が一番少ないガスタービンを目指すのが、妥当と思われる。本市はガスパイプラインが北の部分で通っており、天然ガスパイプラインなどを利用した発電に取り組むべきではないでしょうか。

以上、1回目の質問を終わります。

○小島卓二副議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの山村明議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、道の駅の整備についてと新文化複合施設をまちの広場に建設することについてお答えいたします。その他につきましては部長よりお答えします。

初めに、道の駅の整備についてであります、現在の道の駅の整備に向けた準備状況につきましては、高橋嘉門議員の代表質問の答弁と重複いたしますが、今後民間関係団体を含めた準備検討会を立ち上げて、設置場所、規模、機能な

どを含む基本構想を策定してまいりたいと考えております。したがって、建設場所については、現時点ではまだ明確となっておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

なお、候補地の選定に当たりましては、道の駅への出入りのしやすさ、周辺環境などの立地特性のほか、競合施設の影響なども十分考慮し、準備検討会で候補地の検討を進め、具体的な候補地などを含む基本構想がまとまれば、接合する道路管理者など関係機関と協議を進めてまいりたいと考えております。

また、新しい道の駅の機能につきましては、道の駅の基本的な3つの機能である道路利用者のための休憩機能、道路情報や地域情報の発信機能、交流を促進する地域の連携機能、これらに加えて防災拠点機能もあわせて整備したいと考えております。このうち特に地域情報の発信機能と地域の連携機能につきましては、地域の特産品や加工品等の販売を行うとともに置賜全体の産物をそろえるなど、米沢の産業を初めとし地域ブランドの発信機能を強化し、まちなか観光への導入機能を考慮しながら、レベルの高い施設としていきたいと考えております。いかに米沢の特色を出していくかがポイントとなると思いますので、関係機関とも十分に協議を重ねてまいりたいと考えております。

続いて、新文化複合施設についてであります、これまで長い年月をかけて中心市街地活性化の議論がなされ、幾つかの事業が企画されては消え、その都度振り出しに戻るということを重ねてきた経緯と、それにもかかわらず中心市街地活性化の重要性は少しも低下していないということ考えたとき、新文化複合施設の建設を見送るのではなく建設地を変更するという選択は誤ったものではないと思っております。

ただし、昨日の我妻議員の御質問にもお答えしましたように、建設地を変更してもなお建設しなければならない理由、すなわち中心市街地活

性化の市全体における重要性、図書館、市民ギャラリーの市民全体における必要性について、市民に十分御理解をいただくための努力が不足していたように思います。17地区での説明会などによって大分御理解をいただいたようですが、今後もなおその努力を続けていく考えです。

私からは以上です。

○小島卓二副議長 須佐総務部長。

〔須佐達朗総務部長登壇〕

○須佐達朗総務部長 私からは、国の政策等が本市へ与える影響についてお答えいたします。

まず、(1)の消費税増税についてであります。消費税の増税分が国と地方にどのように配分されるのかについて申し上げます。現行では、消費税率5%のうち1%分が地方税であるとともに、国税分の4%のうち1.18%分が地方交付税の原資として地方に配分されますので、合計2.18%分が地方分として取り扱われています。

これが平成26年4月1日から消費税率8%へ、さらに平成27年10月1日からは消費税率が10%と引き上げられることとなります。こうした引き上げによりまして、平成26年4月からは、地方分が0.92%、平成27年10月分からは1.54%分増収となります。これを金額にしますと、平成25年度の消費税収の水準が維持されると仮定すれば、平成26年度は約2兆5,000億円、平成27年度は約3兆3,000億円、平成28年度以降は約4兆1,000億円が地方の増収分と見込まれます。

本市の歳入に与える影響を考えますと、都道府県税であります地方消費税の一定割合が地方消費税交付金ということで本市にも歳入されており、平成25年度の当初予算額では8億7,500万円を計上しているところであります。この地方消費税交付金が消費税率の引き上げに伴い増収になると考えております。

一方、地方交付税につきましては、地方全体の財源不足を臨時財政対策債で歳入補填している状況でありますので、地方交付税の原資となる

消費税率が引き上げになったからといって各団体に交付される地方交付税が増額になるわけではないと考えております。

これらのことを踏まえまして、今後ますます社会保障関係経費の増加が予測されますことから、消費税率の引き上げによって社会保障の安定財源の確保を図ることは一定の効果はあるものの、本市の財政状況が大きく好転するほどのものではないと考えているところでございます。

一方、歳出面であります。対価を得て行われる資産の譲渡、それから貸し付け、役務の提供には消費税が課されることから、請負契約、それから業務委託、そして物品等の購入など、広範囲にわたって消費税率引き上げ分の支出が増額となります。

次に、本市を通して市民が受ける影響についてであります。ただいま申し上げましたとおり、歳出面では消費税率引き上げ分の支出が増加することもありまして、前回消費税率が引き上げられました平成9年におきましても、公の施設の使用料などにつきまして消費税率引き上げ相当分を上乗せする改正を行っております。今回につきましても、公の施設の使用料などにつきまして原則としては消費税率引き上げ相当分について上乗せする方向で検討を進めているところであります。その点では、本市を通して市民が受ける影響と考えております。

なお、公営企業につきましても、原則として使用料等を改定する方向で検討を進めておりますが、個々の経営状況も考慮する必要があると考えております。

いずれにしましても、十分な検討を行った上で、使用料等の改定につきましては市議会にもお諮りしたいと考えているところでございます。

次に、(2)であります。職員数の削減、給与等の減額、定年延長についてであります。

まず、職員数の削減の考え方についての御質問についてお答えいたします。国、地方とも厳し

い財政運営を強いられている中にありまして、本市が地方分権の進展による行政需要の増大と質的な高度化に的確に対応し、将来にわたって自立的・主体的に施策を行い、持続的に発展していくためには職員数を適正規模に保つ必要があることから、定員適正化計画を策定し、適正な職員数となるよう取り組んでいるところでございます。

現在の定員適正化計画は、これまでの定員適正化の取り組み実績、本市の置かれている種々の状況、業務と職員のバランスについても十分考慮した上で、平成27年4月1日までに平成21年4月1日時点の職員数と比較して30人程度を削減するという目標を掲げ、その達成に向けた取り組みを行っております。平成24年度、4月になりますが、この時点におきましては、目標値の半分となる15人の削減となっているところでございます。

次に、国から要請されております国家公務員の給与減額支給措置に準じた給与削減に対する今後の対応についての御質問についてお答えいたします。

国は、本市を含む地方自治体において、これまでも自主的な給与削減措置や定員削減などの行財政改革の取り組みが進められてきていることに対して一定の理解を示しながらも、日本再生のために防災・減災事業に積極的に取り組むとともに一層の地域経済の活性化といった課題に迅速に対応するため、また今申し上げました消費税の引き上げについて国民の理解を得て進めるためにも、公務員が先頭に立って取り組みを進めていく姿勢を示すことが重要だという理由から、平成25年度における地方公務員の給与については、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置、これに準じた給与削減を求めているところであります。

概要としましては、国家公務員の特例減額後の

給与をもとに算定しましたラスパイレス指数を100以下にするほか、期末勤勉手当、それから管理職手当についても、国と同様におおむね1割程度の引き下げを平成25年7月から実施するよう求めているところであります。

国は、この給与削減を前提として地方交付税を4,000億円減額して予算案を作成しているところでございます。地方交付税の減額がなされた際には、当然本市の給与費の財源も不足することが予測されることから、県の動きや具体的な影響額などを見きわめながら今後の対応を検討していく必要があると考えているところでございます。

次に、定年延長、再任用に対する今後の対応についての御質問についてお答えいたします。

まず初めに、国の動きについて若干御説明させていただきます。平成25年度から共済年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられることに伴いまして、人事院は平成23年9月、退職後に無収入の期間が生じないように定年の延長を求めていることに対し、このたび国は平成24年3月に定年延長を見送り、法律による再任用の義務づけで対応する方針を決定したところです。しかし、国は本年2月になりましてこの方針を変更し、法整備を見送って、3月までに各府省に再任用を義務化する閣議決定を行う見通しとなっているところであります。

本市といたしましては、こうした国の動きや県それから近隣自治体等の動向を踏まえまして、早急に具体的な検討に入り、定年退職する職員に対する制度づくりというのを進めていきたいと考えているところでございます。

私からは以上です。

○小島卓二副議長 原教育長。

〔原 邦雄教育長登壇〕

○原 邦雄教育長 私からは、山村明議員からの平成25年度における市民文化会館の改修工事について、耐震診断を行ってから改修工事を実施す

べきではないのかについてお答えいたします。

市民文化会館の耐震性につきましては、平成8年度、山形県による既存建築物の耐震予備診断を行い、その結果として、A判定の「安全性が高いと思われる」、B判定の「工事診断を要する」、C判定の「緊急に工事診断を要する」の3段階の区分において、A診断の安全性が高いと思われるという判定を受けたところであり、また、この判定には「外壁周囲の補修が必要と思われる」とのコメントが付されたことから、そのための対応策としまして、平成10年度に外壁の東面、南面の改修を行ったところであり、耐震予備診断から16年が経過いたしますが、その結果から現時点では全面的な建てかえ工事にまでは至らないと考えております。

このような中、新年度予算に盛り込んだ空調設備の改修工事につきましては、建設してから今日まで改修していない空調本体を改修するものであり、現時点でふぐあいが生じている状況にあることから、早急に対応し、施設利用者の快適な環境整備を図っていく必要があるものと考えております。

しかし、多くの皆様に御利用いただく公共施設として何よりも安心、安全であることが求められること、また利用者の総合的な利便性を損なわずに老朽化した施設の長寿命化を図っていかねばならないこと、この両面から改めて検討した結果、このたび、前もって耐震診断を実施する方向で早急に検討していきたいと考えております。

私からは以上です。

○小島卓二副議長 加藤市立病院事務局長。

〔加藤智幸市立病院事務局長登壇〕

○加藤智幸市立病院事務局長 私からは、市立病院の建てかえについてお答えいたします。

山田議員の御質問でもお答えしましたが、公立病院である市立病院は、置賜二次保健医療圏内で公立置賜総合病院とともに基幹病院の役割を

担い、本市を中心とする医療圏の中核的な病院として地域住民の期待に応え、良質な医療を安定して提供し、公立病院として地域の高度医療、救急医療等の不採算部門も担っているところであります。

議員のお話のとおり、病院の外来管理棟は建築から48年、入院病棟は29年が経過しております。病院の建物は365日24時間稼働している過酷な使用環境にあることもあって、空調設備の故障、排水管の詰まり、病室への水漏れなど、老朽化が進んでおります。また、病棟は6床室が中心のため、入院患者さんの不満の要因となるなど居住性の面でも問題があり、建てかえをも視野に入れた対応が必要となっております。

こうしたことから、今後の病院のあり方や老朽化の進む病院の早期建てかえを検討するため、外部委員と市民の公募委員で組織した「米沢市立病院のあり方に関する検討委員会」を設置し、今まで3回の委員会を開催しました。当該委員会におきまして、米沢市立病院が将来的に担うべき機能、人材確保、施設改善、経営改善などのさまざまな項目につきまして各委員の専門的な立場から御意見をいただき、県が策定を進める次期山形県保健医療計画における米沢市立病院の役割や位置づけ、医療を取り巻く国・県の動向にも注視し、病院のあり方や建てかえの検討を進め、平成25年度の早い時期に答申をいただく予定でおります。

今後につきましては、平成25年度中に、本市の財政状況や米沢市立病院の経営状況を勘案した病院機能のグランドデザイン的なものを基本構想として作成し、できるだけ早い時期に建設に取りかけられるよう進めてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○小島卓二副議長 菅野健康福祉部長。

〔菅野智幸健康福祉部長登壇〕

○菅野智幸健康福祉部長 私からは、老人福祉施設

などの老朽化問題についてお答えいたします。

米沢市内の介護老人福祉施設などの老朽化の状況でございますが、13施設のうち築20年を超える施設は4施設でございます。その内訳ですが、特別養護老人ホームは3施設で、昭和52年に建設された成島園、昭和59年に建設された万世園、平成2年に建設された花の里であります。また、介護老人保健施設は1施設で、平成2年に建設されたサンプラザ米沢でございます。

なお、一番古い成島園につきましては、平成25年度に定員110床のうち80床分を取り壊し、新たにユニット型個室80床分を建設する計画になっております。

私からは以上です。

○小島卓二副議長 山口企画調整部長。

〔山口昇一企画調整部長登壇〕

○山口昇一企画調整部長 私からは、天然ガスパイプライン等を利用した発電について答弁をさせていただきます。

天然ガスの活用については、パイプラインが本市を通っているということもあり、議会などでもたびたび御質問をいただいております。県を中心としまして導入に向けた勉強会なども開催しているところでありますが、コスト面などの課題があり、現段階では具体的な動きは見られないところであります。

このような中で、昨年の3月には県のLNG、液化天然ガスであります。利活用懇談会の報告が取りまとめられております。この報告の中では、利活用を進めるための課題点として、1つ目には運営経費の面での安価な天然ガスの安定調達、2つ目には発電設備への供給パイプラインなどのインフラ整備、3つ目として発電設備の新規導入時の多額な初期投資経費の負担、4つ目として天然ガス関連設備の導入効果が最適となるような技術的支援などが大きな課題として整理されております。現実にはこうした課題をクリアしなければならず、なかなか容易で

はない状況に現在あるものと認識をしております。

一方で、天然ガスの供給方法につきましては、本市を通っているパイプラインから直接パイプラインを引いて供給するのではなくて、タンクローリーで輸送し、工業団地内の敷地に受け入れ設備、いわゆるタンクであります。これを設置するサテライト供給という方法もあり、八幡原工業団地などの既存のパイプラインが整っていない地域へはこのような方法で供給し、インフラ整備経費を抑えて、コージェネレーションシステムの導入を図ることも一つの方法として研究がされているようであります。

また、置賜総合支庁が事務局となっております置賜地域低炭素社会形成推進協議会では、八幡原工業団地などでの天然ガス利活用の検討も取り組み項目に掲げられており、今年度も立地企業等を対象にした天然ガス利活用セミナーなどが開催されております。

ガスパイプラインを利用した発電につきましては、巨額の導入経費をどうするかに加えて、どの程度の需要、つまり回収が見込めるかが大きな課題になってまいります。この事業は民間による発電事業者が実施主体となりますことから、国や県などによる事業誘導のための現実的な支援策も必要と考えられますので、事業実現に向けた研究とともに国の施策の動向などについても注視していく必要があるものと考えております。

私からは以上です。

○小島卓二副議長 山村明議員。

○21番（山村 明議員） まず、消費増税でありますけれども、ただいま当局のほうからも説明ありましたように、現在、消費税5%の国の取り分が2.82%、地方の取り分が2.18%。これが8%増税になった後の取り分を見ますと、国の取り分が4.90%、地方の取り分が3.10%。3%増税することによって国が2.08%の増加、

地方が0.92%の増加ということで、国の取り分がどんと大きくなるに比較して地方の取り分はそんなにもふえない。5%のときの国の取り分と地方の取り分との差がより大きく開いた形に見えるわけです。

消費税地方分が約1%弱なわけでありますけれども、先ほどの部長説明とはちょっと違うんですけれども、私の調べの中では約2兆円が地方の税収でなかろうかと。平成24年度の地方財政計画によりますと、地方交付税が17兆円、財源不足額が14兆円となっており、地方への2兆円の増額は貴重ではあるが安定財源と呼ぶにはかなり寂しい状況であると思っております。

そして、消費税の増税ということで、どんなところが影響を受けるのかなと思っておりますが、事業体として米沢市としては市立病院への影響が多いのではなかろうかと思うわけであります。医療費については消費税は非課税でありますけれども、医薬品、医療材料、介護材料、給食材料などの全ての仕入れに消費税がかかってくるわけでありまして、本市の財政の中では一番影響を受ける部門と思われそうですが、その影響はどんな状況を予測されておるのかをお聞きしておきたい。

あと、今後水道なんかは2015年に10%といったときにこういったものも影響を受けるのでしょうか。何でそんなことを話すかと言いますと、2015年の10%には軽減税率が導入されるという話がありまして、食料ということになってまいりますと水はどうなるのかなという思いがちょっとするものですから、その辺、もし何かおわかりになっておれば、ちょっとお答えをいただきたい。

それから、職員管理につきまして、国は国家公務員に準じて職員給与を削減することとリンクして地方交付税を考えようとしているようですが、本市への影響とその対応をどう考えているのか。

それから、これはこの後上程になるんでしょうけれども、退職金の減額ということについて、さらっとお聞きしておきたい。

その辺で、まず1回切ります。

○小島卓二副議長 加藤市立病院事務局長。

○加藤智幸市立病院事務局長 市立病院の消費税の影響でございますけれども、議員お話しのとおり、米沢市立病院だけでなく医療機関全体に言えることではありますけれども、おっしゃるとおり、診療報酬は非課税ですが、仕入れに当たります医薬品、光熱水費等、全て課税ということになっておりますので、制度上、病院側が支払った非課税の仕入れ分については控除できないということになっておますので、平成23年度の決算の例で申し上げますと、最終的に消費税の病院側が負担した金額は1億2,500万円ほどになります。このことから、単純に消費税率が上がった場合の影響額ということで推計いたしますと、3%ですと約7,500万円の負担増、5%で1億2,500万円の負担増ということで、10%であれば2億5,000万円の費用、消費税分の控除し切れない費用を病院側が負担することになりまして、平成23年度の例で言えば、最終的な黒字額が1億3,000万円ということですので、消費税率が10%ということであれば黒字のほとんどは飛んでしまうということになります。

病院としましては、消費税率だけが引き上げられて他の手当がなされなければ病院の経営に与える影響は非常に深刻なものになると考えておりまして、これにつきましては全国の病院団体でも消費税率についてゼロ税率なり軽減税率ということを要望しているようであります。

私からは以上です。

○小島卓二副議長 松村水道部長。

○松村孝義水道部長 議員の御質問の件ですが、当然水道部といたしましても消費税についての対応には十分に配慮しなければならないと思っております。10%になっても8%になっても、

同じような対応はしていかなければならない。

今回、米沢市水道事業等の運営審議会設置条例の制定についてということで今議会に上程しているものがあります。その中で消費税税率が引き上がることによつての水道料金等も含めた見直しを検討していきたい。審議をしていただき、それを市長に答申していきたいと思っております。ですから、今までですと、過去に平成9年に消費税税率改正を行ったときは、この審議会というのは設置しておらず、有識者の方々の御意見を聴取した結果で行って、御意見を聞いた中で改定をしたということでございますので、このたびは審議会を設置して、委員の方は10名程度になると思いますけれども、その中でいろいろな御意見を入れて、水道料金も含めて検討させていただきたいと思っております。

○小島卓二副議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 国は、平成25年7月から地方公務員の給与削減を実施することを前提に、その給与削減分として9,000億円を見込んでおります。その9,000億円については防災・減災、地域の活性化等に使うということで、「行ってこい」という形にはなっておりますが、こうした中で結果的に地方交付税を4,000億円、2.2%減額しております。これは平成25年度の地方財政対策として盛り込まれてございます。この4,000億円の影響を本市としては加味しまして、このたび本市の25年度予算におきましては、財源留保分はあるものの、地方交付税を4億円、5%ほど減らしてございます。理由としては、一つに地方公務員給与の減額の影響というのが当然あるわけですので、その部分を減らして交付税の部分として減額で見積もっております。

それから、退職手当についてでございますが、これにつきましては人事院からまず示されておりました退職給付、これにつきましては官民格差を人事院が行った結果、その解消を図る必要があるということから、これを受けて国は、御存

じのとおり、25年1月1日から段階的に退職手当の支給率を引き下げてございます。これまで調整率が100分の104であったものを100分の98、100分の92、そして最終的には100分の87ということで、経過的に減らしていくことになっております。

こういった国の措置を受けまして、米沢市でも、こうした国の状況、それから県などを参考にいたしまして、米沢市でも段階的に減らしていこうと、そういう内容でございます。中身につきましては、米沢市は現在100分の104の調整率を100分の95、これは25年の4月1日から、そして26年の4月1日からは100分の87と減らしていこうとするものでございます。

影響額といたしましては、100分の104から100分の95に減らした段階では約200万円ほど退職手当は減る、さらに100分の95から100分の87に減らした段階でまた200万円ほど退職手当が減ると見込んでいるところでございます。1人当たりでございます。

○小島卓二副議長 山村明議員。

○21番(山村 明議員) ありがとうございます。

退職金についてでありますけれども、過日ニュースを聞いておりまして、他県の学校の先生方の駆け込み退職があったと。教育現場に多少の混乱があったようでありますけれども、米沢市の職員については、たしか誕生日のあとの3月末日付の退職ということで、そういう人的な配備のところについての影響はないと思うんですけれども、米沢の学校現場での退職の状況は誕生日なのか3月末なのか、その辺はどうなっていますでしょうか。

○小島卓二副議長 土屋教育指導部長。

○土屋 宏教育指導部長 今のところ3月末ということになっております。

○小島卓二副議長 山村明議員。

○21番(山村 明議員) そうしますと、教育現場での影響になるようなことはないと思うわ

けでありますけれども、しかし職員の中でも3月末の退職でなくて年度途中の退職の方がおられるわけでありまして、病気になられたとか寿退社であるとか、こういったものについてはわかるのでありますけれども、そうでない場合の年度途中の退職、こういったものについては当局はどのように考えておられますか。

○小島卓二副議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 退職にはさまざまな理由があるかと思います。今御指摘があったような病気、それから家庭の事情、さまざま理由があるかと思いますが、その理由が特段ない、いわゆる自己都合と言われる場合については、3月31日以外で退職する場合には、通常の率とは異なる、自己都合による率と申しますか、若干不利な退職手当で算定してございます。したがって、基本的には3月31日以外で退職することは若干不利になりますので、それから退職してしまうと給料等支給ありません。そういったことは、年度いっぱいお勤めいただけるのではないかとはいっているところでございます。

○小島卓二副議長 山村明議員。

○21番（山村 明議員） 今の答弁を聞いて、ある程度納得はしました。ですけれども、年度途中でやめられるということは、結局仕事の場、職場に穴をあけるということになるわけでありまして、そういったものについては私はペナルティーが何らかあってもしかるべきなのではないかなと。誰が聞いてもこれは納得できるという状況でない場合にはペナルティーか何かがあってもしかるべきと思ったんですが、今そういったものがあると。

概略でよろしいんですけれども、減額される割合というのは、額はいいですけれども、結構痛手になるようなものなのか、それとも大した差でないというか、その辺、部長の主観で結構ですけれども、どう思われますか。

○小島卓二副議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 私の主観ではなくて、きちんと定めておりまして、自己都合退職といわゆる年度末の定年勧奨退職、この率の差でございしますが、最終的に100分の87、これが完成した場合で申し上げます。この場合で約8月分違いますので、相当の違いだと御認識いただきたいと思えます。

○小島卓二副議長 山村明議員。

○21番（山村 明議員） それから、これから上程になるわけでありまして、一般職の職員の給与について、余り事前審査にならないように気をつけたいと思うんですけれども、一応県のあれにならってというのが今回のタイトルに打ってあるんですけれども、前に人事院勧告に対して県が従わなかったときもありまして、県の対応と人事院勧告との対応が違ったという場合は、米沢市としてはどちらに倣うか、その辺については市長の判断というか、米沢市が独自に判断するということになるんでしょうか。

○小島卓二副議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 県と国の勧告の内容が違うという場合も実は過去にありまして、その違う前はほとんど国と県は一緒だったものですから、ある意味、押しなべて山形県の市町村も県も国も大体同じような内容だったわけです。ところが、地域給も含めまして国と県が勧告を違えるような実態が実は生じてきているんです。現在それについての格差が国と県ではある。ただし、米沢市としては、山形県米沢市ということで、県が県の状況を加味した上での人事委員会勧告を出している以上は、やはり県の人事委員会の勧告、これについて重きを置くべきではないか、そんなことを踏まえながら判断しているところでございます。

○小島卓二副議長 山村明議員。

○21番（山村 明議員） 次に進みます。

道の駅についてでありますけれども、ただいま用地についてはまだ明確になっておらないとい

うことでありますけれども、聞き取りの場面でちょっとひっかかる形がありましたので、ここで一応お聞きしておきたい。

道の駅をつくる方向性は確かに米沢市としては持っておるということで理解はいたします。一応、米沢市にはインターチェンジが、桑山のインターチェンジ、窪田のインターチェンジ、それから今度中央インターチェンジが川井にできるわけですが、道の駅の進出場所については中央インターチェンジの付近用地というふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○小島卓二副議長 小川産業部長。

○小川正昭産業部長 先ほども市長が答弁させていただきましたが、現時点では白紙の状態でございます。

○小島卓二副議長 山村明議員。

○21番（山村 明議員） だから、そのところが聞き取りでひっかかったのでありまして、白紙であるということは米沢インターチェンジ、桑山、それから米沢北インターチェンジ、窪田のところに行く可能性も否定はできないというふうな、私の言葉のニュアンスがあれですけれども、そういうことになるのでしょうか。

○小島卓二副議長 小川産業部長。

○小川正昭産業部長 これも先ほど市長が答弁いたしました、今後、国、県とともに勉強会をさせていただきます。有利な補助制度がないかどうか、あるいは国または県がどういった支援をしていただけるものかということも踏まえまして、準備検討会のほうでその比較資料なども御提出しながら検討をいただくということでありまして、そういったことで御理解いただきたいと思います。

○小島卓二副議長 山村明議員。

○21番（山村 明議員） よくわからないんですけれども、そうしますと、インターチェンジ3カ所あるわけですが、その3カ所が今の時点では全く並列、同等に見れるというふうに

理解するのでしょうか。

私は今までは当然中央インターチェンジ、川井のインターチェンジをおりた周辺というふうに、私の勝手な思い込みかもしれませんが、そう思っておったんですが、その辺、3カ所とも並列というふうに思うことになるのでしょうか。

○小島卓二副議長 小川産業部長。

○小川正昭産業部長 白紙であります、そう捉えていただいてよろしいかと思います。

○小島卓二副議長 山村明議員。

○21番（山村 明議員） あとは、これは要望になるんでしょうけれども、私は道の駅機能のものが米沢のこれからにとって非常に米沢の情報発信であり、物品販売、産直、そういったものに非常に有益なものだと思っております。新文化複合施設に22億円も突っ込むのであれば、今度の道の駅については、これよりまさるものができるはずだと思っております。ですから、今度の道の駅に対しては文化複合施設よりもはるかに質、量ともに十分なものであるように期待をしておきたいと思っておりますけれども、そのことについては何か思い、ございますか。

○小島卓二副議長 小川産業部長。

○小川正昭産業部長 議員のお話のとおり、さまざまな機能を持たせて、米沢らしい魅力あふれる施設にしていきたいと思いますと考えております。

○小島卓二副議長 山村明議員。

○21番（山村 明議員） 次、新文化複合施設に入ります。1つは、テナント問題で1度つまずいて、今度まちの広場に建てるようになったら今度は地元から反対をくらってしまったというふうに2度もつまずいて、つまずいたにもかかわらず、そこで突っ走ってしまった。やはりここでじっくり民意なり市民の方々や議会の理解も得られるように、ここで一旦とまって、じっくり考え直すべきだったのだろうと。白紙に戻せという声もありましたけれども。そのところ突

っ走ってしまったがために、つまりいたまま突っ走ってしまったというところは私は失敗だったのではないかと感じております。

17地区の説明会を終えて、当局のほうはどのように捉えておられるのかをお聞きしておきたい。

○小島卓二副議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 市政クラブの代表質問にお答えをしたわけでありますが、中心市街地活性化、これの必要性、それから新文化複合施設の必要性、必要性と申しまして米沢市全体の問題として必要なものであるということについて理解を深めていただくという意味での所期の目的はおおむね達成できたのではないかと感じております。そうした市全体として中心市街地活性化に取り組んでいくんだ、そのための中核の施設であり、さらには米沢市の特徴づくりとして、顔づくりとして、新文化複合施設がこの重要な地区にあるべきだという部分の理解をもっともっと説明をしていく必要があったと感じております。

○小島卓二副議長 山村明議員。

○21番（山村 明議員） 私も地区説明会に行ってみました。やはり、まちの広場存続運動の方々の熱意を強く、そっちのほうが強いように私は感じたのであります。私個人にも実は万世地区の方、松川地区の方、南部地区の方から行政のやり方がちょっとうまくないのではないかとという長電話をいただきました。今回ここまで時間かかって、ここまでいろいろ二転三転したわけでありまして、住民投票かアンケートをとってみるべきでなかったのかなと思います。合併のときにはアンケートをとったわけでありまして、その辺、これからはとればとるべきだとは思いますが、その辺の当局の思いはどうでしょうか。

○小島卓二副議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 昨年の4月以降さまざまに議論を重ねてきたわけでありまして。その結果

として、今こういう方向性で私ども事業を進めていきたいと考えさせていただいているわけがあります。基本的には賛否を問うという説明会でもございませんでした。理解を深めていただくということを中心に据えてやってまいりました。賛成の立場の方、反対の立場の方、それぞれ各会場にいらっしゃいました。ただ、そうした中でも、質問に対して丁寧にお答えしていくことによって一定程度腑に落ちていただいている部分もあったのではないかなと感触として受けとめております。

この事業については、繰り返しになりますが、中心市街地活性化をまず一刻も早く進めていく必要がある、その第一歩として核となるものをまず町の中に誘導していくんだ、それからコンパクトなまちづくりを進めていく上でもこれは必要な事業であると認識しておりますので、賛否を問う、あるいはアンケートをとるという立場にはないと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

合併の部分は、時代背景といいますか、合併問題の捉え方が今回の問題とは違っておりますので、市民一人一人の意向を確認しながらという部分が相当合併問題については全国的にそうでありましたので、私どもとしても悉皆調査としてアンケートをとるという手法をとらせていただいたところであります。

○小島卓二副議長 山村明議員。

○21番（山村 明議員） 一番の今の争点は、新文化複合施設を建設したいという思いとまちの広場の存続をしてほしいというこの2つの話がありまして、当局ではこの話がまちの広場という部分でバッティングしているという捉え方をしておるわけでありまして、私の考えからすると、この2つの問題、新文化複合施設の建設とまちの広場存続、これを両立させるべきだったのではないかなと。両立させるべきだったと私は思っているんです。この辺、行政手法が悪か

ったのか市長の手腕が悪かったのかという形になってしまいそうなんですけれども、その辺は両立できなかったものでしょうか。

○小島卓二副議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 この点に関しても昨年、全員協議会の中でさまざまシミュレーションさせていただいて御説明をしてきたわけでありませう。

まず、26年度まで約束された国から認定された事業として財源確保を図るのであれば、1期計画の中で進めさせていただけるのはまちの広場に建設する、この手法のみでありましたので、まずその点で違っているという部分。

それから、歴史公園に建てる場合については、コスト面でも、一旦いただいてしまっている交付金、こういったものの返還という部分もありますして、相当程度の無駄が発生してまいりますので、それはできない事態になるということも説明をさせていただきました。

それからもう一つ、これは想定しなかった選択肢ではありますが、文化会館との合築というお話もあったわけではありますが、これについてもやはり事業費が膨大なものになってまいりますので、これについては、あるべき論を詰めていく上では時間がなさ過ぎるという点で、これについても想定の中から外させてもらっているという経過がございます。

A、B、C、3つの候補地の中でさまざまメリット、デメリットを比較させていただいた上でまちの広場にということで御承認をいただいておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○小島卓二副議長 山村明議員。

○21番（山村 明議員） 新文化複合施設については、ポポロビルに当初建てるといったときには、16億円ですという話でした。4割補助だと。当局の一貫した説明の中では、4割補助なんていうこんなすばらしい割合の補助はもうないの

だからという話です。16億円に対する4割というとうと6億4,000万円になるわけですけれども、16億円だったものが、まちの広場に建てることによって20億円ですと。今度、東日本大震災の影響やら資材の高騰やらで22億円ですと。当初の16億円から6億円がもう高くなっているわけです、事業費として。そうしますと、当初計画の4割、6億4,000万円、これに近い額がもう既に建設地を変えること云々で、それと同額に近いだけがもう高くなっている。

さらに、まちの広場、これは土地代別として、今のまちの広場をつくるのに2億6,000万円かかっていたはずでせう。これを暫定的に歴史公園に持っていって、ポポロビルが解決した後にはポポロビルの跡地へ持ってくるというふうになってしまうと、これは私は三重投資になるのではなからうかなと思ひております。こういった三重投資的なこんな行政のやり方は私はあったもんじゃないと思ひうんですが、その辺、当局、どうですか。

○小島卓二副議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 建設費についての変遷でちょっと誤解があるかと思ひます。確かに20億円に事業費が膨らんだわけではありますが、これについては、1回目のプロポーザルを公募する際に20億円という枠を設定して、駐車場と一体型の、含めての建設費として設定させていただきました。これは当然ながらポポロビルを前提にしてプロポーザルを行った時点での金額でありますので、まちの広場に移したことによって20億円になったということではございませう。最終的にプラス2億円、東日本大震災の影響、それから耐震強度のさらなる強化分、木質を使うことによる増加分、これが加わってということでもありますので、これはポポロビルに建設を進めていくに当たっても、やはり同じようにこうせざるを得なかったのだらうと思ひております。東日本大震災を経験して、その後にプロポ

一ザルをやったという時間的な流れはあるわけですが、当初20億円の設定の中では、まだまだ耐震強化という部分での構想はつくられておりませんでしたし、資材の高騰については昨年の後半部分から如実に顕在化してきたという経過もありますので、同じ結果になったのだらうと思います。

まちの広場については、確かに整備費については2億数千万円かかっております。ただ、まちの広場だけ、単体だけで申し上げますと、2億円弱にとどまっております。周辺環境整備も含めて、おっしゃられたような2億6,000万円という金額になっております。

この部分については、歴史公園に機能を移すことによって若干の設備投資といたしますが、電気、給水、排水、それから下水関係、こういったものの設備投資はするわけですが、大きなものではございません。最終的にはポポロの問題が解決した際にはイベント広場を設けたいと思っておりますが、これについては当初の計画、新文化複合施設と向かい側のイベント広場、これを連携しながら、さらには文化会館とも連携しながら、文化ゾーン一体としての機能を整備していきたいという構想について、確かに今回こういう問題になりましたので時間を要することにはなってくるわけですが、最終形としては同じようなグランドデザインの中におさめていきたいという思いがあるわけであります。

○小島卓二副議長 山村明議員。

○21番（山村 明議員） 私も各地区の説明会、2月18日と19日に行きました。市長の説明をお聞きしたわけですが、市長の説明では、ポポロビルのテナント1社が契約期限になっても立ち退きに応じてもらえない事態が発生しましたという大体の趣旨だったと思っております。次の日、19日にも、何か私も合点がいかなくてもう一度説明会に行ったんですけども、説明は同じだったわけであります。翻って、

6月の時点、8カ月前です、6月の時点では、市長が市の広報と6月議会の冒頭で、大家とたな子の権利関係を甘く見たこと、事態を議会に報告するのがおくれたこと、議会への十分な事前調整なしに建設地変更案を打ち出したこと、私の市政運営の不手際から発生したことであり、責任は全て私にありますと。この6月の時点では、市長が責任は全て私にあると言っておきながら、地区説明会に行ったときには、この言葉が、私はこの言葉が一番先に来るものだと思ってお聞きしていたんです。でも、この言葉が全くなくて、テナント1社が立ち退きに応じてもらえないのでということがさも全ての原因のように語られておった。どうも私はこのことが合点がいかない。このことについて、市長、もう一度明確にお願いしたい。

○小島卓二副議長 安部市長。

○安部三十郎市長 テナントが立ち退かない、これ事実であります。そもそもなぜ始まったかといえど、こういう事実だという話を皆様にいたしました。そして、議員が求めていらっしゃるの、その事実の後におわびをしろということだと思うんですが、既にこのことにつきましては何度もおわびをしておりますので、説明会では改めておわびというようなことをしなただけでありますので、どこかでまたおわびをしろということであれば、また何かの機会を捉えておわびするのは決してやぶさかではありませんので、何かおわびを隠して、そして責任をテナントに押しつけたとか、そういうことでは全くありませんので、単に事実を、そもそも発端の事実を述べたということです、その点は御理解をいただきたいと思っております。

○小島卓二副議長 山村明議員。

○21番（山村 明議員） 全く合点がいきません。私が18日に行って、なぜ次の日も連続して行ったか。結局、そのことを確認したかったんです。この問題が起きてから市民と直に市長が接する

最大のチャンスだったわけですがけれども、そのところで一番肝心の責任問題、今市長がおっしゃるようなことだったら、何も給与減額なんてしなくたってよかったのではないですか。私はこれは大きな問題だと思います。やっぱりこのところを説明しないで、各地区回って17地区全部に説明しましたというのは、私は納得いきません。市民はそれで納得してくれるのでしょうか。どうなんですか。市長は、17地区回って、6月1日号の広報と6月議会の冒頭でしゃべったことを全く触れない形で、テナントが出ていけないからこうだったんだと、それで終わりでもいいのでしょうか。もう一度お聞きしたい。

○小島卓二副議長 安部市長。

○安部三十郎市長 6月議会でのおわび、そして広報でのおわびの後にも、各地区で開かれました市長を囲む座談会とか各種団体の集まりとか、いろいろなところでずっとおわびをし続けてまいりました。

○小島卓二副議長 山村明議員。

○21番（山村 明議員） おわびをしてまいりましたというの、どの辺なんですか。私は全然わからないんですけども。おわびの場というのは何かあったんですか。

○小島卓二副議長 安部市長。

○安部三十郎市長 ですから、毎年やっている市長を囲む座談会での最初の市政報告でおわびをする、あるいはいろいろな団体の集まりの中で御挨拶のときにおわびをするということをずっとやってまいりました。

○小島卓二副議長 山村明議員。

○21番（山村 明議員） 何度言っても話がかわらないので水かけ論ですから、ここであれにしますけれども、私は市民は納得していないと思います。そのことだけは最後に申し上げておく。次にいきます。

12月に酒田の市会議員の方とお会いしましたの

で、私は酒田市では合併特例債を何に使いましたかとその酒田の議員さんにお聞きしました。そうしたら、合併特例債の使う期限が大幅に延びたので、のんびりと、これに使ったというのではなくて、これからゆっくり考えて使っていくんだというお話でした。

今、米沢市は約50億円をかけて箱物の整備をやっております。4割補助だと。これ先ほどもしゃべりましたけれども、4割とはすばらしい補助だと言っておられるわけですがけれども、翻って、では酒田市、鶴岡市は何で箱物づくりをやっているのだろうか。それは当然合併特例債でやっているのであって、その合併特例債というのは7割補助、自前が3割です。その3割に対して地方交付税の算定根拠に入ってまいりますので、実質3割からまた減る。そうすると2割、3割には近いんでしょうけれども。そういった中で、酒田、鶴岡は7割補助で箱物整備をやっている、それに対して米沢は4割補助で箱物をやっている。どうもこれは納得いきません。結論的には、これは終わったことなので言ってもしょうがないと言われるかもしれないですけども、何であのとき合併という形……。合併というのなかなか大変でしょうから。でも、小規模な合併であっても合併特例債の適用は、あの期限内にしておれば、酒田、鶴岡のように合併特例債の適用を受けられる状況だったと思って、このことについては私は悔やまれてならないわけでありまして。このことがうまくいっていれば、今回の50億円の箱物整備についても7割補助でやれたのではないかと考えているんですが、市長、その辺について何かお話があれば、お聞きしたい。

○小島卓二副議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 合併特例債の活用については、合併した・しないによって全く2通りに分かれるわけですので、申し上げても何なのかなとは思っています。ただ、過去に法定協議会設置

のための議案をそれぞれ関係市町の議会のほうに上程しながら諮ってきた経過というのが2回ほどあったわけでありまして。米沢市と川西町という組み合わせのときと米沢市、川西町、長井市という組み合わせのときとあったわけでありまして。ただ、いずれにしましても、その中でうまくいかなかったという経過があって今日に至っているわけでありまして、合併したところが得をしていて合併しなかったところが割を食っているということではなくて、合併したところは合併したところなりの苦労というのを抱えているわけでありまして、その点を踏まえて、7割補助なのか4割補助なのかという断片的な議論では、これはお答えしづらいなと考えております。

○小島卓二副議長 山村明議員。

○21番（山村 明議員） これは終わったことなので何ともしようがないですが。ですから、あのときに米沢市が合併について、積極的に置賜の中で主導権を持って米沢市が動いたということであれば、それでできなかったというなら私はこれは諦めなくてはならないと思いますが、私はあのときの米沢市については置賜の中では主導権をとって動いたという動きは、ゼロではなかったにしても、非常に微々たるものであって、酒田市や鶴岡市のように、地域をまとめられるんだと、だめなところは抜いてでも、それでも前に進むんだというふうな、そういう熱意を私は感じられませんでした。愚痴だからいいですけども。そういうふうに愚痴だけ言っておきます。

次に、市民文化会館についてですが、1,000人という置賜地区で一番収容人員の大きいものであります。耐震調査で何とか使っていけるんだとは言っておきながら、置賜の中では一番大きなものでありますけれども、今の利用率からいくと、新しい伝国の杜が非常に使い勝手がいい。ステージの奥行きや控室やら、全てのもの

が新しい中で、どうも伝国の杜のホールの利用頻度が非常に高まっているのに対して文化会館の利用頻度というのは非常に落ちていると思うんです。確かに耐震調査では使えるものだって本当に利用頻度の少ないものをそのまま頑張って使っていくとなりますと、これから先、どの程度の年限もたせるつもりでおられるんでしょうか。

○小島卓二副議長 神田教育管理部長。

○神田 仁教育管理部長 本市には市民文化会館と伝国の杜のホール、さらには文化センターのホールと3つ大きなホールがあるわけですが、おのおの1,000人の規模、500人の規模、300人の規模ということで、利用される方々は、それに応じた使い方をなされているやにも聞いております。一定程度の人数が入るホールがないと民間のコンサートとかそういった部分については1枚の切符の単価が高くなるという部分もあったり、そういった部分で、利用される方々は自分たちの目的に応じた使い方をなされていると思います。

さらに、文化会館をいつまで使うのかということにつきましては、これまで何度もお話しさせていただいておりますが、長寿命化を図る中で10年以上は当然のごとく使っていくべき施設だと考えております。ただし、耐震診断の結果等も全部、総合的に勘案して今後検討すべき問題だと私は考えております。

○小島卓二副議長 山村明議員。

○21番（山村 明議員） 時間なくなってきたので、次、市立病院にいきますけれども、今、維持修繕費はどの程度かかっておりますか。

○小島卓二副議長 加藤市立病院事務局長。

○加藤智幸市立病院事務局長 市立病院の維持修繕費ですけども、これまでは経営状況が非常に厳しかったということもありまして、必要最小限の修繕でとどめておったという経緯がございます。23年度ですと2,000万円、24年度、これま

でにつきましても2,000万円強ということで、修繕費自体、本当に支障が出る範囲について最小限に対応しているという状況でございます。

○小島卓二副議長 山村明議員。

○21番（山村 明議員） これ私は前にもお話ししましたが、図書館なんかより先に市立病院の建てかえ、これは本当にやらなければならなかったものだと思っております。図書館をつくるのに対してどうですかと言えば、それは図書館を熱望している少数のひとと、あと多くのどうでもいい人というふうになってしまうんです。こういった場合、今50億円のお金があつて何をつくらなければならないと思いますかという、そういった物事の思考過程をたどらないと、またぞろこういった、当局はそうではないかもしれないですけども私にとっては後悔なわけです。先行されるもの、要するに今米沢市として何を必要としているかというものの捉え方というのが、ちょっと今回の場合、弱かったような気がするんです。市立病院が結局改築もできないで、またぞろ残ってしまったということですから、その辺について。

○小島卓二副議長 以上で政鱗会代表21番山村明議員の代表質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 4時11分 休 憩

午後 4時12分 開 議

○小島卓二副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議第45号米沢市一般職の職員に対する退職手当支給条例

等の一部改正について外1件

○小島卓二副議長 次に、日程第2、議第45号米沢市一般職の職員に対する退職手当支給条例等の一部改正について及び日程第3、議第46号米沢市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、市長から提案理由の説明を願います。  
安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいま上程になりました議第45号及び議第46号の2案件について説明いたします。

初めに、議第45号米沢市一般職の職員に対する退職手当支給条例等の一部改正について説明いたします。

本案は、国家公務員の退職手当制度の改正等を踏まえ、一般職の職員の退職手当の額を引き下げようとするため提案するものであります。

次に、議第46号米沢市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について説明いたします。

本案は、山形県人事委員会の職員の給与等に関する勧告を踏まえ、一般職の職員の平成25年4月1日における号給を調整しようとするため提案するものであります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○小島卓二副議長 ただいまの市長説明に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島卓二副議長 質疑を終結いたします。

日程第4 議案の付託

○小島卓二副議長 次に、日程第4、議案の付託で

あります。

去る 2 月 25 日の本会議で上程されました議案 40 件及びただいま上程になりました議案 2 件は、会議規則第 37 条第 1 項の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

各委員会は、会議日程により慎重審査の上、議第 27 号平成 24 年度米沢市一般会計補正予算（第 7 号）から議第 31 号平成 24 年度米沢市立病院事業会計補正予算（第 2 号）までの補正予算 5 件の審査結果については来る 3 月 11 日の本会議に、その他の案件の審査結果については来る 3 月 22 日の本会議にその結果を報告願います。

.....

## 日程第 5 請願の付託

○小島卓二副議長 次に、日程第 5、請願の付託であります。

今定例会において 2 月 18 日までに受理いたしました請願は 2 件であります。会議規則第 141 条第 1 項の規定により、お手元に配付しております請願文書表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

各委員会は、会議日程により慎重審査の上、来る 3 月 22 日の本会議にその結果を報告願います。

.....

## 散 会

○小島卓二副議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 4 時 15 分 散 会